



第2次周南市まちづくり総合計画 基本計画(素案)



平成26年7月

目次

I 基本計画	1
1. 基本計画の性格	
2. 基本計画の分野構成	
II 「目指すまちの姿」の実現に向けた主要プロジェクト	2
1. 社会で育む少子化対策プロジェクト	
2. 揺るぎない安心安全プロジェクト	
3. 自立した地域づくりプロジェクト	
4. まちじゅう賑わいプロジェクト	
5. 産業活力・富の創造プロジェクト	
6. 中山間地域振興プロジェクト	
7. 将来に向けた行財政経営プロジェクト	

■ 基本計画 分野別計画体系図

■ 分野別計画

• 1-1 教育の充実.....	6
• 1-2 教育環境の整備・充実.....	10
• 1-3 子供の健全育成.....	13
• 1-4 子育て環境の充実.....	16
• 2-1 生涯学習の推進.....	21
• 2-2 文化・芸術活動の振興.....	24
• 2-3 スポーツの振興.....	28
• 2-4 人権尊重社会の実現.....	31
• 3-1 地域コミュニティの活性化.....	35
• 3-2 中山間地域の「地域づくり」の促進.....	38
• 3-3 市民活動の促進.....	41
• 4-1 災害に強いまちづくりの促進.....	44
• 4-2 消防・救急体制の充実強化.....	48
• 4-3 市民生活の安全性の向上.....	51
• 5-1 地域福祉の推進.....	54
• 5-2 高齢者福祉の充実.....	56

• 5-3 障害者福祉の充実	59
• 5-4 健康づくりの推進	62
• 5-5 地域医療の充実	65
• 6-1 生活道路の整備の促進	67
• 6-2 交通環境の充実	69
• 6-3 緑の空間の創造	71
• 6-4 快適な居住環境の整備	74
• 6-5 水道の安定供給と下水道の充実	77
• 7-1 農業の振興	84
• 7-2 林業等の振興	88
• 7-3 水産業の振興	90
• 7-4 地域ブランドの推進	93
• 7-5 中心市街地の賑わいの創出	96
• 7-6 商業の振興	98
• 7-7 工業・新産業の振興	100
• 7-8 企業立地と就業支援の促進	103
• 7-9 産業基盤の整備	105
• 7-10 観光・コンベンション等による交流の推進	109
• 8-1 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現	113
• 8-2 循環型社会の実現	116
• 8-3 環境保全の推進	120
• 9-1 市政に参画できる仕組みの充実	123
• 9-2 将来を見据えた行政経営	126
• 9-3 持続可能な財政運営	129
• 9-4 公共施設老朽化への対応	131

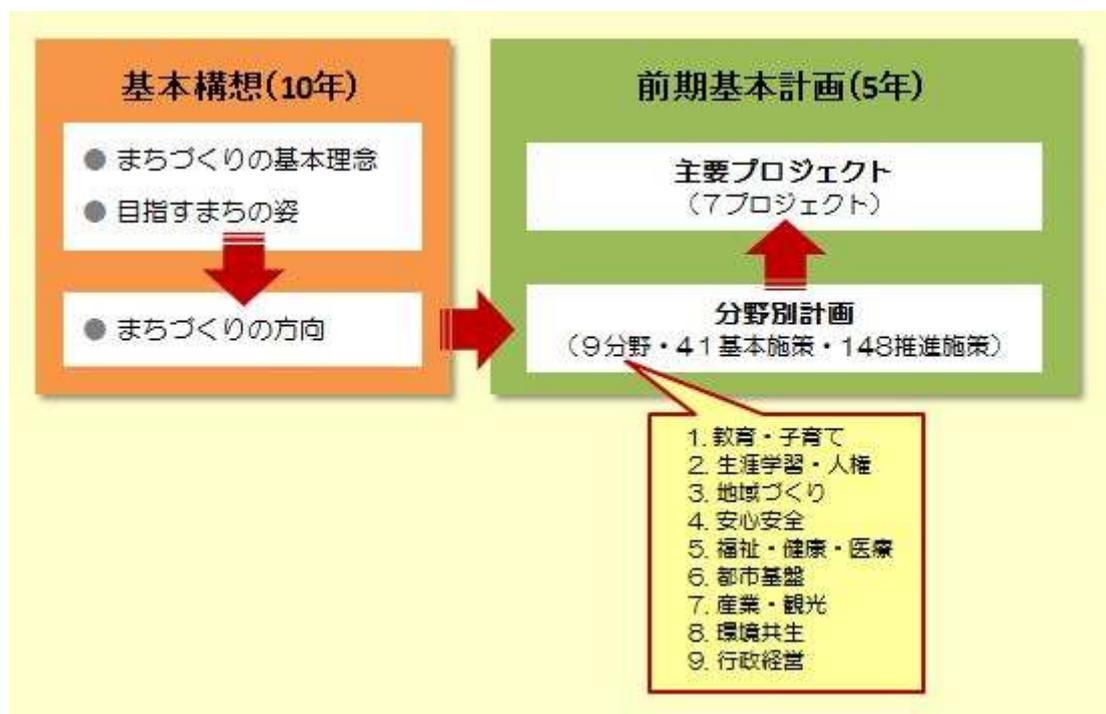
I 基本計画

1. 基本計画の性格

この基本計画は、基本構想の実現に向けて、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、総合計画の前期5年間（平成27（2015）年度～31（2019）年度）における、分野ごとの施策の基本方針と戦略的な取組みを示す、本市の総合的な行政運営の基本となるものです。

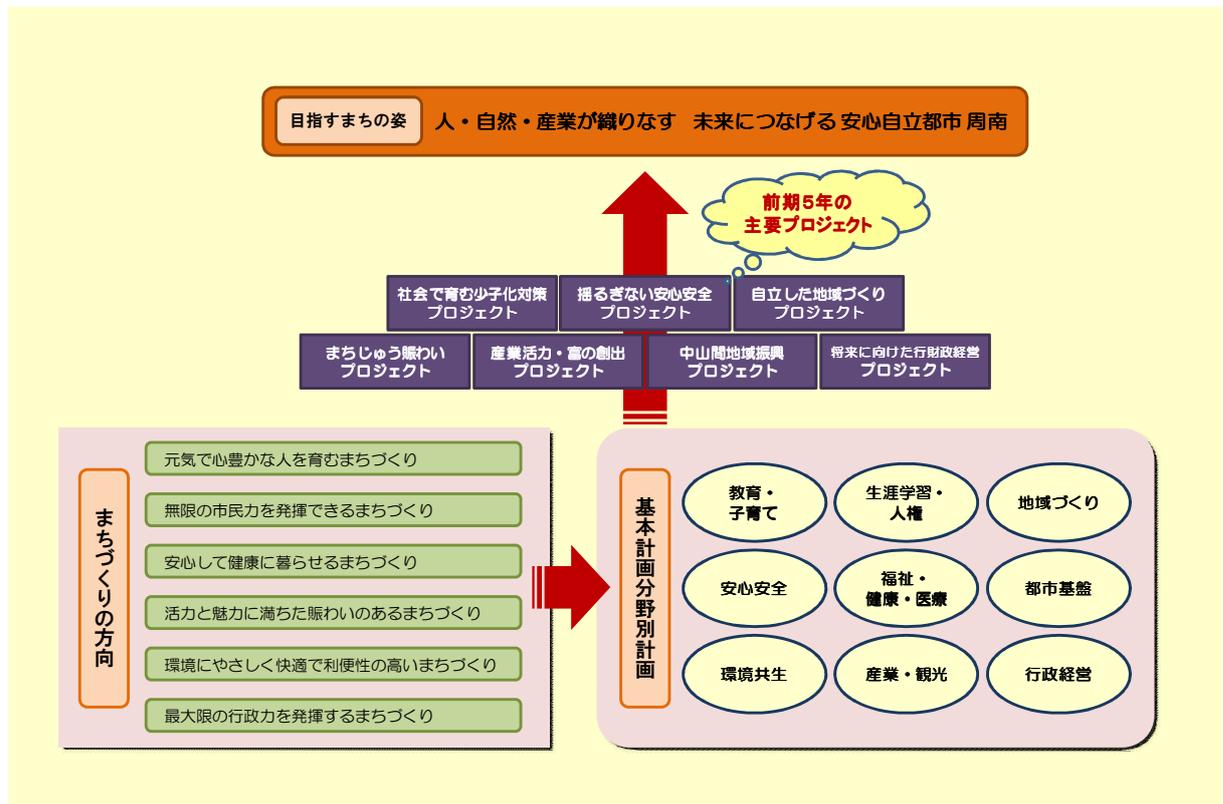
2. 基本計画の分野構成

前期基本計画では、基本構想で掲げた、6つの「まちづくりの方向」を基に、「教育・子育て」「生涯学習・人権」「地域づくり」「安心安全」「福祉・健康・医療」「都市基盤」「産業・観光」「環境共生」「行政経営」の9つの分野を設定しました。



Ⅱ 「目指すまちの姿」の実現に向けた主要プロジェクト

本プロジェクトは、基本構想で掲げた、本市の目指すまちの姿「人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南」の実現に向けて、前期5年間(平成27(2015)年度～31(2019)年度)で、特に重点的に対応する取組みの方向を示すものです。



1. 社会で育む少子化対策プロジェクト

全国的に大きな課題である「人口減少」は、本市においても、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていく上で、喫緊の課題であり、早急な取組みが求められています。

特に、本市にとっては子供や若者世代の人口減少が大きな課題であることから、若者の結婚などに対する意識の啓発や出産・子育てに対する不安を取り除き、安心して子供を生み、育てることのできる環境整備に取り組むとともに、妊娠や子育てに関する情報提供や相談体制の整備など、「結婚・妊娠・出産・子育て」へと続く「切れ目のない支援」を家庭・地域・企業・行政など社会全体で取り組む体制づくりを進めます。

また、男女共同参画の視点に立った、子育て意識の醸成や若者が活躍できる機会の創出、経済的基盤となる就業・起業の支援などに取り組む、誰もが安心して、子供を育て、働くことのできるまちづくりを進めます。

主な取組み（推進施策）

- 子育て支援サービスの充実
- 保育サービスの質・量の拡充
- 子育て相談の充実
- 結婚に対する支援の促進
- 母子保健指導等の充実
- 創業・就労の支援
- 新規就農者等の担い手の確保
- 男女共同参画社会の推進

2. 揺るぎない安心安全プロジェクト

市民がいつまでも安心して暮らせるために、防災情報収集伝達システムの整備など防災体制の充実を図るとともに、安心・安全の拠点として市民の暮らしを守る新庁舎の建設や公共施設の耐震化を計画的に進め、自然災害などに適切に対応できる体制づくりに取り組めます。

また、市民が安心して自立した生活を送るため、病気の予防や治療、子育てや介護など、真に必要な人が確実に受けられる、地域に密着したサービス体制を整備します。

主な取組み（推進施策）

- 防災対策の充実
- 消防力の充実
- 新庁舎の建設
- 教育施設の整備
- 雨水排除施設の整備
- 地域医療体制の充実
- 救急救助体制の充実
- 地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進

3. 自立した地域づくりプロジェクト

人口減少が進む中で、地域のつながりや地域活動を維持し、さらに強化していくために、若者などの幅広い年代の地域づくり活動への参加や自治会組織の充実などに取り組めます。

また、生涯学習の拠点としての公民館から、さらに地域課題の解決に向けた活動拠点への移行に取り組み、自立に向けた地域づくりを支援します。

さらに、行政においても地域づくりの支援体制の充実を図るとともに、地域自らが安心して暮らせる体制づくりを構築していくため、主体的に取り組む市民や団体を支援します。

主な取組み（推進施策）

- 住民主体の地域づくりの促進
- 自治会組織の充実
- 地域づくり推進体制の整備
- 新たな地域の拠点づくりの推進
- 地域防災力の強化

4. まちじゅう賑わいプロジェクト

本市の「まちの顔」であり、経済や地域の活性化に重要な役割を担う中心市街地の空洞化の進行を防ぎ、賑わいを創出するため、引き続き徳山駅周辺の中心市街地の整備を着実に進めるとともに、中心市街地活性化基本計画に基づき、関係団体とも連携しながら、ハード・ソフトの両面から積極的な取組みを進めます。

また、魅力ある商店街づくりに向けて、意欲ある事業者の新たな取組みを支援します。

さらに、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、全国に誇れるスポーツや文化等の充実した施設やまちなかの動物園、工場夜景等の本市のもつ特色ある地域資源を活用した戦略的なシティプロモーション活動に取り組むとともに、中山間地域の豊かな自然を生かしたスローツーリズム等を進め、まちじゅうで賑わいを創出する取組みを進めます。

主な取組み（推進施策）

- 魅力ある中心市街地の再生・充実
- 徳山駅周辺整備事業の推進
- 商店街活性化の促進
- 観光交流の促進
- コンベンションシティの推進
- 魅力ある動物園の推進
- 都市農山漁村交流の推進

5. 産業活力・富の創造プロジェクト

本市の地域経済を支える周南コンビナート企業では、化学・石油・鉄鋼などの基礎素材型産業のさらなる集積を図るとともに、国内需要の低迷や東アジアの経済成長などに対応するため、新たなエネルギーや素材などの成長分野への参入を促す取組みが必要となっています。

こうしたことから、新産業の創出に取り組むとともに、物流の拠点となる徳山下松港の港湾機能の拡充など、持続的な成長を支える産業基盤の強化に努めます。

また、農水産物等の付加価値向上と競争力の強化を図るため、生産から商品開発・加工・流通・販売・販路拡大に向けた戦略的な取組みを支援します。

主な取組み（推進施策）

- 港湾基盤強化の促進
- 幹線道路網の整備・充実
- 工業用水の確保
- 創業支援の推進（再掲）
- 地場産業の振興
- 新事業・新産業の創出
- 水素エネルギーの利活用の推進
- 地域製品のブランド化
- 6次産業化の推進

6. 中山間地域振興プロジェクト

本市の面積の約7割を占める中山間地域は、かけがえのない暮らしの場であるだけでなく、「二酸化炭素の吸収や水源のかん養」「新鮮で安全な農林水産物」「地域固有の歴史や伝統文化」など都市部にはない価値を有しています。

一方、都市部と比較して、過疎化・高齢化が急速に進み、産業活動や日常生活・集落機能が低下するなど、暮らしに不安を抱える地域が現れています。

このような状況の中にあっても、安心して誇りをもって暮らし続けられる持続可能な新しい“地域のかたち”を目指すとともに、人・自然・経済が循環する活力溢れる地域の実現に向けて、あらゆる主体の知恵と力を結集し、総合的な取組みを展開します。

※本プロジェクトは、本市の中山間地域づくりの指針として位置付ける予定であり、上記の記述は概要であり、今後、詳細を追加します。

主な取組み（推進施策）

- 地域の夢プランづくりの促進
- 地域の夢プランの実践活動の促進
- 新たな地域の拠点づくりの推進（再掲）
- 生活交通の確保・維持・改善
- UJI ターンの促進
- 地域製品のブランド化（再掲）
- 6次産業化の推進（再掲）

7. 将来に向けた行財政経営プロジェクト

今後、地方交付税の合併算定替え等の合併支援措置の縮減・終了を迎える中で、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、健全な財政基盤を確立することが重要であり、さらなる行財政改革を強力に進めていく必要があります。

そのため、「ヒト・モノ・カネ」という限られた資源を有効に活用しながら、第3次行財政改革大綱に基づき、市税等の自主財源の維持・確保に努め、「選択と集中」を柱とした効率的で効果的な行財政運営を進めるとともに、職員力・組織力のさらなる向上を図ります。

また、本市の大きな課題である老朽化が進む公共施設については、公共施設再配置計画に基づく、長寿命化や適正配置に取り組めます。

主な取組み（推進施策）

- 行財政改革の推進
- 積極的な財源確保
- 公共施設老朽化への対応

基本計画 分野別計画体系図

基本施策		推進施策			
分野	基本施策	推進施策			
元気で心豊かな人を育てるまちづくり	1 教育・子育て	(1) 学校教育の充実 (6) コミュニティ・スクールの充実 (1) 教育施設の整備 (1) 健全育成活動推進のための連携の強化 (1) 子育て支援サービスの充実	(2) 不登校対策の充実 (7) 学校環境整備の推進 (2) 学校ICTの充実 (2) 青少年を取り巻く学習環境への対応 (2) 保育サービスの質・量の拡充	(3) 特色ある教育の充実 (8) 幼少教育の充実 (3) 新しい学校経営センターの整備促進 (3) 青少年の社会参加の促進 (3) 子育て相談の充実	(5) 特別支援教育の充実 (4) 小・中学校図書館の充実 (5) 結婚に対する支援の促進
	無難の市民力を発揮できるまちづくり	(1) 生涯学習推進体制の整備・充実 (1) 芸術文化活動の促進 (1) ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進 (1) 人権教育・人権啓発の推進	(2) 学んだ成果をまちづくり・生かす環境の充実 (2) 文化財の保護と活用促進 (2) スポーツによる地域の活性化 (2) 男女共同参画社会の推進	(3) 社会教育関連施設の整備・充実 (3) 平和祭典の促進 (3) スポーツ種別の充実	(5) 子供の読書活動の推進 (4) 国際交流・多文化共生の推進 (4) 共創によるスポーツ文化の推進
	3 地域づくり	(1) 住民主体の地域づくりの促進 (1) 中山間地域の「地域づくり」の促進 (1) 市民活動の促進	(2) 地域的人材の育成 (2) 地域の夢・プランの策定・活動の促進 (2) 市民活動の普及啓発	(4) 地域づくり推進体制の整備 (4) MLTAの促進	
	安心して健康に暮らせるまちづくり	(1) 地域防災力の強化 (1) 消防力の充実 (1) 防災運動・交通安全運動の推進	(2) 防災対策の充実 (2) 救急救助体制の充実 (2) 安全な環境づくり	(3) 町山等の整備・保全の促進 (3) 予防体制の強化 (3) 相談体制の強化	(5) 新庁舎の建設 (4) 安心・安全な漁村づくりと漁業整備 (4) 消費者教育・啓発活動の推進
福祉・健康・医療	1 地域福祉の推進	(1) 高齢者福祉の充実 (1) 障害者福祉の充実 (1) 障害者福祉の充実 (1) 健康寿命を延ばす健康づくり事業の推進 (1) 地域医療体制の充実	(2) 地域福祉法人の指導監事の充実 (2) 介護サービスの充実 (2) 就労支援の充実 (2) 母子保健指導等の充実 (2) 救急医療体制の充実	(4) 生涯現役社会づくりの推進 (4) 差別解消の推進 (4) 食育の推進 (4) 市民病院の確保の維持	
	2 高齢者福祉の充実	(1) 高齢者福祉の充実 (1) 障害者福祉の充実 (1) 健康寿命を延ばす健康づくり事業の推進 (1) 地域医療体制の充実	(2) 地域福祉法人の指導監事の充実 (2) 介護サービスの充実 (2) 就労支援の充実 (2) 母子保健指導等の充実 (2) 救急医療体制の充実	(4) 生涯現役社会づくりの推進 (4) 差別解消の推進 (4) 食育の推進 (4) 市民病院の確保の維持	
	3 障害者福祉の充実	(1) 高齢者福祉の充実 (1) 障害者福祉の充実 (1) 健康寿命を延ばす健康づくり事業の推進 (1) 地域医療体制の充実	(2) 地域福祉法人の指導監事の充実 (2) 介護サービスの充実 (2) 就労支援の充実 (2) 母子保健指導等の充実 (2) 救急医療体制の充実	(4) 生涯現役社会づくりの推進 (4) 差別解消の推進 (4) 食育の推進 (4) 市民病院の確保の維持	
	4 健康づくりの推進	(1) 高齢者福祉の充実 (1) 障害者福祉の充実 (1) 健康寿命を延ばす健康づくり事業の推進 (1) 地域医療体制の充実	(2) 地域福祉法人の指導監事の充実 (2) 介護サービスの充実 (2) 就労支援の充実 (2) 母子保健指導等の充実 (2) 救急医療体制の充実	(4) 生涯現役社会づくりの推進 (4) 差別解消の推進 (4) 食育の推進 (4) 市民病院の確保の維持	
	5 地域医療体制の充実	(1) 高齢者福祉の充実 (1) 障害者福祉の充実 (1) 健康寿命を延ばす健康づくり事業の推進 (1) 地域医療体制の充実	(2) 地域福祉法人の指導監事の充実 (2) 介護サービスの充実 (2) 就労支援の充実 (2) 母子保健指導等の充実 (2) 救急医療体制の充実	(4) 生涯現役社会づくりの推進 (4) 差別解消の推進 (4) 食育の推進 (4) 市民病院の確保の維持	
活力と魅力に満ちた暮らしのあるまちづくり	1 生活道路の整備の促進	(1) 生活道路の整備の促進 (1) 生活道路の確保・維持・改善 (1) 公園・緑地の整備の促進 (1) 快適な居住環境の整備 (1) 騒音の安定化 (6) 汚水処理施設の整備	(2) 公園・緑地・街路樹の維持管理の促進 (2) 土地区画整理事業の推進 (2) 上下水道施設の大規模化・耐震化 (7) 雨水排水施設の整備	(3) 緑化の推進 (3) 住生活の安心・安全・安全の確保 (3) 稼働率の適正化 (4) 安全管理の強化	(5) 水道基礎の整備 (5) 水道基礎の整備
	2 交通環境の充実	(1) 生活道路の整備の促進 (1) 生活道路の確保・維持・改善 (1) 公園・緑地の整備の促進 (1) 快適な居住環境の整備 (1) 騒音の安定化 (6) 汚水処理施設の整備	(2) 公園・緑地・街路樹の維持管理の促進 (2) 土地区画整理事業の推進 (2) 上下水道施設の大規模化・耐震化 (7) 雨水排水施設の整備	(3) 緑化の推進 (3) 住生活の安心・安全・安全の確保 (3) 稼働率の適正化 (4) 安全管理の強化	(5) 水道基礎の整備 (5) 水道基礎の整備
	3 緑の空間の創造	(1) 生活道路の整備の促進 (1) 生活道路の確保・維持・改善 (1) 公園・緑地の整備の促進 (1) 快適な居住環境の整備 (1) 騒音の安定化 (6) 汚水処理施設の整備	(2) 公園・緑地・街路樹の維持管理の促進 (2) 土地区画整理事業の推進 (2) 上下水道施設の大規模化・耐震化 (7) 雨水排水施設の整備	(3) 緑化の推進 (3) 住生活の安心・安全・安全の確保 (3) 稼働率の適正化 (4) 安全管理の強化	(5) 水道基礎の整備 (5) 水道基礎の整備
	4 快適な居住環境の整備	(1) 生活道路の整備の促進 (1) 生活道路の確保・維持・改善 (1) 公園・緑地の整備の促進 (1) 快適な居住環境の整備 (1) 騒音の安定化 (6) 汚水処理施設の整備	(2) 公園・緑地・街路樹の維持管理の促進 (2) 土地区画整理事業の推進 (2) 上下水道施設の大規模化・耐震化 (7) 雨水排水施設の整備	(3) 緑化の推進 (3) 住生活の安心・安全・安全の確保 (3) 稼働率の適正化 (4) 安全管理の強化	(5) 水道基礎の整備 (5) 水道基礎の整備
	5 水道の安定供給と下水道の充実	(1) 生活道路の整備の促進 (1) 生活道路の確保・維持・改善 (1) 公園・緑地の整備の促進 (1) 快適な居住環境の整備 (1) 騒音の安定化 (6) 汚水処理施設の整備	(2) 公園・緑地・街路樹の維持管理の促進 (2) 土地区画整理事業の推進 (2) 上下水道施設の大規模化・耐震化 (7) 雨水排水施設の整備	(3) 緑化の推進 (3) 住生活の安心・安全・安全の確保 (3) 稼働率の適正化 (4) 安全管理の強化	(5) 水道基礎の整備 (5) 水道基礎の整備
	6 産業・観光	(1) 農業の振興 (2) 林業等の振興 (3) 水産物の振興 (4) 地域ブランドの推進 (5) 中心市街地の賑わいの創出 (6) 商業の振興 (7) 工業・新産業の振興 (8) 企業立地と就業支援の促進 (9) 産業基盤強化の促進 (10) 観光・コンベンション等による交流の推進	(2) 農地等の集積・集約化 (7) 有害鳥獣被害防止対策の推進 (2) 森林の適正管理 (3) 水産物の生産拡大 (2) 地域ブランドのブランド化 (2) 魅力ある中心市街地の再生・充実 (2) 活力ある商業の振興 (2) 創業者の振興 (2) 企業立地の推進 (1) 産業基盤強化の促進 (1) 観光交流の促進	(3) 多品目生産への誘導 (3) 森林資源の有効活用 (3) 水産物の消費拡大 (3) 中小企業もつくり事業の推進 (3) 新事業・新産業の創出 (3) 工業用水の確保 (3) 魅力ある動物園の推進	(5) 多面的機能の維持・発揮 (4) 地産地消の推進 (4) 魅力ある漁村づくりと環境整備 (4) 6次産業化の推進 (5) 水産物ブランドの確立 (4) 都市農山漁村交流の推進
	7 産業・観光	(1) 農業の振興 (2) 林業等の振興 (3) 水産物の振興 (4) 地域ブランドの推進 (5) 中心市街地の賑わいの創出 (6) 商業の振興 (7) 工業・新産業の振興 (8) 企業立地と就業支援の促進 (9) 産業基盤強化の促進 (10) 観光・コンベンション等による交流の推進	(2) 農地等の集積・集約化 (7) 有害鳥獣被害防止対策の推進 (2) 森林の適正管理 (3) 水産物の生産拡大 (2) 地域ブランドのブランド化 (2) 魅力ある中心市街地の再生・充実 (2) 活力ある商業の振興 (2) 創業者の振興 (2) 企業立地の推進 (1) 産業基盤強化の促進 (1) 観光交流の促進	(3) 多品目生産への誘導 (3) 森林資源の有効活用 (3) 水産物の消費拡大 (3) 中小企業もつくり事業の推進 (3) 新事業・新産業の創出 (3) 工業用水の確保 (3) 魅力ある動物園の推進	(5) 多面的機能の維持・発揮 (4) 地産地消の推進 (4) 魅力ある漁村づくりと環境整備 (4) 6次産業化の推進 (5) 水産物ブランドの確立 (4) 都市農山漁村交流の推進
	8 環境共生	(1) 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現 (2) 循環型社会の実現 (3) 環境保全の推進	(2) 二酸化炭素排出削減の推進 (2) 効率的な廃棄物処理システムの確立等 (2) 人づくり・地域づくり	(3) 啓発活動 (3) 循環型社会づくりに向けた環境教育・啓発の推進 (3) こみのないきれいなまちづくりの推進	
	9 行政経営	(1) 市民に参画できる仕組みの充実 (2) 将来を見据えた行政経営 (3) 持続可能な財政運営 (4) 公共施設老朽化への対応	(2) 広域活動の拡充 (2) 自治体や高等学校等教育機関との連携 (2) 増加する職員の抑制	(3) 市民参画機会の充実 (3) 情報セキュリティの確保 (3) 適正な市債の発行・管理	(5) 市民参画評価システムの充実 (4) 新地方公営制度への対応と活用 (5) 財政運営の透明性の確保

1-1 教育の充実

基本方向

子供達一人ひとりの特性や能力を伸ばし、豊かな心の育成を基本として、「確かな学力」「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 平成 24（2012）年度から、市内全小・中学校がコミュニティ・スクール⁽¹⁾に取り組み、地域住民などによる学校支援活動が活発になってきました。
- AET（英語指導助手）や学校図書館指導員を配置し、学力向上に取り組みました。
- 学校図書館図書標準⁽²⁾に定められた蔵書数の確保に努めるとともに、学校図書館司書の増員配置により、読書に親しむ環境づくりや読書活動の充実に努めました。
- いじめや不登校等の対策として、不登校傾向にある児童生徒に対し適応指導教室などの実施や学習支援員の派遣等に取り組みました。また、小規模校のよさや特色を生かし、不登校や不登校傾向にある児童生徒を大津島小・中学校に受け入れました。
- 特別に支援の必要な児童・生徒のために生活指導員や介助員を配置するとともに、関係教職員等を対象とした専門知識の習得を目的とした研修会を開催しました。
- 地域における自然体験や社会体験を積極的に取り入れ、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりに取り組みました。
- 小・中学校の再編整備（統廃合）に向けた取組みについて、対象校の保護者に現状の説明と方針の説明を行い、理解を求めました。また、対象校における通学区での指定校変更などを決めました。
- 「周南市就学前児童通園施設の今後の在り方」に基づき、「周南市公立幼稚園の再編整備について」を策定しました。これに基づき平成 26（2014）年度末での都市地域の 4 園の廃園と平成 27（2015）年度からの都市周辺地域の西部地区 3 園の統廃合をすることとしました。

・市民の評価

- 「幼児教育や義務教育などの充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	4.0%	34.3%	16.6%	6.6%	27.0%	11.5%
全体 (25年)	6.9%	44.2%	15.9%	5.8%	15.6%	11.6%

現状と課題

- 今後は、コミュニティ・スクールとして学校運営協議会の質の向上を目指し、特に、学校改善機能の充実を図ることが大切になります。学校・家庭・地域の役割分担を明確にし、地域の教育課題を解決していくことが必要です。
- これからの社会を生きる子供たちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力、判断力、表現力を育み、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を育むための教育が求められています。

- 各学校では、創意と工夫により地域の自然や文化等を生かした特色のある教育を推進するとともに、豊かな心を育む道徳教育や学級活動などの特別活動に、家庭や地域住民と連携して取り組んでいます。
- いじめや不登校等に対し、引き続き生徒指導や教育相談体制の充実を図るとともに、適応指導教室の実施・学習支援員の派遣など適切な対応に努める必要があります。
- 特別に支援の必要な児童・生徒等に対しては、それぞれに必要な支援・指導を積極的に推進する必要があります。
- たくましく生きるための健康教育を推進するとともに、学校環境衛生の改善・充実に努め、児童・生徒等及び教職員の保健管理の充実に取り組んでいます。
- 本市の児童・生徒数の減少が見られる中、過小規模校⁽³⁾の存在が課題となっています。教育環境の充実と十分な教育効果を得るため、保護者や地域関係者の理解と協力を得ながら、学校の再編整備を推進する必要があります。
- 近年の少子化や女性の社会進出などの社会環境の変化に伴い、本市の幼稚園の園児数は減少傾向にあり、特に公立幼稚園については大幅な園児数の減少が見られます。幼稚園の今後の在り方について、適切な集団規模の確保や公立幼稚園と私立幼稚園との役割の明確化などを検討する必要があります。
- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期であり、幼児一人ひとりの特性に応じた教育の充実が求められています。

推進施策の展開

・学校教育の充実

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を核とした、地域に開かれた学校づくりの推進と学校の安定化を図ります。
- 基礎や基本の確実な定着と個性を伸ばす教育を推進し、学ぶ意欲をもつ子供の育成に努めます。
- 道徳教育の充実や多様な体験活動等により豊かな心の育成を図ります。

・不登校対策の充実

- 学校と家庭、関係機関との密接な連携により、不登校の未然防止に取り組めます。
- 適応指導教室や学習支援員の配置などの不登校対策事業を通して、児童生徒の学校復帰に取り組めます。
- 小・中学校9年間を見通したキャリア教育の充実に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
不登校の児童・生徒が1日でも登校できるようになった児童・生徒の率	平成 25 年度	平成 31 年度	
	75.0%	80.0%	

・特色ある教育の充実

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を充実させ、地域の人材や教育資源を活用し、ふるさとを愛する心の育成に取り組めます。
- 国際化・情報化に対応する能力を育てるなど、特色のある教育の充実に努めます。

・ **小・中学校図書館の充実**

- 学校図書館図書標準に定められた蔵書数の確保と充実に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
学校図書館図書標準達成率	平成 25 年度	平成 31 年度	
	89.1%	100.0%	
学校図書館司書配置人数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	8 人	10 人	

・ **特別支援教育の充実**

- 特別に支援の必要な児童・生徒のために生活指導員・介助員を配置し、個に応じた教育支援を充実します。
- 教員や生活指導員・介助員の研修を充実させ、より質の高い教育支援に努めます。

・ **学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の充実**

- 学校運営協議会会長会議を実施し、運営についての研修を深めます。
- 教職員に対してコミュニティ・スクールの推進に関する研修会を実施し、学校全体の取組みを活性化します。

・ **学校再編整備の推進**

- 学校の適正規模や適正配置により教育環境を充実させ、十分な教育効果を得るために、過小規模の小・中学校の学校再編を推進します。

・ **幼児教育の充実**

- 幼児教育の効果を高めるため、計画に基づいて公立幼稚園の再編整備を推進し、小規模幼稚園の解消による適切な集団規模の確保に努めます。
- 幼児期の教育の重要性を再認識し、幼児一人ひとりの個性を尊重し、可能性を伸ばす教育の充実とともに、地域との連携を図りながら、各幼稚園において特色のある取組みを推進します。
- 特別な支援が必要な幼稚園児に対し、そのもてる力を高め、個に応じた適切な指導や必要な支援を行います。

主要事業

・ **教職員研修推進事業**

- 周南市教育研究センターによる教職員研修の充実を図ります。特に、若手教員の資質向上を図るため、1～5年次までの教員を対象とした研修を行います。
- 学校の安定化を図る管理職や中堅教員を対象とした、学校マネジメント研修を行います。
- 教職員の専門性の向上を図る生徒指導主任や研修主任等の専門研修を行います。

・ **適応指導教室事業**

- 学校・保護者・関係機関と連携し、不登校児童・生徒の学校復帰を図ります。

- ・ **コミュニティ・スクール事業**
 - コミュニティ・スクールの充実のため、小・中連携を推進します。
- ・ **学校図書館活用推進事業**
 - 司書資格を有し経験豊富な図書館司書を配置し、学校図書館の充実を図ります。
- ・ **生活指導員推進事業**
 - 特別に支援が必要な児童生徒のために生活指導員や介助員を増員し、特別支援教育の推進を図ります。
- ・ **充実した学校生活サポート事業**
 - 地域の特性や教育資源を活用した特色ある学校づくりを推進するとともに、魅力ある芸術文化にふれあうことにより、豊かな心と感性、地域を愛する心を育みます。
- ・ **小中学校再編整備推進事業**
 - 統合先学校との交流学习を通じて児童・生徒の不安解消を図るとともに休校となった学校施設の適正管理を行います。
- ・ **幼稚園運営事業**
 - 公立幼稚園の適正管理や効果的な幼児教育を実施するため、適切な人員配置や幼稚園の環境整備を行います。
- ・ **特別支援教育推進事業**
 - 特別に支援が必要な幼稚園児のために補助職員を配置し、特別支援教育の推進を図ります。

関連する主な個別計画

- ・ **公立幼稚園の再編整備について【計画年次：平成 26～31 年度】**

【用語説明】

(1) コミュニティ・スクール：

学校・保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

(2) 学校図書館図書標準：

文部科学省が設定した学校図書館の図書の整備を図る際の蔵書数の目標で、小・中学校別で学級数に応じた蔵書数が設定されています。

(3) 過小規模校：

本市では、複式学級となっている小学校では5学級以下、中学校では2学級以下を過小規模校と位置付けている。

1-2 教育環境の整備・充実

基本方向

子供達が、安心・安全に学び、「生きる力」を育むことができるよう教育環境等の整備・充実に努めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 校舎や屋内運動場など、老朽化した学校施設を計画的に改築しています。
- 耐震第2次診断の結果がIs値⁽¹⁾0.7未満であった建物は、計画的に耐震補強工事を行っています。
- 校舎などの定期的な安全点検や各学校からの要望に基づき、修繕・改修等を行っています。
- 小・中学校にパソコン教室を整備し、インターネットを利用した情報収集を行い、情報化教育に努めました。また、各小・中学校に電子黒板を1台整備し、教育コンテンツの充実を図りました。
- 教職員に1人1台のパソコンを配備するとともに、職員室内のLANを整備し、校務環境を整えました。
- 平成25(2013)年度末までに、4カ所の学校給食センター整備と2カ所の学校給食センター等を改修し、ドライ運用で給食業務を実施しています。

現状と課題

- 構造部の耐震化とともに、非構造部材の耐震改修も求められており、引き続き耐震性能の向上が求められています。
- 老朽化した学校施設の計画的な改修・修繕により、施設の機能維持を行い、長寿命化を図ることが求められています。
- 学校におけるICT環境整備を行い、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ることが求められています。また、有害情報対策や情報モラル教育の推進も必要となっています。
- 徳山西学校給食センターや新南陽学校給食センターは、築30数年を経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。いずれの調理場もウェット方式⁽²⁾で運用しており、学校給食衛生管理基準を満たさなくなったため、新たな学校給食センターの建設が求められています。

推進施策の展開

主 教育施設の整備

- 老朽化した施設の計画的な改修や修繕を進めます。
- 耐震化が必要な施設は、100%の完了を目指して、構造部の耐震化を進めます。
- 非構造部材の耐震改修についても推進し、特に屋内運動場等の吊天井は、速やかな落下防止対策を進めます。
- 定期的な安全点検を実施するとともに、施設の改修・修繕を進め、安全な教育環境の整備に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
幼稚園および小・中学校の 施設の構造部の耐震化率	平成 25 年度	平成 27 年度	※対象：176 棟
	69.1%	100.0%	

・学校 ICT の充実

- 児童・生徒が各種情報端末・デジタル機器等を利用できる環境の整備を図ります。また、校内の校務システムの導入を進めます。

・新しい学校給食センターの整備促進

- 市全体の財政状況や公共施設再配置の基本方針などを踏まえ、将来の児童・生徒数の推移や学校再配置など総合的に判断しながら整備します。

主要事業

・幼稚園・小学校・中学校耐震化事業

- 耐震診断結果に基づいた耐震補強工事などの改修工事を行います。

・幼稚園・小学校・中学校非構造部材耐震改修事業

- 屋内運動場等の吊天井の落下防止対策工事を行います。

・幼稚園・小学校・中学校改修事業

- 外壁改修工事や屋根防水工事などの大規模な改修を行います。

・幼稚園・小学校・中学校施設管理事業

- 安全点検や修繕要望調査に基づいた施設の改修や修繕などを行います。

・小学校運営事業、中学校運営事業

- 小・中学校の校内LANの充実、校務システムの導入、維持管理などを行います。

・学校給食センター建設事業

- 老朽化した学校給食センターに替わる施設の整備を実施します。

関連する主な個別計画

- ・周南市立幼稚園・学校施設耐震化計画【計画年次：平成 23～27 年度】
- ・周南市学校給食センター建設基本計画【計画年次：平成 20 年度～】

【用語説明】

(1) **I s 値** :

建物の耐震性能を表す指標(構造耐震指標)。一般的な目安ではIs値 0.3 未満は大規模な地震の際に、倒壊等の危険性が高いとされており、文部科学省では学校施設に対して、Is値 0.7 以上を求めている。

(2) **ウェット方式** :

釜を洗った時にこぼれた水や、水洗いした野菜を入れたざるからこぼれた水などで、調理場の床が常に濡れた状態の中で調理作業を行う方式。そのため、湿度が高くなり、細菌などが繁殖しやすくなる。

1-3 子供の健全育成

基本方向

家庭・地域・学校・行政が連携し、子供を見守り育てる活動を進め、子供達が発達段階に応じて社会の一員としての自覚と責任を持ち、自ら判断し、主体的に行動する社会人として成長できる環境づくりに努めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 「地域のおじさん、おばさん運動」推進の日として、市民安全の日（毎月11日）に、各学期に1回、あいさつ運動早朝立哨、登下校時の見守りなどの一斉活動を実施しました。
- 大田原自然の家の活動や「子どもサポートプラン推進事業」により、自然学習や生活体験の場を提供しました。
- 小学校の余裕教室を活用した「放課後子ども教室推進事業」により、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施しました。
- 子育てに関する学習機会の提供などの家庭教育支援を実施しました。

・市民の評価

- 「青少年の健全育成」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	1.4%	31.0%	24.6%	10.7%	30.7%	1.6%
全体 (25年)	3.4%	42.2%	25.2%	5.4%	21.8%	2.0%

現状と課題

- 核家族化や少子化の進行、インターネット社会の急速な進展など、子供を取り巻く環境や社会構造が大きく変化し、人間関係の希薄化、自制心や規範意識の低下などにより、非行や不登校・ひきこもり・虐待・いじめなど、さまざまな問題が深刻化しています。
- 子供たちの放課後の安全な居場所づくりを目的とした「放課後子どもプラン」を推進するため、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を深める必要があります。
- 子供たちの経験や体験不足からくる問題に対応するため、自らが参加し体験できる学習機会の提供が必要です。
- 学校・家庭・地域の連携を強化し、さまざまな分野にまたがる子供の育成を目的とした施策の効果的、機能的な展開が必要です。

推進施策の展開

・健全育成活動推進のための連携の強化

- 「周南市青少年育成市民会議」の活動を支援し、地域で子供を見守り、育てる活動の促進に努めます。

- 学校・家庭・地域が連携して子供を育む環境づくりのため、放課後子ども教室や家庭教育支援の推進、コミュニティ・スクールへの支援を行います。
- 青少年の健全育成を担う市民や青少年リーダーの育成に努めます。
- 子ども・子育て支援新制度との整合性を図りながら、放課後子どもプランを推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
放課後子ども教室推進事業年間参加者	平成 25 年度	平成 31 年度	
	29,446 人	33,000 人	

・青少年を取り巻く有害環境への対応

- 学校・警察・関係機関との連携を強化し、非行の未然防止と環境浄化活動を推進します。
- インターネットの適切な利用についての情報モラル教育の充実や、保護者等への啓発活動の充実を図ります。

・青少年の社会参加の促進

- 学校や地域団体と協力して、子供のボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- 子供の意見を尊重し、青少年の健全育成や地域づくりに子供の意見を反映する機会の充実を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市イベント等への中学生・高校生ボランティア参加数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	8,581 人	13,000 人	

主要事業

・青少年育成協働ネットワーク事業

- 周南市青少年育成市民会議と連携して、地域ぐるみで青少年健全育成事業を推進します。

・青少年育成センター事業

- 少年の非行防止と環境浄化を目的とした活動を実施します。

・学校・家庭・地域の連携協力推進事業

- 社会全体で子供を支えるため、地域住民など豊富な社会経験がある人材を活用し、「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」などの学校・家庭・地域の連携協力によるさまざまな教育支援活動を支えます。

・少年の主張大会事業

- 家庭・地域・学校を含めた社会全体が、児童生徒の作品を通して、非行防止や健全育成の意識を高めます。

・ **成人式開催事業**

- 新成人の門出を祝福、激励するとともに、大人として認められた権利と責任に対する自覚を促すことを目的に、若者自らが企画し実施する事業を支援します。

・ **体験活動ボランティア活動支援センター運営事業**

- 青少年ボランティアを募集する側と、活動希望者とをコーディネートすることにより、円滑な体験やボランティアを支援します。

関連する主な個別計画

- ・(策定中) 子ども・子育て支援事業計画【計画年次：平成 27～31 年度】

1-4 子育て環境の充実

基本方向

子供と子育てを社会全体で支え、子供・家庭・地域の喜びと幸せにつながるまちづくりを進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 「次世代育成支援周南市行動計画（周南市こどもプラン）」の策定・推進を行いました。
- 地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）にて、親子の遊びや交流、育児に関する相談、情報提供を行い、未就園児のいる家庭や子育てに不安を持つ保護者等の子育てを支援しました。
- 「元気こども総合相談センター」で、子供や保護者の質問・相談に迅速かつ適切に対応しました。
- 民間事業者が実施した保育所の建替えや耐震化改修工事に対し、県の制度に基づき、施設整備費を補助しました。
- 将来的にも持続可能な保育所運営体制を構築するため、公立保育所の再編整備方針を示しました。
- 放課後健全育成のための児童クラブ事業について、保護者のニーズの把握に努め、クラブ数を増やすなど事業の充実を図りました。
- 乳幼児医療費助成事業およびひとり親家庭医療費助成事業について、県が導入した保護者の一部負担金を市が負担し、対象児童の医療費の無料化を継続しました。
- 乳幼児医療費助成事業について、平成26（2014）年8月から助成制度を拡充し、就学前児童全員の医療費を無料にしました。

・市民の評価

- 「子育て支援や少子化対策の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	3.2%	19.6%	26.2%	19.8%	29.1%	2.1%
全体 (25年)	5.5%	33.1%	24.8%	25.5%	10.3%	0.8%

※「20歳代～30歳代」：乳幼児をもつと思われる親世代

- 「母子・父子家庭等福祉の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	1.8%	15.5%	14.1%	9.8%	56.5%	2.3%
全体 (25年)	6.2%	31.0%	19.3%	5.5%	37.2%	0.8%

※「20歳代～30歳代」：乳幼児をもつと思われる親世代

現状と課題

- 核家族化・少子化・地域における人間関係の希薄化等により、子育ての孤立化や、負担の増加が懸念されており、地域バランスを考慮した地域子育て支援拠点の拡充と、子育てを支援する関係団体のネットワークの強化を進める必要があります。
- 子育てや生活面について、家庭の事情に応じた身近で適切な対応ができる専門的な相談体制の充実を図っています。
- 児童虐待などの要保護児童に対する対応のため、関係機関・団体等との連携を強化することが必要です。
- 保育所や地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等のさまざまな保育サービスを提供していますが、今後、ますます多様化するニーズへの対応が求められています。
- 幼児教育、保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て関連3法⁽¹⁾」が平成27(2015)年度から施行されることにより、地域の実情やニーズに応じた子育て支援施策を幼稚園と保育所が連携し、展開していく必要があります。
- 公立保育所の多くは、昭和40(1965)年代から50(1975)年代にかけて建設されているため、施設の老朽化が懸念されています。
- 乳幼児の保健の向上、福祉の増進はもとより、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、医療費等の助成制度のさらなる充実が求められています。
- ひとり親家庭で就業が不安定な保護者への就業支援の充実を図る必要があります。
- 少子化の一因として、未婚化・晩婚化があげられており、これらに対する施策の推進が必要です。
- 子育て・教育に関する経済的・心理的・肉体的な不安と負担から夫婦が理想とする子供の数が実現できていません。
- ライフスタイルの多様化や結婚をめぐる社会通念・価値観の変化などから、結婚に踏み切れない若者が増加しています。
- 少子化問題に対応するため「出会い・結婚」から「妊娠・出産」「子育て」まで、それぞれのライフステージのニーズに応じた支援が求められています。

推進施策の展開

主 子育て支援サービスの充実

- 地域で子育てを応援する機運の醸成と子育て支援のネットワークの強化を進めるため、地域子育て支援拠点の拡充を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）設置数	平成25年度	平成31年度	
	11カ所	検討中	
ファミリーサポートセンター会員数	平成25年度	平成31年度	
	1,115人	検討中	

主 保育サービスの質・量の拡充

- 平成 27（2015）年度から施行される「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、幼稚園と保育所が連携し、保護者が必要とする幼児教育、保育、地域の子供・子育て支援の質・量の拡充に努めます。
- 延長保育、障害児保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かりなど、保護者のさまざまなニーズに対し、きめ細かな対応に努めます。
- 公立保育所の再編整備を進めていくとともに、民間事業者による保育所や認定こども園⁽²⁾の整備を支援し、安心・安全な施設環境づくりと保育所待機児童ゼロの維持に努めます。
- 保護者のニーズ等を踏まえ、児童クラブの施設、保育内容の充実に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
保育所待機児童数	平成 25 年度	平成 31 年度	保育所の入所を希望し、かつ要件を満たしている児童で施設の定員超過等の理由で入所できない状態にある児童数
	0 人	0 人	
事業所内保育施設数	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 27 年度からの制度改正により、給付対象となる事業所内保育施設
	—	検討中	
児童クラブ実施数	平成 25 年度	平成 31 年度	小学校等で児童クラブを実施している箇所数
	36 カ所	検討中	
児童クラブ定員	平成 25 年度	平成 31 年度	
	1,475 人	検討中	

主 子育て相談の充実

- 子供や保護者に関する総合相談窓口の整備・強化を行うとともに、相談員の資質と専門性の向上に努め、子供や保護者からの相談に対して、迅速かつ適切な対応を行います。
- 児童虐待など要保護児童の早期発見と適切な支援のため、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関・団体等との連携を強化します。

・子育て家庭・ひとり親家庭への支援

- 乳幼児やひとり親家庭の健康増進と児童の健やかな成長を支援するため、医療費助成制度のさらなる充実に努めます。
- ひとり親家庭の経済的自立支援のための事業の取組みを強化します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
高等技能訓練促進事業修了者数	平成 25 年度	平成 31 年度	事業の延べ修了者数
	4 人	検討中	

主 結婚に対する支援の促進

- 「少子化は社会全体で取り組むべき課題」との認識を広げ、社会全体で子育て、子育てと仕事の両立、結婚・妊娠・出産を支える環境づくりを進めます。
- 子供や家族を持つことの喜びや大切さについての理解を深め、結婚や子育てを前向きに捉えられるよう意識啓発を行います。
- 民間や各種団体等の「出会い・結婚」を応援する取組みへの支援を検討します。

主要事業

・地域子育て支援拠点事業

- 交流の場の提供、育児不安等の相談事業等、地域全体で子育てを支援するための拠点施設である子育て支援センター等を運営します。

・ファミリーサポートセンター運営事業

- 児童の預かりの援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

・子ども・子育て支援計画事業

- 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業について、事業計画に基づき、計画的な施設と支援サービスの整備を行います。

・児童クラブ事業

- 授業終了後および長期休業期間中、小学生を対象に学童保育を実施します。

・こども家庭相談事業

- 子供に関する総合相談窓口を設置し、子供や大人からのさまざまな相談に応じるとともに、関係機関との連携により児童虐待などの要保護児童の早期発見と適切な保護を図るための調査・支援を行います。

・保育所運営事業

- 市に保育の必要性を認定された就学前児童を対象に保育を実施します。

・事業所内保育事業

- 事業所内保育施設において、従業員の子供のほか、地域で保育を必要とする子供にも保育を提供する事業者を支援します。

・乳幼児医療費助成事業

- 乳幼児の保健の向上、福祉の増進を図るため医療費の自己負担分を助成します。

・ひとり親家庭医療費助成事業

- ひとり親家庭の経済的支援を図るため医療費の自己負担分を助成します。

・ひとり親家庭自立支援事業

- ひとり親家庭の母又は父の経済的自立を図るため、主体的な能力開発と資格取得を支援します。

関連する主な個別計画

- ・(策定中) 周南市子ども・子育て支援事業計画【計画年次：平成 27～31 年度】

【用語説明】

(1) 子ども・子育て関連 3 法：

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」の3つの法律。

(2) 認定こども園：

学校および児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設。

2-1 生涯学習の推進

基本方向

市民の自主的・継続的な学習活動を支援するとともに、学んだ成果をまちづくりに生かすための生涯学習環境の整備・充実に取り組みます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 市民への学習情報の提供や学習相談・交流を行うことができる新たな拠点施設として、「(仮称)学び・交流プラザ」の整備を行いました。
- 公民館講座の開催や学習相談に応じ、市民の生涯学習活動の支援を行いました。
- 本市の歴史を知り、ふるさと周南への愛着心を醸成するため、生涯学習ボランティアとの協働により「周南ふるさと歴史講座」「周南歴史博士検定」を実施しました。
- 市民の高度で専門的な学習要求に応えるため、「山口県立大学サテライトカレッジ」「女性の品格向上委員会」を実施しました。
- 公民館の空調設備やトイレ洋式化などの施設・設備の改修に取り組み、第2次耐震診断を計画的に実施して、施設の維持・補修・機能充実に努めました。また、老朽化が著しい榎浜公民館の施設整備に着手しました。
- 図書館では、市民のさまざまなニーズに対応するため、資料・情報の収集、インターネットによる蔵書予約や移動図書館等のサービスを展開しました。
- 学校・家庭・地域が連携して子供の読書環境を整備し、読書活動をより一層推進するために、平成26(2014)年度に、「第二次周南市子供読書活動推進計画」を策定しました。

・市民の評価

- 「生涯学習の推進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	2.5%	29.8%	17.7%	5.5%	32.6%	11.9%
全体 (平成25年)	3.7%	37.7%	20.1%	5.6%	21.7%	11.6%

現状と課題

- 「第2期周南市生涯学習推進プラン」に基づき、生涯学習の推進に努めています。
- 高齢化が進み、まちづくりを担う人材の発掘や育成が急務となっています。
- 公民館講座や学習活動等の受講者が生涯学習ボランティアとして活躍し、新たなボランティアの発掘・育成に参画する仕組みづくりが必要となっています。
- 多くの公民館が建設後30年以上を経過し、老朽化による施設整備が課題となっています。
- 図書館では、市民の読書活動・生涯学習活動の支援を行うとともに、地域の情報拠点としての役割を果たすべく、より一層サービス向上に努める必要があります。

推進施策の展開

・生涯学習推進体制の整備・充実

- 平成 27（2015）年度策定の「第 3 期周南市生涯学習推進プラン」に沿って、市全体で生涯学習を推進する体制を整備します。
- 生涯学習センター機能を有する「（仮称）学び・交流プラザ」を拠点に、学習情報の収集・集約・発信を行い、学習機会の充実を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
メールマガジン登録者数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	4,174 人	5,000 人	

・学んだ成果をまちづくりに生かす環境の充実

- 市民一人ひとりの学ぶ意欲に応え、自主的・継続的な学習活動を支援するため、「しゅうなん出前トーク」などを活用します。生涯学習センター主催講座では、市民参画による学習機会の提供に取り組みます。
- 各種団体の自立を支援することにより、市民力を高め、学んだ成果を地域のまちづくり活動に生かすための環境の充実を図ります。
- 生涯学習や地域づくりの拠点としての公民館機能を高めるとともに、地域づくりの担い手となる人材の育成に取り組みます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
しゅうなん出前トークの利用件数	平成 25 年度	平成 31 年度	公民館講座での利用件数
	302 件	400 件	
生涯学習センター主催講座受講者数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	1,290 人	2,000 人	

・社会教育関連施設の整備・充実

- 老朽化した地区公民館などの社会教育施設は、「周南市公民館施設整備計画」に基づき、計画的な整備・改修を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
公民館利用者数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	438,619 人	472,000 人	

・図書館の資料・情報・サービスの充実

- 利用者の多様なニーズに対応した資料・情報の充実を図ります。
- 歴史や文化等に関する地域資料の収集保存や情報提供に努めます。
- 誰もが利用しやすい読書環境の提供に向け、インターネットによる蔵書予約システムや移動図書館等のサービスを提供します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市立図書館の図書資料数	平成 25 年度	平成 31 年度	市立図書館 5 館の蔵書数
	601,864 冊	620,000 冊	
館外貸出利用者延べ数	平成 25 年度	平成 31 年度	市立図書館から館外に図書等の貸出を利用した年間延べ人数
	207,723 人	215,000 人	

・子供の読書活動の推進

- 学校図書館等との連携を図りながら、図書館の児童図書コーナーの充実や幼児・児童を対象としたお話し会の開催等により、子供が読書に親しむことができる環境づくりを推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
児童向け行事延べ参加者数	平成 25 年度	平成 31 年度	市立図書館の児童向けの読み聞かせなどの行事の年間延べ参加者数
	2,533 人	2,800 人	

主要事業

・生涯学習センター管理運営事業

- 高度化・多様化した学習ニーズに対応するため、学習相談、学習情報の収集・集約・発信を行います。

・公民館管理運営事業

- 各地区公民館を管理運営し、市民の自主的・継続的な生涯学習、地域活動を支援します。

・公民館施設改修事業

- 市民の生涯学習・地域活動の拠点である公民館施設・設備を計画的に進めます。

・図書館資料購入事業

- 利用者のニーズに対応した資料を収集します。

関連する主な個別計画

- ・(策定中) 第 3 期周南市生涯学習推進プラン【計画年次：平成 27～31 年度】
- ・第二次周南市子供読書活動推進計画【計画年次：平成 26～30 年度】
- ・(策定中) 周南市公民館施設整備計画【平成 27～31 年度】

2-2 文化・芸術活動の振興

基本方向

優れた文化・芸術にふれる機会を充実するとともに、市民主体の文化・芸術活動の活性化や郷土の特色ある歴史・文化の伝承を図り、豊かで彩りのある市民文化の育成に取り組みます。

これまでの取り組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- （公財）周南市文化振興財団と連携し、文化会館や美術博物館において、各種コンサートや展覧会を開催したほか、全国発信事業「林忠彦賞」を支援しました。
- 市民美術展の開催や、市民の芸術文化活動の支援を行いました。
- 文化会館や美術博物館など、拠点となる施設の計画的な改修を行いました。
- 本市の歴史文化を伝える重要なものについて、文化財指定および登録による保護を促進しました。
- 国特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」の保護と保全を図りました。
- 久米中央土地区画整理区域内で、垣外遺跡の発掘調査を進めました。
- 回天記念館の運営を通じた平和の尊さの発信に取り組みました。
- 国際交流においては、姉妹都市に青少年訪問団を派遣し、友好親善と相互理解を深めるとともに、国際化社会に対応できる人材の育成に努めました。
- 市内在住の外国人と日本人が、継続的に交流できる機会を提供するため、平成25（2013）年度から、国際交流サロン事業を実施しており、市内における多文化共生を推進しました。

・市民の評価

- 「文化・芸術活動の促進」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	3.3%	32.8%	17.2%	6.7%	27.2%	12.7%
全体 (25年)	4.1%	37.3%	19.7%	6.7%	19.9%	12.3%

- 「国際交流など国際化への対応」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	どれでもない	無回答
全体(20)	1.4%	15.8%	14.8%	6.4%	48.6%	13.0%
全体(25)	1.6%	24.7%	20.1%	8.0%	32.5%	13.1%

現状と課題

- 高齢化が進む中、生涯にわたって学ぶことは、生きがいをもった人生を送る上で大切な要素であり、文化・芸術・伝統にふれあうことが重要です。
- 文化会館や美術博物館などの施設を拠点に、多様な音楽や舞台芸術・展覧会などを鑑賞する場の提供が必要です。
- 新幹線や高速道路を有する優位性などを活かし、文化施設などでコンベンションを实

施するなど、交流人口の増大が求められています。

- 文化・芸術に対する価値観の多様化に伴い、文化協会をはじめとする市民の主体的な文化芸術活動への支援が求められています。
- 市内の多くの文化団体では、会員や参加者の高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手や若い世代の参加促進が課題となっていることから、文化芸術活動の裾野を広げ、新たな担い手を育成することが必要です。
- 文化会館や美術博物館など、文化芸術活動の拠点施設では、ライフサイクルコストを踏まえた、計画的な施設や設備の改修を行うことが必要です。
- 市内には、平成 25（2013）年 6 月現在、国指定 5 件・県指定 16 件・市指定 68 件の指定文化財と、15 件の登録有形文化財があり、これらの文化財や各地域に伝わる伝統芸能や民俗資料・歴史・文化などを、次世代へ確実に継承することが必要です。
- 民俗資料や遺跡からの出土品などが、各施設に分散して展示・保管されており、資料などの集約や体系的な展示が必要です。
- 八代地区のナベツルの渡来数は、平成 25（2013）年度が 9 羽となっており、引き続き増羽に向けた取り組みが必要です。
- 回天記念館は、バリアフリーへの対応や施設の老朽化への対応が必要です。
- 国際交流は、姉妹都市との交流が中心ですが、これ以外の新たな交流も望まれるほか、国際交流に関する人材育成の観点から、より身近な場所で外国人と日本人が交流することのできる機会を継続的に提供する必要があります。

推進施策の展開

・文化芸術活動の促進

- 幅広い分野で質の高い舞台芸術や展覧会等について、市民への鑑賞機会提供に努めるとともに、文化会館等の拠点施設を活用して、文化芸術コンベンションを実施し交流人口の増加に取り組みます。
- 「林忠彦賞」など、本市の特色ある文化芸術の発信に努めます。
- 市民が参加する多様な文化芸術活動の発表機会や情報を提供するとともに、組織や人材の育成に努めます。
- 市民が快適に利用できる文化芸術拠点施設の提供や利便性の向上に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
文化会館の年間利用者数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	201,871 人	280,000 人	
市美術展出品点数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	256 点	300 点	

・文化財の保護と活用の促進

- 指定文化財や埋蔵文化財・伝統芸能などを保護するとともに、本市の特色ある歴史や本市を物語る人物などを後世へ伝えることに努めます。
- 文化財等の活用を進め、市民がふるさとの歴史への理解を深める機会の提供に努めます。
- 分散している民俗資料や遺跡からの出土品などの集約を検討します。
- ナベツル保護のため、関係団体と連携したツルの生息環境の保全に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
文化財指定登録件数	平成 25 年度	平成 31 年度	国・県・市指定文化財及び国登録文化財件数
	104 件	106 件	

・ 平和発信の促進

- 回天記念館の運営を通じて、命と平和の尊さに関する情報発信に努めます。
- 回天に関する資料について、適切な保存と展示に努めるとともに、施設の改修等を検討します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
回天記念館の年間入館者数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	14,656 人	17,000 人	

・ 国際交流・多文化共生の推進

- 姉妹都市への青少年訪問団の派遣事業を中心として、海外諸都市との交流を推進し、一層の交流を図ります。
- 在住外国人と日本人による国際交流の機会を継続的に提供することにより、市内における多文化共生を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
国際交流事業参加者数	平成 25 年度	平成 31 年度	姉妹都市派遣事業・国際交流サロン事業等の参加者数
	964 人	1,100 人	

主要事業

・ 文化会館管理運営事業

- 文化会館を管理運営するとともに、幅広い舞台芸術の鑑賞機会を提供します。

・ 市民美術展開催事業

- 市民を対象とした美術展を開催し、市民の創作活動を促進します。

・ 文化振興団体助成事業

- 市民の文化活動を振興する団体を支援します。

・ 文化会館整備事業・美術博物館整備事業

- 文化会館や美術博物館について、計画的な施設・設備の改修を行い、安全で快適な施設を提供します。

・ 埋蔵文化財保護事業

- 埋蔵文化財に関する調査を行い、後世に伝えます。

・ **鶴保護対策事業**

- 特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」の保護と保全を図ります。

・ **回天記念館管理運営事業**

- 入館者が平和について考察を深めることで、命と平和の尊さを発信します。

・ **姉妹都市交流事業**

- 青少年訪問団の派遣等により、姉妹都市との相互理解や友好親善を深めます。

・ **国際交流サロン等運営事業**

- 国際交流を体験できる機会を継続的に提供し、多文化共生を推進します。

2-3 スポーツの振興

基本方向

「する」「観る」「支える(育てる)」を重視し、生涯にわたりスポーツ文化に親しむことができるまちづくりを目指します。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 総合型地域スポーツクラブの育成に努め、新たに3クラブ（今宿・榎浜・久米地区）が創設され、合計6クラブとなりました。
- 周南市スポーツ振興委員会の活動を支援し、地域スポーツの振興を図りました。
- 平成 23（2011）年の「おいでませ山口国体・山口大会」を契機に、体育施設の整備・充実を図りました。
- 国体開催後に、本市での開催種目を「我がまちスポーツ」として定着化させるため、人材や地域力を活用したおもてなし事業や地域づくり事業に取り組みました。

・市民の評価

- 「スポーツ・レクリエーションの振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	4.9%	35.6%	15.9%	5.5%	26.4%	11.7%
全体 (25年)	5.0%	40.8%	16.1%	4.7%	21.5%	11.9%

現状と課題

- 国では、制定後 50 年を経過した「スポーツ振興法」を全部改正し、スポーツを世界共通の人類の文化として捉えた「スポーツ基本法」を平成 23（2011）年 8 月に施行し、国や地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにしました。
- 平成 24（2012）年 3 月に策定された国の「スポーツ基本計画」では、総合的かつ計画的に取り組むべき施策等を明示し、生涯スポーツ社会の実現に向けて、目標の一つに「できる限り早期に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を 65%、週 3 日以上スポーツ実施率が 30%程度とする」ことを掲げています。
- 県では、平成 24（2012）年 3 月に「スポーツ推進条例」の制定および「スポーツ戦略プラン」の策定を行い、平成 25（2013）年 3 月には「スポーツ推進計画」を策定し、目標の一つに「県民のスポーツ実施率を平成 23 年度の 62.3%（過去 1 年間にスポーツ活動を行った人の割合）から平成 34 年度には、全国トップレベルを目指す」ことを掲げています。
- 市では、スポーツ活動による地域活性化を推進するため、小学校校区を基本とする 32 地区に地域スポーツ振興委員会を設置しています。
- 今後は、スポーツを「する」スポーツだけでなく、「観る」スポーツや、指導者・スタッフ等の「支える(育てる)」スポーツなどもスポーツ活動として捉えるとともに、散歩や体操等の運動、キャンプや野外活動、健康や体力づくりのための身体活動など、ライフステージ、ライフスタイルに応じた幅広い活動をスポーツとして捉えていく必要があります。

推進施策の展開

・ ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進

- 市の関係部署や関係団体と連携し、多様なスポーツ活動の機会の提供や実施に努め、市民のライフステージやライフスタイルに応じたスポーツ活動を支援します。
- 幼児期から青少年期においては、スポーツに対し「興味をもつ」「楽しむ」「好きになる」よう、学校等と家庭・地域が連携し、さまざまなスポーツ活動にチャレンジすることができる機会の充実に努めます。
- 成年期から壮年期（働く世代・子育て世代）に対し、日常生活の中で気軽に運動量を増やせるような取組みの啓発やスポーツ活動に関する情報提供の充実に努めます。
- 高齢期に対し、身近なところで「健康づくり・生きがいづくり」につながる取組みの充実に努め、地域行事やボランティア活動、老人クラブ、地域スポーツクラブ等への参加を促進します。
- 競技スポーツの向上においては、県やスポーツ関係団体と連携した計画的な選手・指導者の育成が重要であり、競技スポーツ団体を統括する（公財）周南市体育協会の取組みを支援します。
- 「我がまちスポーツ」の定着化をはじめ、競技スポーツの振興、競技人口の増加、競技力向上等に取り組みます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
スポーツ少年団加入率	平成 25 年度	平成 31 年度	小学 3～6 年生の加入率
	49.4%	50%	
18 歳以上の市民が週 1 回以上、スポーツ活動を実施した割合	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 30 年に調査予定
	49.4%	●% (検討中)	

・ スポーツによる地域の活性化

- 少子高齢化による環境の変化に対応できるよう、既存団体の総合型地域スポーツクラブへの移行、地域間交流や地域の特色を生かした取組みの支援に努めます。
- 多くの市民が参加するスポーツレクリエーションイベント等により、地域間交流やスポーツを通じた地域の活性化に努めます。
- 本市の交通の利便性や充実した体育施設等の優位性を生かし、大規模大会等の誘致をはじめ、トップレベルのスポーツを身近に感じることができる機会を提供するとともに、スポーツコンベンションによる交流人口の拡大を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
地区スポーツ事業への参加者人数	平成 25 年度	平成 31 年度	周南市スポーツ振興委員会構成団体を実施する事業への参加者
	38,308 人	40,000 人	
中国大会以上の大規模大会の誘致数	平成 25 年度	平成 31 年度	(公財)周南市体育協会による誘致大会数
	39 大会	50 大会	

・ スポーツ環境の充実

- 総合型地域スポーツクラブ等による他種目・多世代を対象としたスポーツ機会を提供できる拠点の整備に取り組みます。

- 老朽化するスポーツ施設の適切な維持管理に努め、施設のバリアフリーにも配慮し、安心・安全に利用できる施設の提供に努めます。
- 関係機関と連携し、地域における活動を円滑に推進するための組織・人材の育成を図り、指導者、ボランティアの積極的な活用を通して、市民が主体となったスポーツに親しめる環境づくりを進めます。
- 誰もがスポーツに親しむことができるよう、身近な大会や施設の情報提供に努め、スポーツへの参画を促進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
スポーツボランティアの登録人数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	143 人	200 人	

・ 共創によるスポーツ文化の推進

- 多種多様化するスポーツニーズに対応するため、スポーツ団体・教育機関との連携・協働を推進し、スポーツに親しめる環境づくりに努めます。
- スポーツがもつ力を十分発揮できるよう、国・県のみならず行政部局間での連携を促進し、スポーツによるまちづくりの推進に努めます。

主要事業

・ スポーツ少年団関連事業

- 青少年の健全育成を目的に、周南市スポーツ少年団本部の活動を支援します。

・ 体育協会関連事業

- (公財)周南市体育協会による全国大会等の誘致や競技スポーツの振興を支援します。

・ 地区スポーツ振興事業

- 総合型地域スポーツクラブの育成や、市民が日常的にスポーツに親しむための地区スポーツの振興を図ります。

・ 体育施設整備事業

- 市民が気軽にスポーツを親しむ体育施設として、計画的に整備・改修します。

・ スポーツボランティア養成事業

- スポーツイベント等を支えるボランティアスタッフを養成します。

関連する主な個別計画

- ・(策定中) 周南市スポーツ推進計画【計画年次：平成 27～36 年度】

2-4 人権尊重社会の実現

基本方向

「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現を目指し、人権尊重の視点に立って、総合的かつ効果的な人権教育・啓発の取組みを推進します。社会のあらゆる分野に男女が参画し、お互いが対等なパートナーとして個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を図ります。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 平成 24 年 4 月に「周南市人権行政基本方針」を策定し、「山口県人権推進指針」の趣旨に沿った施策を実施しました。
- 学校における人権教育を推進するため、参観日等の学校行事に合わせた人権講演会の開催を支援しました。特に、人権の花運動を実施する小学校で、地域・学校・周南人権啓発活動地域ネットワーク協議会と連携した人権講演会を実施しました。
- 市民に身近な地域の公民館などで、人権講座や人権講演会を行うとともに、企業や職場の自主的な取組みを支援しました。
- 市民が気軽に自主学習できるように、「人権啓発コーナー」を市内の支所や公民館・図書館等の公共施設 42 カ所に設置し、学習資料の充実を図りました。
- 男女共同参画社会の実現のため市民自らが行動できるよう、市民リーダーの育成や市民団体の自主的な活動を支援することにより推進体制の充実を図りました。
- 市内各地で「地域講座」を開催するとともに、産官学民が連携した取組みとして、市民リーダーと徳山大学において「男女共同参画フォーラム」を開催しました。

・市民の評価

- 「人権の尊重と男女共同参画社会の実現」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	2.3%	23.2%	17.0%	5.8%	39.2%	12.5%
全体 (平成25年)	2.8%	30.2%	19.9%	5.5%	29.0%	12.6%

- 男女が社会のあらゆる分野で平等になるためには、何が重要だと思いますか

項 目	割合
男女をとりまく様々な偏見や固定的な社会通念・習慣・しきたりの改善	46.3%
女性の経済力の向上や知識、技術の習得など、女性の力の向上	31.8%
女性の就業、社会への参画を支援する施設やサービスの充実	27.4%
子どもの時から家庭や学校での男女平等の学習	27.0%
男性自身が男女の平等や共同参画について意識を改革	25.5%
行政、企業などの役職に一定の割合で女性を登用	21.8%
法律や制度面を見直し、差別につながるものを改善	18.0%
女性自身が男女の平等や共同参画について意識を改革	12.4%
特にない、わからない	13.2%
無回答	6.0%
対 象 者 (人)	1,095人

※複数選択可能で、割合は各項目の選択者数を対象者数で除したものです。

現状と課題

- 人権問題は、複雑・多様化しており、家庭・地域・企業職場・学校等において、さまざまな課題が存在しているため、今後も人権教育・啓発の推進体制の一層の充実が求められます。
- 「山口県人権推進指針」「周南市人権行政基本方針」に基づき、法務局をはじめとした関係機関と連携するとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、自主的な人権学習への支援を行う必要があります。
- 人権講座や研修会の参加者が固定化・高齢化しており、指導者の養成や研修プログラムの充実が求められます。
- 男女共同参画社会の実現に向けた阻害要因の一つとなっている「固定的性別役割分担意識」⁽¹⁾（「男は仕事、女は家庭」）は、依然として根強く残っており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁽²⁾）や配偶者等からの暴力（DV⁽³⁾）の防止など新たな課題に向けた施策が必要です。
- 女性の社会進出が進む中で、子育てについては、乳幼児期を中心に依然として女性の負担が大きい状況が続いています。

推進施策の展開

・人権教育・人権啓発の推進

- 「山口県人権推進指針」「周南市人権行政基本方針」の趣旨に沿った施策を実施します。
- 地域社会の実情や課題、住民の学習ニーズを踏まえ、市民の身近な施設でさまざまな世代に学習機会を提供します。
- 地域社会において自主的な取組みの推進を担うリーダーの養成とその資質の向上を図ります。
- 企業職場の自主的な取組みを支援し、講師の派遣や学習教材を提供します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
人権講座や出前講座の年間参加者数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	1,520 人	1,700 人	

- 市民の自主的な人権学習への取組みに対して、情報提供を行うなど、あらゆる層に向けた啓発活動を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
周南市人権講演会の年間参加者数	平成 24 年度	平成 31 年度	
	2,340 人	2,550 人	

主 男女共同参画社会の推進

- 男女が社会の対等なパートナーとしてあらゆる分野に共に参画し、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、あらゆる層に向けた啓発活動を進めます。
- ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の視点に立って、夫婦がともに子育てに参加する意識の醸成に努めます。

代表的な目標指標	現状地	目標値	指標の説明等
地域講座等の年間参加者数	平成 24 年度	平成 31 年度	
	919 人	1,600 人	

主要事業

・人権教育推進事業

- 「周南市人権教育推進協議会」を開催し、人権教育の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- 各地域で主体的な取組みを推進する「地域人権教育連絡協議会」で、各ブロックの代表者が地域の課題や取組みの情報交換を行いながら、効果的な人権教育の推進を図ります。
- 「企業職場人権教育連絡協議会」で情報交換を行いながら、企業職場などの取組みを支援します。
- 保護者や地域の人々と連携した多様な学習機会を提供し、学校と地域が一体となった取組みを推進します。
- 地域社会の実情や課題を踏まえ、身近な施設でさまざまな世代に住民のニーズに沿った学習機会を提供します。
- 地域社会で自主的な取組みの推進を担うリーダーの養成を図ります。

・人権啓発事業

- 市民が身近な場所で学習できるよう、「周南市人権講演会」を市内各地で開催します。
- 人権啓発コーナーや人権講演会などで「周南市人権行政基本方針」や人権啓発冊子などの学習資料を提供します。
- 人権擁護委員等の関係機関と連携し、啓発活動を推進するとともに、市広報・ホームページ等も活用し、幅広い人権啓発を行います。

・男女共同参画推進事業

- 公民館などでの地域講座・啓発セミナー・市民団体によるフォーラム等を開催することで、男女共同参画に向けた意識づくりを図ります。
- 市民リーダーを育成するため、男女共同参画推進員の自主的な活動を支援します。
- 市民が編集する男女共同参画情報誌「じょいんと」や市広報・ホームページ等で啓発を行います。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や配偶者等からの暴力（DV）の防止に向けた意識啓発を推進します。

関連する主な個別計画

- ・山口県人権推進指針【平成 24 年 3 月改定】
- ・周南市人権行政基本方針【平成 24 年 4 月策定】
- ・（策定中）すまいるプラン周南（第 2 次周南市男女共同参画基本計画）【計画年次：平成 27～31 年度】

【用語説明】

(1) 固定的性別役割分担意識 :

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

(2) ワーク・ライフ・バランス :

働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

(3) DV :

ドメスティック・バイオレンスの略。いわゆる配偶者暴力防止法に規定されている「暴力」のことで、「殴る」「ける」といった身体的暴力だけでなく、「大声でどなる」といった精神的暴力や「性的な行為を強要する」などの性的暴力も含まれる。また、ここでいう配偶者には、婚姻の届出をしていない「事実婚」の場合や、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含む。

3-1 地域コミュニティの活性化

基本方向

持続可能な地域コミュニティの形成に向けて、地域への愛着を高めるための活動や、身近な課題の解決を図る様々な活動が、地域住民が主体となり活発に展開されるように、その活動環境を整備します。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- （公財）周南市ふるさと振興財団⁽¹⁾と連携して、コミュニティ推進組織等に対して、活動補助や情報提供などを行い、地域行事や広報紙の発行など、各地域の特色を最大限に生かした取組みが熱心に展開されました。
- 自治会集会所等の整備に対する補助金交付のほか、「周南市自治会連合会」の設立に向けた支援を行い、平成26（2014）年2月に旧市町連合会を統合した新しい組織が設立されました。
- 地域づくり支援アドバイザー制度を創設し、地区コミュニティ推進組織が主催する地域課題の解決に向けた会議等にファシリテーター⁽²⁾を派遣することにより、地域づくりについて考える場が各地域に生まれ、自主的・主体的な地域づくり活動が展開されました。
- 特色ある地域づくりを推進するため、コーディネーター役を担う人材等のスキルアップを図る研修等を実施し、地域づくりを支援する体制を整えました。

・市民の評価

- 「コミュニティ活動の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	2.9%	32.4%	15.1%	3.7%	33.8%	12.1%
全体 (25年)	4.4%	37.7%	18.6%	3.2%	23.9%	12.2%

現状と課題

- 社会環境の変化により生じたさまざまな地域課題が顕在化・深刻化しており、改めて地域コミュニティの必要性・重要性が認識されています。
- 個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化により、地域コミュニティへの帰属意識の低下や、住民相互のふれあいが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境が変化しています。一方、核家族世帯や単独世帯が増加する中で、人と人とのふれあいや仲間づくりなど、豊かな人間関係に支えられたまちづくりへの期待も高まっています。
- 地域コミュニティの要となる自治会組織の充実を図るとともに、地区コミュニティ推進組織の連携・協力体制を更に強固なものにし、分権時代に対応した住民自治へと高めていくことが求められています。
- 地域活動団体のリーダーへの負担集中や後継者不足が課題となっており、団体のマネジメント力の強化や、新たな担い手の参加が求められています。

- 地域課題の解決に向けて、団体同士の地域内や地域を超えた連携・協力がさらに重要となっています。
- 地域コミュニティは、都市部・都市周辺部・中山間地域など、そのエリアにより、それぞれ異なる特色や課題があることから、各地域の実情に応じた対応が求められています。
- 自主的・主体的な地域づくり活動をさらに進めていくためには、地域のニーズに応じた活動しやすい拠点が必要です。
- 複雑・多様化する地域課題に、行政だけで対応していくことは困難であり、行政とともに、主体的に「公共」を担う自立したコミュニティづくりが求められています。

推進施策の展開

主 住民主体の地域づくりの促進

- 地域課題の解決に向けて、地域住民が主体となって「考え」「選択し」「行動する」地域づくりを促進します。
- 地域の生涯学習の拠点として重要な役割を果たしている公民館は、地域のニーズに応じて、これまでの機能に加え、地域課題の解決に向けた活動を展開できる拠点へ移行するよう取り組みます。
- 地域づくり活動を支援するコーディネーターの役割を担う人材の育成を図ります。
- （公財）周南市ふるさと振興財団と連携し、コミュニティ推進組織の特色ある地域づくり活動を支援するとともに、地域や団体の相互交流や、若者の地域づくり活動への参画を促進します。
- 住民の地域づくりへの関心を高め、参画を促すための意識啓発を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
地域づくり支援アドバイザーの派遣地区数	平成 25 年度	平成 31 年度	主体的に話し合いの場を創出し、地域づくり活動を展開した地区数
	3 地区	5 地区	

・中核的人材の育成

- 地区コミュニティ推進組織をはじめ、さまざまな市民活動団体が、主体的に、かつ継続して運営を行っていくため、団体運営を担う中核的人材の育成を図ります

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民活動関連講座等の年間参加者数	平成 25 年度	平成 31 年度	市民活動関連講座等への年間延べ参加者数
	139 人	150 人	

主 自治会組織の充実

- 自治会組織の活動拠点である自治会集会所等の整備に対する支援を行うほか、自治会未加入世帯の加入促進策等について「周南市自治会連合会」と連携して取り組みを進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
自治会加入率	平成 25 年度	平成 31 年度	自治会加入世帯数／全世帯数
	79.2%	80.0%	

【主】地域づくり推進体制の整備

- 行政職員に対する地域づくり研修を充実し、課題解決に向けた地域住民の発意や行動に寄り添いながら、支援していくことのできる職員の育成を図るとともに、地域づくりに関する情報の共有をはじめ組織横断的な連携を進めます。

主要事業

・地域づくり支援事業

- 地域づくりの会議等にファシリテーターを派遣し、地域住民の話し合いを重視した多様な参加の場の創出を図ります。
- 人や団体や資源を巻き込み、つなぎ、地域づくり活動を支援していくコーディネーターの役割を担う人材の育成を図ります。
- 地域づくり活動への新たな担い手の参画を促す講座を開催します。
- 地域づくりに関する支援メニューを集約したハンドブックを作成・配布します。

・コミュニティ推進事業

- コミュニティ推進組織の自主的・主体的活動を支援し、特色ある地域づくりを促進します。

・ふるさと振興事業

- 中間支援組織⁽³⁾である、(公財)周南市ふるさと振興財団を支援し、市民自らが行う地域づくり活動の振興を図ります。

・コミュニティ等の中核的人材育成事業

- コミュニティ推進組織をはじめ、さまざまな分野で活動する市民活動団体を支える中核的人材の育成を図ります。

・自治会関係事業

- 自治会組織の活動を支援することにより、住民自治の推進を図ります。

・自治会集会所建設費助成事業

- 各自治会が主体となって行う集会所等の整備・補修に要する経費を助成します。

【用語説明】

(1) (公財)周南市ふるさと振興財団：

市民自らが行う地域づくり活動(コミュニティ活動)の振興を図ることを目的に設立した公益財団法人。

(2) ファシリテーター：

会議やワークショップに参加するさまざまな立場の人たちから意見を引き出し、中立的な立場で相互理解や合意形成を促進する役割を担う人。

(3) 中間支援組織：

地域と行政の間に立って、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織。

3-2 中山間地域の「地域づくり」の促進

基本方向

人口減少や少子高齢化が都市部に先駆けて進展する中山間地域において、安心な暮らしや活力ある地域の実現に向けた主体的かつ総合的な地域づくりを促進します。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 人口減少や少子高齢化が急速に進展する中山間地域において、住民の意識共有が図れる小学校区などの枠組みの中で、現状を見つめ直し、あるべき将来像を描き、その実現に向けた行動計画である「地域の夢プラン」について、平成 22（2010）年度から 25（2013）年度までに、4 団体の新規策定、2 団体の改定、および 2 団体の策定作業を支援しています。
- 「地域の夢プラン」に向けて、「地域の夢プラン」の実践活動に取り組む団体を、国・県の支援制度も活用しながら支援しました。
- 近年、ライフスタイルや価値観の多様化により都会の若者の田舎に対する意識が変化する中で、外部人材を活用し、地域に居住しながら地域づくりを支援する国の制度の「地域おこし協力隊」を全国に先駆けて大津島地区に 3 人配置したほか、平成 25（2013）年度から大道理地区に 1 人配置するなど、人的支援を行いました。
- 大道理地区では、「地域の夢プラン」の実現を支援するため、小学校の校舎を改修し、公民館に代わる地域活動の拠点施設を整備しました。
- 「地域の夢プラン」に基づき地域団体が自ら行う施設等の整備に対し、平成 22（2010）年度に渋川地区の農産物加工と交流機能を備えた拠点施設の整備を支援するとともに、平成 26（2014）年度には、大道理地区の加工所、中須北地区の農家レストラン、大津島地区の観光施設の整備を支援するなど、プランの実現に向けたハード整備を県と協調して実施しました。
- 地域団体による移住希望者と地域との橋渡し役となる「里の案内人」制度を平成 23（2011）年度から始め、これまで 5 地区で 50 人が配置されるとともに、その活動を通じて 12 世帯が移住するなど、空き家の解消や地域の担い手の確保につながりました。
- 中山間地域を中心に空き家を紹介する空き家バンクをHPへ掲載し、移住希望者へ情報提供したほか、大都市圏での移住に向けたセミナー等で本市の魅力をPRしました。

現状と課題

- 草刈や清掃活動をはじめとした共同作業や助け合いなど、地域の暮らしを支えてきた集落活動が低下するとともに、将来的に存続が危ぶまれる集落が存在しています。
- 地域活動の担い手不足や固定化により、個人の負担が増加するなど、地域住民の力だけでは集落を維持することが困難となっています。
- 農協や郵便局・商店などの廃止や廃業により、身近な暮らしに不安を抱える地域が現れています。
- 高齢者の見守りや助け合いが困難になっている集落や地域固有の歴史や伝統文化の継承が困難になっている地域が現れています。

- これまで、中山間地域を対象に重点的に地域づくりを支援してきましたが、これらの地域と同様の課題を抱える都市周辺部への対応が必要となっています。
- 「地域の夢プラン」の策定や実践活動を展開により、活力が生まれている地域がある一方、その取組みが進んでいない地域も存在しています。
- 地域の特性に応じた地域づくりが展開できるよう、市の支援体制の充実や新たな拠点づくりが必要となっています。
- 農山漁村の魅力に関心が高まっており、豊かな自然や地域に伝わる技や知恵・歴史など強みを生かした都市との交流活動や空き家を活用した地域ぐるみの移住者の受け入れを通じて、活力が生まれている地域も生まれており、今後、人口減少の進展が予想される中、一層の取組みが必要となっています。

推進施策の展開

主 地域の夢プランづくりの促進

- 今後、さらに過疎化、少子高齢化が急速に進展することが予測される中で、「地域の夢プラン」づくりは、自立した地域づくりにおいて、ますます重要となることから、未策定地域でのプランづくりを促進します。
- 「地域の夢プラン」づくりは、地域のみだけでは困難な場合もあるため、地域の実情に応じた、きめ細かな支援を行います。また、地域の魅力を生かした活動や課題解決など、策定した「地域の夢プラン」の実現に向けて、総合的な地域づくりに取り組める体制づくりを支援します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
「地域の夢プラン」の策定数	平成 25 年度	平成 31 年度	「地域の夢プラン」を新規に策定した地域団体の数
	8 団体	14 団体	

主 地域の夢プランの実践活動の促進

- 「地域の夢プラン」の実践に向けた主体的、持続的な取組みに対して、国や県をはじめとする助成制度も活用しながら、ソフト・ハードの両面から支援します。
- コミュニティビジネス等の地域の自立を目指す取組みには、必要に応じて地域おこし協力隊を配置するなど人的支援を行います。
- 「地域の夢プラン」の実践活動の促進に向けて、各地域が抱える共通課題や新たな取組みを研究するとともに、地域間のネットワークを強化します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
「地域の夢プラン」に基づくハード事業の実施件数	平成 26 年度	平成 31 年度	国・県・市の補助事業を活用して地域が整備した施設等の件数（平成 19 年度以降の累計）
	5 件	7 件	

主 新たな地域の拠点づくりの推進

- 自立した中山間地域づくりの活動の拠点となる施設については、地域のニーズに応じて、公民館等を地域独自の活動が展開できる施設へ転換するとともに、地域団体による拠点施設の運営に向けた体制づくりを支援します。

主 U J I ターンの促進

- 中山間地域の空き家の掘り起しや移住者からの相談などに対応する「里の案内人」を設置する地域を支援するとともに、空き家や地域情報等の発信を強化するなど、地域ぐるみで移住者の受入れを促進します。
- 空き家バンク制度の実施をはじめ、県や地域と連携した県外への移住に関する効果的な情報発信に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
中山間地域へ移住した世帯数	平成 25 年度	平成 31 年度	里の案内人を通じて移住した世帯の累計数
	1 2 件	3 6 件	

主要事業

・中山間地域創発事業

- 地域の夢プランやその実践活動を、話合いのコーディネートや補助金の交付・アドバイザーの派遣などにより支援します。

・中山間地域づくり総合支援事業

- 地域の夢プランの実現に向けて地域が行うハード整備を、県と協調して支援します。

・中山間地域創発会議の開催

- 地域の夢プランの策定や実践活動に取り組む地域のリーダーをメンバーに、各地域の共通課題や新たな取組みの可能性を研究するとともに、地域間ネットワークの構築等を目的とした会議を開催します。

・中山間地域定住促進事業

- 移住希望者と地域の橋渡しを行う「里の案内人」の養成やスキルアップを図るとともに、ホームページや移住フェア等による情報発信を行うなど、空き家を活用した移住者の受入れに取り組む地域を支援します。

関連する主な個別計画

- ・過疎地域自立促進計画【計画年次：平成 22 年度～27 年度】
- ・山村振興計画【計画年次：平成 18 年度～26 年度】
- ・離島振興計画【計画年次：平成 25 年度～34 年度】

3-3 市民活動の促進

基本方向

「新しい公共」の担い手として期待される市民活動団体等による自主的・主体的な活動を支援し、活動の活性化を促進します。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 地域に根差して課題解決に取り組む地縁型市民活動⁽¹⁾や、地域にこだわらず、社会的な課題の解決に取り組むテーマ型市民活動⁽²⁾の支援拠点となる「市民活動支援センター」を運営し、300を超える市民活動団体が支援センターに登録し、広範な分野にわたり市内各地で活動を展開しています。
- 市民活動の活動資源である情報・資金・人材・活動場所等に関する情報提供や相談等を実施し、市民の自主的・主体的な活動を促進しました。

・市民の評価

「コミュニティ活動の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	2.9%	32.4%	15.1%	3.7%	33.8%	12.1%
全体 (25年)	4.4%	37.7%	18.6%	3.2%	23.9%	12.2%

現状と課題

- 地域的・社会的課題に行政だけで対応していくことが困難な時代の中、「新しい公共」の担い手として、NPO 法人をはじめとした市民活動団体等への期待が高まっています。
- さまざまな市民活動団体が新たに生まれる一方で、会員の高齢化や後継者不足・資金不足などにより、活動の継続が困難となっている団体も見受けられ、その対策が求められています。
- 自主的・主体的な活動に向けた支援を進める中で、市民活動団体のニーズが団体運営や資金獲得、経理・税務、法人申請等、専門的かつ多岐にわたっており、支援にあたっては、そのノウハウの蓄積と専門性が必要となっています。

推進施策の展開

・市民活動支援センターの機能強化

- 市民活動を身近に感じ、興味関心を持ち、活動への参加に結び付けていくため、市民活動支援拠点の運営を充実します。
- 市民活動支援センターの調査研究機能を強化し、市民活動実態や先進事例の研究を推進します。
- 人材育成講座等に関して、NPO 法人の経営基盤の強化等、高い専門性に対するニーズにも対応できるよう、内容の充実を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民活動関連講座等の年間参加者数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	139 人	150 人	

・市民活動の普及啓発

- 市民活動の意義やさまざまな市民活動団体の活動内容等を情報発信し、多くの市民や企業等の市民活動への関心を高めるため、市民活動の普及啓発に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民活動グループバンクの登録団体数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	309 団体	320 団体	

・活動資源に関する支援の充実

- 市民活動の活動資源である資金や人材・活動場所等に関する情報を収集し、インターネット等の広報媒体を通して情報提供に努めます。
- 活動資源に関する情報の集約に努め、市民活動団体が抱えるさまざまな課題についての相談機能を充実します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
相談件数に占める解決に向けた対応が図れた割合	平成 25 年度	平成 31 年度	
	93.1%	100%	

主要事業

・市民活動情報の発信

- 市民活動の活動資源に関する情報等を広く収集し、市民活動情報誌「YUI」や支援センターホームページ等のさまざまな広報媒体を活用し、提供します。

・市民活動グループバンク事業

- 市民活動グループの情報（代表者名・連絡先・活動内容等）を収集、データベース化して広く公開します。

・市民活動保険制度の整備

- 市民活動に伴うリスクを分散し、市民が安心して活動に参加できるよう、市民活動賠償責任保険制度を運用します。

・市民活動相談事業

- 市民活動を始めようと考えている人々や、すでに活動している人々の相談に対応します。

個別計画

・周南市市民活動促進指針【平成21年2月策定】

【用語説明】

- (1) 地縁型市民活動：
地域集団(コミュニティ推進組織・自治会・老人クラブ・婦人会等)が行う地域住民活動。
- (2) テーマ型市民活動：
地理的なエリアとは無関係に、子育て分野や環境保全分野等のさまざまな分野にわたり行われる非営利公益活動。

4-1 災害に強いまちづくりの促進

基本方向

自助の防災意識啓発、共助の自主防災組織育成を図るとともに、災害時の迅速な対応や災害への備えなどの総合的な防災対策を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 防災アドバイザー制度やしゅうなん出前トーク・各種団体の集会などで、市民の防災に関する市民の意識啓発や自主防災の組織化の推進・育成を図り、平成25（2013）年度末で、24組織（組織率：86.9%）となりました。また、市内全域の自主防災組織で構成する「自主防災組織ネットワーク」を設立しました。
- 県の浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等の指定に基づき、洪水・土砂災害・高潮ハザードマップを作成し、関係世帯へ配布しました。
- 保存水や保存米・パック毛布・避難所の間仕切りや更衣室等の備蓄品整備を進めました。
- 防災情報収集伝達システムの整備に向けて、平成25（2013）年度に基本構想および基本計画を策定しました。
- 準用河川隅田川の浸水等被害の防止・軽減を図るため、合流する二級河川西光寺川と連携して改修を進めています。
- 流下機能の低下や浸水等被害が発生している準用河川において、雨水・浸水対策としての河川機能の強化を図るため、局部的な河川改良を実施しています。また、排水路からの越水被害の防止・軽減を図るため、排水路の改修を進めています。
- 漁村を高潮などの被害から守るため、漁港区域内の護岸の改修やかさ上げなどの高潮対策事業を計画的に進めています。
- 安心とつながりのまちづくり拠点となる新庁舎の平成30（2018）年度の完成を目指して、平成25（2013）年度は、庁舎建設基本計画を策定しました。また、平成26（2014）年度から庁舎建設課を新設し、専属職員5人、兼務職員28人体制で新庁舎の導入機能の検討などを進めています。

・市民の評価

- 「防災体制の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	3.6%	32.2%	21.0%	7.3%	24.5%	11.4%
全体 (平成25年)	4.6%	38.5%	24.6%	7.4%	13.0%	11.9%

●「河川・水路の整備」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	8.8%	38.5%	17.0%	8.4%	16.7%	10.6%
全体 (平成25年)	8.5%	41.3%	18.5%	8.6%	11.4%	11.7%

現状と課題

- 想定される南海トラフ巨大地震や局地的集中豪雨・台風の大型化など、市民の防災に対する関心が高まる中、自助の考え方を基本とした防災意識の啓発や共助の要である自主防災組織の育成・推進が重要な課題となっています。
- 各種ハザードマップなどで危険箇所や避難場所等の周知を図り、これを活用して集中豪雨や台風時の早めの自主避難の促進につなげることが課題となります。
- 非常時に備えて、保存水や保存米・毛布・避難所の間仕切りや更衣室等の備蓄品整備を進めており、今後も年次的に整備する必要があります。
- 防災情報収集伝達システムは、基本構想・基本計画に基づき、自助・共助・公助によるそれぞれの役割を十分に果たすための体制を構築する必要があります。
- 多発する局地的豪雨により、市内各地で浸水等の被害が増加していることから、河川流域住民の安心・安全の確保が早急に求められています。
- 市街地の宅地化の進行により、排水不良や浸水等被害が発生している地域の排水路の整備を、重点的に進める必要があります。
- 住みやすく安全で魅力のある漁村づくりのため、海岸護岸や漁港の整備・改修を図る必要があります。
- 現在の本庁舎は、震度6程度の地震により倒壊または崩壊する危険性があるため、市の防災拠点施設としての中核機能を確保するためにも早急な建替えが必要です。

推進施策の展開

主 地域防災力の強化

- 防災アドバイザー制度や出前トーク・研修会などで、市民の防災に関する意識啓発を図り、地域防災の要となる自主防災の組織化を推進します。
- 自主防災組織の設立や育成を図るとともに、市内の組織間のネットワークのさらなる強化を目指します。
- 関係機関・関係団体等と連携し、災害時の避難行動要支援者に対応する体制の整備を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
自主防災組織の設立地区 ※全34地区	平成25年度	平成31年度	自主防災組織を設立した地区
	24地区	30地区	

主 防災対策の充実

- 非常時に備えて、保存水や保存米・毛布等、需要に応じた備蓄整備を進めます。
- Web版ハザードマップの作成等により、ハザードマップの活用度を高め、防災意識の向上に努めます。
- 防災情報収集伝達に重要な役割を果たす、連携システムの整備に努めます。

・ **河川等の整備・保全の促進**

- 浸水など被害を未然に防ぐため、計画的で効果的な河川等の整備と維持管理に努めます。
- 地域の防災・減災に向けて、関係部署や県と連携・連帯して、早期の事業効果発現に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
準用河川隅田川の河川改修率	平成 25 年度	平成 31 年度	全体計画延長に対する進捗率
	10%	28%	

・ **安心・安全な漁村づくりと漁港整備**

- 安心で安全な居住環境を確保するため護岸の改修やかさ上げ等の高潮対策事業を計画的に実施します。
- 漁港施設の地震・津波対策として、防災拠点漁港と生産拠点漁港において、地震・津波機能診断および機能強化工事により、安全な漁村づくりを推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
高潮対策事業による護岸等整備延長	平成 25 年度	平成 31 年度	市管轄の漁港区域における護岸等整備延長
	1,925m	2,500m	
地震津波機能診断による機能強化対策漁港	平成 25 年度	平成 31 年度	機能強化対策実施箇所
	0 箇所	2 箇所	

主 **新庁舎の建設**

- 高い耐震性能や防災情報システムなどを備え、大きな災害が起きても「安心・安全」の拠点として市民の暮らしを守ることのできる新庁舎の実現に努めます。

主要事業

・ **自主防災組織育成事業**

- 自主防災組織活動の活性化および自主防災組織育成事業補助金の交付などを実施します。

・ **防災アドバイザー派遣事業**

- 防災意識の向上を図るため、市が委嘱した防災に関する経験や知識を有する防災アドバイザーを派遣します。

・ **避難行動支援事業**

- 災害時の避難行動要支援者への物的支援および支援する自主防災組織の連携強化を図ります。

・ **防災資機材整備事業**

- 非常用資機材や備蓄品の整備を行います。

・ **ハザードマップ整備事業**

- Web 版ハザードマップを作成し、防災意識の向上を図ります。

・ **防災情報収集伝達システム整備事業**

- 基本構想及び基本計画に基づき、災害時の防災情報収集および伝達体制を整備します。

・ **河川改修事業／排水路改良事業**

- 隅田川・黒木川など、浸水被害防止を図るための治水対策を行います。
- 浸水被害防止と生活環境改善を図るための排水路を整備します。

・ **漁港海岸保全施設整備事業**

- 台風や高潮の被害を受けやすい福川漁港の護岸整備や排水機場建設などの高潮対策を行います。

・ **漁港施設機能強化事業【新】**

- 防災拠点漁港（大津島刈尾）と生産拠点漁港（福川）の地震・津波機能診断を実施し、診断結果に基づく機能強化を行います。

・ **庁舎建設事業**

- 施設が老朽化し耐震性が低いこと、構造上の制約から完全なバリアフリーの実現が困難であること、面積の制約から本庁部局を集約できないことなど多くの課題を解消し、市民の安心安全の確保と利便性向上を図り、安心とつながりのまちづくり拠点となる、新庁舎の実現を図ります。

関連する主な個別計画

- ・ **周南市防災情報収集伝達システム基本計画【計画年次：平成 26～30 年度】**
- ・ **社会資本総合整備計画【計画年次：平成 26～30 年度】**
- ・ **都市防災事業計画【計画年次：平成 26～30 年度】**
- ・ **地震に強い都市づくり推進五箇年計画【計画年次：平成 26～30 年度】**
- ・ **周南市庁舎建設基本計画【計画年次：平成 25～30 年度】**

4-2 消防・救急体制の充実強化

基本方向

市民の生命や財産を災害から守り、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、消防体制の充実強化を図ります。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- はしご自動車や高規格救急車・救助工作車などの消防車両や救急・救助資機材の更新および消防救急無線のデジタル化を図り、災害対応力を向上させました。
- 消防水利施設の計画的な整備・更新、西消防署西部出張所の建替えや消防団機庫の集約を行い、大規模災害に対応すべく災害拠点施設等の充実強化を図りました。
- 各種訓練等を通して、消防団との連携強化を図るとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、消防団活動の活性化及び団員の確保に取り組みました。
- 新規救急救命士や気管挿管認定救命士の計画的な養成を行うとともに、救助技術の向上を図るなど、救急・救助業務の高度化や救命率の向上に努めました。
- 住宅用火災警報器の設置促進や住宅防火診断などを実施するとともに、危険物施設への立入検査等を行い、総合的な火災予防に努めました。

・市民の評価

- 「消防救急体制」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	8.1%	42.8%	12.2%	5.5%	20.6%	10.9%
全体 (平成25年)	9.8%	50.8%	12.1%	5.0%	10.8%	11.4%

現状と課題

- 市民が安心・安全に暮らせるよう、消防力の三つの柱である「人（消防職団員）」「物（消防機械器具）」「水（消防水利）」を活用した消防体制の確立を更に推進するとともに、近年の課題である複雑多様化・大規模化する災害への対応に努めます。
- 救急出動件数の増大に伴う受入れ医療機関の集中を解消し、医療機関への搬送を円滑に実施するため、消防機関と各医療機関との連携強化を積極的に進めています。
- 地域防災力の中核である消防団は、団員数が減少傾向にあり、団員の確保が課題となっています。
- 火災を未然に防ぐため、複雑多様化する火災の原因や人的被害が発生した要因等を検証し、消防用設備等のハード面と防火管理などのソフト面を組み合わせ、さらなる防火安全対策に努めています。
- 石油化学コンビナート事業所をはじめとする危険物施設に対し、適切な指導を行うとともに、事業者との連携を図り、危険物災害の防止に努めています。
- 熊毛地域は光地区消防組合消防本部が管轄しており、市域の消防体制が二つに分かれていることから、両者の連携あるいは、一元化が課題となっています。

推進施策の展開

主 消防力の充実

- 消防署所の維持整備、消防団機庫の維持及び集約・拠点化並びに消防緊急通信指令システムの安定稼働を推進し、消防力の効果的運用に努めます。
- 消防車両・資機材等の計画的な整備を行い、適正な消防力の確保に努めます。
- 消防職員研修計画等に基づき、最新の技術・知識を習得することにより、消防活動の質の強化に取り組みます。
- 消火栓や防火水槽・耐震性貯水槽などの消防水利施設を計画的に整備します。
- 消防団の総合的な充実強化を図るため、「入団促進」「装備等の充実強化」「処遇の改善」及び「教育訓練の改善」を積極的に推進します。
- 市域で二つに分かれている消防体制を含めた消防の広域化対応等について、安心かつ効果的な管轄体制の視点から最善の方向性を研究します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
消防団員数	平成 25 年度	平成 31 年度	市消防団員の人数 ※条例による消防団員定数 1184 人
	1035 人	1184 人	

主 救急救助体制の充実

- 複雑多様化する救急救助業務に対応するため、効果的かつ計画的な資機材整備や教育訓練を実施します。
- 高度な救急業務を実施するため、医療機関等と連携して周南地域メディカルコントロール協議会⁽¹⁾の運営を円滑に行います。
- 救急救命士の処置拡大⁽²⁾等への対応及び認定資格等に応じた適正配置を図り、救急業務の高度化に取り組みます。
- 「救命の連鎖⁽³⁾」を構築するための応急手当普及啓発に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
救急救命士の処置 拡大認定者数	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 26 年度から始まった処 置拡大
	—	36 人	

・ 予防体制の強化

- 市民の生命や財産を火災から守るため、住宅用火災警報器の設置対策や住宅防火診断等を実施します。
- 幼年・少年消防クラブや婦人防火クラブの活動を支援するとともに、市民に対する防火講習会や訓練等を通して、火災予防の推進を図ります。
- 多くの人が集まる建物等や危険物を取り扱う施設等の立入検査を実施し、違反の是正を促進します。
- 石油化学コンビナート事業所をはじめとする危険物施設に対し、適切な指導を行うとともに、事業者との連携を図りながら災害防止に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
住宅火災警報器の設置 率	平成 25 年度	平成 31 年度	市内の住宅用火災警報器の設 置割合
	79.8%	100%	

主要事業

・消防機械器具強化充実事業

- 消防車両や資機材等の整備

・消防水利施設管理事業

- 効果的な消火栓の設置や布設替え等を実施する事業

・救急救助業務高度化推進事業

- 救急救命士の育成（新規・気管挿管・処置拡大）や円滑な救急搬送を実施するための事業
- 高規格救急車や救助工作車・高度救助用資機材等の整備に係る事業

【用語説明】

（1）周南地域メディカルコントロール協議会：

周南地域(周南・下松・光市)の救急隊員が実施する応急処置について、医師の指示・指導・助言、事後検証および再教育の体制等を構築し、病院前救護の質を保障するため、医療機関・保健医療行政機関・消防機関の各代表者で構成される協議会。

（2）救急救命士の処置拡大：

平成26年4月1日から、「血糖測定及び低血糖発作に対するブドウ糖溶液の投与」「心肺停止前の静脈路確保」について、必要な修了を受講し認定を受けた救急救命士は、医師の指示下で実施することが可能となった。

（3）救命の連鎖：

「心停止の予防」「心停止の早期認知と通報」「一次救命処置」「二次救命処置と心拍再開後の集中治療」の4つの要素によって構成する、危機的状況に陥った生命を救命し社会復帰させるための手技のつながりで、一つでも途絶えると救命が困難となる。

4-3 市民生活の安全性の向上

基本方向

犯罪や交通事故の防止、消費生活の安定と向上を図り、安心して生活できるまちづくりを進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 警察や防犯協議会・地域の防犯ボランティアなどと協力・連携しながら防犯パトロールに取り組みました。
- 空き家の管理の適正化を図り、地域の安心・安全な生活環境を守るため、平成 25（2013）年 10 月に「周南市空き家等の適正化に関する条例」を施行しました。
- 防犯灯の整備・設置やLED化を促進するため、自治会等に対する補助金を 2,000 万円に倍増しました。
- 「周南市交通事故〇の日」である毎月 1・11・21 日に、街頭立哨・広報活動を実施しました。また、幼児から高齢者までを対象とした、交通安全教室の開催など、意識啓発を図ることで、交通事故発生件数の減少につながりました。
- 消費生活相談窓口の周知活動や相談体制の整備に努め、消費者トラブルの未然防止・早期発見に取り組みました。
- 消費生活センターの機能強化を図り、出前トークをはじめとした多様な啓発活動を実施しました。
- 専門的な相談に対応するための無料法律相談会の開催や、民事相談・行政相談を積極的に行いました。

・市民の評価

- 「防犯や交通安全対策の推進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	4.2%	36.9%	25.3%	8.7%	13.3%	11.6%
全体 (25年)	5.0%	43.1%	22.0%	7.5%	10.4%	12.0%

- 「行政相談や消費者相談体制の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	1.8%	23.4%	18.3%	9.0%	35.1%	12.4%
全体 (25年)	2.1%	33.8%	20.8%	7.4%	23.0%	12.9%

現状と課題

- 市内の刑法犯罪認知件数は減少する一方、サイバー犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺など、悪質・巧妙化する犯罪が増加しています。
- 犯罪・事故抑止のためには、市民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という意識のもとに、自主的な地域の防犯・安全対策に取り組む必要があります。

- 地域では自治会、ボランティアを中心に子ども見守り隊、こども 110 番の家と連携した登下校の見守り活動などが積極的に展開されています。
- 交通事故の発生件数は減少傾向にある一方で、65 歳以上の高齢者が事故の被害者や加害者になるケースが増加しています。
- 高度情報化や超高齢社会が進展する中、市民生活は、商品やサービスの多様化により大きく変化し、消費者問題はますます複雑化しています。
- 新卒の悪質商法による電話勧誘や訪問販売などの消費者トラブルが発生し、特に高齢者の被害が深刻化しています。
- 消費生活相談や市民相談業務において複雑・高度化する専門的な相談に対応するための体制強化が必要となっています。

推進施策の展開

・防犯運動・交通安全運動の推進

- 防犯パトロール等の充実を図り、警察署・防犯協議会・地域の防犯組織などと連携した防犯活動を展開します。
- 悪質商法や振り込め詐欺による高齢者被害が後を絶たないことから、警察署と連携して、さまざまな啓発活動を実施します。
- 「交通事故 0 の日」の周知と交通安全を繰り返し呼び掛けることにより、市民の交通安全に対する意識の向上を図ります。
- 警察署・交通安全対策協議会などとの連携を図り、特に高齢者の交通事故の未然防止に取り組みます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
犯罪発生件数	平成 25 年	平成 31 年	市内で発生した年間刑法犯認知件数
	917 件	850 件	
交通事故発生件数	平成 25 年	平成 31 年	市内で発生した年間人身事故件数
	738 件	700 件	

・安全な環境づくり

- 暗くて通行に支障がある場所や通学路等における安全性を確保し、犯罪被害を未然に防止するため、自治会などが取り組むLED防犯灯の設置を支援します。
- 交通危険箇所については、警察署や各道路管理者などの関係機関と連携し、安全施設の設置や道路の整備により、安全な交通環境を整備します。

・相談体制の強化

- 消費生活関連の専門家による研修を受講し、専門相談員等の資質の向上を図ります。
- 県や警察・各種団体等との連携を深め、消費者被害の早期発見・被害拡大防止に取り組みます。

・消費者教育・啓発活動の推進

- 学校や地域・消費者団体等と連携協力し、自立した消費者の育成のための消費者教育を推進します。
- 消費者被害の未然防止・拡大防止のため、しゅうなん出前トークや消費生活展など啓発活動を推進します。

- 相談窓口の周知や最新のトラブル情報の発信を積極的に行います。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
消費者啓発活動回数	平成 25 年度	平成 31 年度	しゅうなん出前トーク等の啓発活動回数
	38 回	45 回	

主要事業

・ 防犯灯設置費補助事業

- 自治会等が防犯灯を新設・補修する費用の一部補助することで、夜間における安全性の確保を図り、犯罪の未然防止につなげます。

・ 交通安全推進事業

- 関係機関と連携しながら交通安全に関する各種啓発・広報活動を行い、交通事故防止を呼び掛けます。

・ 消費生活相談事業

- 消費者問題に関する相談・相談処理に伴うあっせんを行います。

・ 市民相談事業

- 職員による行政・民事に関する相談や無料法律相談会を開催します。

・ 消費者教育・啓発事業

- 各年代に応じた消費者教育を推進します。
- しゅうなん出前トークや公開講座・消費生活展等を開催します。

関連する主な個別計画

- ・ 第 9 次周南市交通安全計画【計画年次：平成 23～27 年度】

5-1 地域福祉の推進

基本方向

地域での支え合いや福祉サービスにより、支援を必要としている人を含むすべての人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 福祉に関する総合相談の窓口として、「福祉総合相談室」を設置しました。
- 24時間365日対応可能となる高齢者の総合相談窓口「もやいネットセンター」を設置しました。
- 警察署・社会福祉協議会・市および民間事業者等27社（平成26（2014）年4月現在）と見守りに関する協定を締結しました。
- 社会福祉協議会との連携により、地域における支え合い活動の拠点となる「もやいネット地区ステーション」設置の取組みを支援しました。
- 地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員のスキルアップが図られるよう、活動を支援しました。
- 県から市町への権限移譲により、平成25（2013）年度から社会福祉法人の指導監査を実施してきました。

現状と課題

- 少子高齢化の進行や核家族化・単身世帯の増加等に伴い、家族や地域で支え合う社会的なつながりが希薄化しています。
- 過疎化や高齢化の進行により、新たな地域福祉の担い手の確保が課題となっている一方で、ボランティアやNPO法人等による地域福祉活動も見られます。
- 高齢者、子供、障害者や生活困窮者などの多様な福祉相談に対応する総合相談窓口体制の整備が求められています。

推進施策の展開

・地域福祉活動の推進

- 地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員の定数確保に努め、活動を助成します。
- 社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動を推進します。

主 地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進

- 福祉総合相談室ともやいネットセンターを再編し、高齢者や子供・障害者・生活困窮者などの総合的な福祉相談に対応できる窓口体制を構築します。
- もやいネット地区ステーションや専門機関・民間事業者等が連携した地域の福祉支援体制づくりを推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
見守り協定事業者数	平成25年度	平成31年度	民間事業者等も含めた、もやいネット支援事業者数
	11社	100社	

- ・ **社会福祉法人の指導監査の充実**

- 社会福祉法人に対する指導監査を効果的に行うことにより、適正かつ円滑な法人運営を図ります。

主要事業

- ・ **民生委員児童委員活動事業**

- 民生委員児童委員や地区民生委員協議会の活動に対する助成を行います。

- ・ **もやいネットセンター推進事業**

- 高齢者の総合相談に応じるとともに、地域の見守りネットワーク強化に対する支援をします。

- ・ **社会福祉法人指導監査事業**

- 社会福祉法人に対する指導監査を行い、助言・指導等を行います。

関連する主な個別計画

- ・ **周南市地域福祉計画**【計画年次：平成 23～27 年度】

5-2 高齢者福祉の充実

基本方向

地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者が住み慣れた地域で心豊かに、いきいきと安心して暮らしていけるまちづくりを進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 高齢者の総合相談窓口として、もやいネットセンターを設置しました。
- 地域で高齢者を支える体制を整備するために、地域見守りネットワークの構築を推進しました。
- 住み慣れた地域で介護サービスが受けられるよう、介護保険事業計画に基づき必要な施設整備を実施しました。
- 高齢者が元気に現在の生活を維持・継続できるよう、介護予防に関する教室や講座を開催するとともに、周南しゃっきり体操の普及を図りました。
- 老人クラブの活動に対する支援や「輝き周南大学」の開催などを通じて、生涯現役社会づくりを推進しました。

・市民の評価

- 「高齢者福祉の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
65歳以上 (平成20年)	4.7%	32.4%	26.0%	12.1%	10.8%	14.0%
65歳以上 (25年)	6.0%	40.2%	23.4%	8.4%	7.0%	15.0%

現状と課題

- 本市の高齢化率は、全国平均より高い数値となっています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域で支える体制づくりを進める必要があります。
- 介護保険制度の改正に合わせた高齢者施策の見直しが急務となっています。
- 高齢者に関する相談は、件数の増加とあわせて内容も多様化しており、福祉相談に対応する総合相談窓口の構築が必要となっています。

推進施策の展開

・高齢者を地域で支える体制づくり

- 介護・医療・予防・生活支援サービス・住まいのサービスが一体化した地域包括ケアシステム⁽¹⁾の構築を図ります。
- 認知症の高齢者やその家族が地域において安心して暮らせるよう、相談・見守り体制を整備します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
認知症サポーター養成数	平成25年度	平成31年度	
	6,624人	10,000人	

・ **介護サービスの充実**

- 新たに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」などを導入し、介護サービスの充実を図ります。
- 介護保険事業計画に基づき、必要な施設整備を行います。
- 指導監査を効果的に行うことにより、介護サービスの質の向上を図ります。

・ **介護予防の推進**

- 高齢者が健康でいきいきと生活を送ることができるよう、介護予防事業の取組みを推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
介護予防自主グループ数	平成 25 年度	平成 31 年度	住民主体で介護予防に取り組むグループ数
	18 団体	40 団体	
介護予防リーダー研修の参加者数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	246 人	500 人	

・ **生涯現役社会づくりの推進**

- 地域で健康づくりや教養の向上やレクリエーション活動の機会等を創出し、高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを推進します。
- 地域での介護ボランティア等を通じた高齢者の社会参加を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
老人クラブの会員数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	5,512 人	6,000 人	

主要事業

・ **包括的支援事業**

- 地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援します。

・ **介護保険事業**

- 介護や支援が必要となった時に、本人や家族の介護を社会全体で支えます。

・ **新しい総合事業**

- 地域の実情に応じ、効果的、効率的な介護予防の取組みを推進します。

・ **老人クラブ助成事業**

- 老人クラブの活動を通じて生涯現役社会づくりを推進します。

関連する主な個別計画

- ・(策定中) 周南市高齢者プラン～第7次老人保健福祉計画・第6期介護保険事業計画～【計画年次：平成27～29年度】

【用語説明】

(1) 地域包括ケアシステム：

高齢者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まいなどの支援が包括的に確保される体制。

5-3 障害者福祉の充実

基本方向

障害のある人もない人も、等しくお互いの人格と個性を認め合いながら、共に住みなれた地域で生活できるまちづくりを進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 相談支援専門員や障害者施設の職員を対象とした研修会を開催し、障害児・障害者の支援に係わる者の知識・技能の向上、連携を図りました。
- 障害者就労施設等に通所する障害者の工賃を引き上げるため、障害者施設共同受注センター協議会の発足に協力しました。また、この共同受注センター協議会を通じ、障害者就労施設等が提供する物品・サービスを優先的に調達しました。
- 障害者の情報の取得や利用を拡大するため、手話奉仕員ステップアップ養成研修を開始し、また視覚障害者に送付する文書の音声コード化を進めました。
- 重度心身障害者医療費助成について、県が導入した本人の一部負担金を市が負担することにより、医療費の無料化を継続しました。

・市民の評価

- 「障害者福祉の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	3.1%	22.1%	19.4%	8.9%	35.1%	11.4%
全体 (25年)	3.2%	33.7%	20.6%	7.2%	22.9%	12.4%

現状と課題

- 本市の障害者手帳所持者数は、平成26(2014)年4月現在7,199人で、平成21(2009)年4月と比較して、約400人(6.1%)増加しました。
- 障害児・障害者の地域生活に関する支援のニーズが多様化・専門化しており、支援に係わる人たちの連携とスキルアップがますます重要となっています。
- 平成25(2013)年4月に「障害者就労施設等優先調達推進法」が施行され、国・地方公共団体等は障害者就労施設等からの優先調達を一層進めています。
- 平成28(2016)年4月に施行される「障害者差別解消法」では、障害者が地域で生活する上で制約となっている社会的障壁の除去の実施について、行政機関等に合理的な配慮を求めています。

推進施策の展開

・地域生活支援の充実

- 障害児・障害者やその家族等に対する相談支援の充実を図るため、基幹相談支援センター⁽¹⁾を設置し、支援に従事する人たちのスキルアップと、支援に関わる各機関の連携を図ります。

- 障害児・障害者についての理解を深めるため、地域自立支援協議会やその他の関係機関と連携して講演会・研修会を開催し、啓発を推進していきます。
- 通所や居宅に係る障害福祉サービス事業所の拡充に取り組み、また障害福祉サービス従業者の知識・技術向上のための研修会を実施します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
相談支援専門員・障害者施設職員等を対象とした研修の参加者数	平成 25 年度	平成 31 年度	市・基幹相談支援センターが実施する研修の参加者
	188 人	210 人	

・就労支援の充実

- 障害者就業・生活支援センター「ワークス周南」等の関係機関と連携し、障害者の一般就労を進めます。
- 障害者施設共同受注センター協議会と連携し、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先的調達を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
障害者就労施設等から物品・役務等の調達額	平成 25 年度	平成 31 年度	
	1,728 万円	1,900 万円	

・差別解消の推進

- 市の事務・事業を実施する上での障害者への配慮について要領を定めます。
- 市が発信する情報の取得や利用を拡大するため、意思疎通支援の充実と情報バリアフリーを推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
文書等の音声コード化	平成 25 年度	平成 31 年度	文書・パンフレット等の音声コード化を実施する市の部署数
	6 課	12 課	

主要事業

・障害者総合相談支援事業

- 相談支援専門員が在籍する相談支援事業所に委託して、障害児・障害者の相談に応じる事業を実施します。また、基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業所・障害福祉サービス事業所職員のスキルアップや連携の円滑化を図ります。

・地域自立支援協議会設置事業

- 就労・教育等の専門部会を設け、障害者の地域生活における課題とその解決に向けた協議を継続的に行います。

・手話奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業、手話奉仕員ステップアップ養成事業

- 手話奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員を養成する講座を実施します。また、手話通訳者の増加を図るため、手話奉仕員ステップアップ養成講座を実施します。

関連する主な個別計画

- ・(策定中) 障害者福祉計画【計画年次：平成 27～31 年度】
- ・(策定中) 障害福祉計画【計画年次：平成 27～29 年度】

【用語説明】

(1) 基幹相談支援センター：

行政と共同し、地域の相談支援拠点として総合的な相談業務や障害者の権利擁護に関する支援事業を行う機関。

5-4 健康づくりの推進

基本方向

市民一人ひとりのライフステージにおける主体的な健康づくりへの取り組みを支援し、健康づくりを推進するための環境づくりを進める、健康寿命の延伸を目指します。

これまでの取り組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 健康増進法等健康診査実施要領に基づき、各種がん検診・肝炎ウイルス検診・歯周疾患検診を実施しました。がん検診と特定健康診査の受診券を一体化し、受診しやすい体制整備に取り組みました。
- 健康増進法に基づき、健康づくりの推進と生活習慣病予防の目的で健康教育を実施し、平成25(2013)年度は、延べ12,000人が受講しました。
- 母子保健法に基づき、妊娠・出産・育児期において、健康診査・訪問指導・保健指導を実施しています。特に出生後早期の乳児全戸訪問に取り組み、産後うつ等の早期把握、虐待予防等の継続的な支援につなげました。
- 予防接種法に基づき、BCG・4種混合・麻しん・風しん・日本脳炎・高齢者のインフルエンザなどの定期予防接種を行いました。
- 周南市食育推進計画に基づき、関係機関との連携により、食育を推進してきました。1次計画の評価では、年長児や小学生の家庭での共食の増加、農林漁業体験を実施している小中学校の増加、学校給食地場産(県内産)食材の使用割合の増加等が図られました。
- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民健康保険の被保険者に特定健康診査・特定保健指導を実施し、メタボリックシンドローム解消のための「お腹ぺったんこ体操」の普及を行いました。

・市民の評価

- 「健康づくり活動の推進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	3.1%	34.7%	17.3%	3.9%	28.7%	12.3%
全体 (25年)	4.0%	40.7%	19.0%	2.6%	22.4%	11.3%

現状と課題

- 医療制度改革による健診体制の変更により、がん検診・特定健康診査受診券や検診体制を工夫しながら実施していますが、受診者数は伸び悩んでいます。
- 市民が生涯にわたり健康に過ごすには、がん検診の充実や、自発的かつ積極的な健康づくりの取り組みにより、健康寿命を延ばすための環境づくりの推進が重要になってきています。

- 妊娠・出産・育児期において、保健指導・訪問指導・講座の実施、子育て情報誌の提供により、子育て支援に取り組んでいますが、核家族化、地域のつながりの希薄化等による育児不安の軽減を図るため、妊娠期からの切れ目のない支援、子育てに寄り添う支援の充実を図る必要があります。
- 食に関しては、「食事の時にあいさつをしない子がいる」「20～30歳代の人の朝食欠食率が高い」「40～50歳代はメタボリックシンドロームに関心はあっても行動ができていない」などの課題があり、継続して食育を推進する必要があります。

推進施策の展開

・健康寿命を延ばす健康づくり事業の推進

- いつでも、どこでも、だれでも気軽に実践できる健康づくりチャレンジとして「しゅうなんスマートライフチャレンジ」を実施し、協賛事業者を募集することにより、地域全体に健康づくりの輪を広げます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
健康教育受講者数	平成 25 年度	平成 31 年度	年間延べ受講者数
	12,209 人	15,000 人	

主 母子保健指導等の充実

- 妊娠・出産・育児期における訪問指導等の母子保健事業の充実に取り組むとともに、関係機関との連携体制の強化により、子育て世代の親を孤立させないよう子育てに寄り添う支援の充実・切れ目のない支援体制づくりを推進します。
- 妊婦や乳幼児期の疾病の早期発見や健康管理の推進を図るために妊婦健康診査や乳幼児健康診査・予防接種の受診勧奨に努めます。

・食育の推進

- 第2次周南市食育推進計画に基づき、食育に関する普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携しながら、市民運動として食育を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
食育出前トークの実施回数	平成 25 年度	平成 31 年度	出前トークの累積回数
	48 回	240 回	

・特定健康診査の受診率向上

- 特定健康診査・特定保健指導を推進し、生活習慣病の予防、重症化予防を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
特定健康診査受診率	平成 25 年度	平成 31 年度	特定健康診査の受診率
	26.4%	60%	

主要事業

・がん検診事業

- 胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診を実施します。

・ **健康づくり推進事業**

- 周南市健康づくり計画に基づき「しゅうなんスマートライフチャレンジ事業」を推進します。

・ **母子保健指導事業**

- 妊婦や乳幼児の家庭訪問・妊婦や乳幼児の健康教育・発達支援事業・母子保健推進員による絵本の配布（ブックスタート事業）を実施します。

・ **妊婦・乳幼児健康診査事業**

- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査を実施します。

・ **予防接種事業**

- BCG・4種混合・麻しん・風しん・日本脳炎・高齢者のインフルエンザなどの予防接種や接種勧奨を行います。

・ **食育推進事業**

- 食育に関する健康教育を実施し、食生活改善推進員（ヘルスマイト）による地域の食育活動を推進します。

・ **特定健康診査・特定保健指導事業**

- メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定指導を推進し、生活習慣病の予防・重症化予防を行います。

関連する主な個別計画

- ・ 周南市健康づくり計画～のびのびはつらつきいきいき周南21～【計画年次：平成23～27年度】
- ・ 第2次周南市食育推進計画～3つの食の力づくり～【計画年次：平成26～31年度】
- ・ (策定中) 周南市子ども・子育て支援事業計画【計画年次：平成27～31年度】
- ・ 周南市国民健康保険特定健康診査等実施計画【計画年次：平成25～29年度】

5-5 地域医療の充実

基本方向

だれもが住み慣れた地域で安心して健やかに生活できるように、地域医療の確保や救急医療の充実を図ります。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 休日・夜間の救急医療確保のため、初期の救急医療である休日夜間急病診療を、また、重症患者(二次)の救急医療に対応するため輪番制による診療を実施しました。
- 初期救急・二次救急医療機関の一体化、集約化と対象区域の広域化を目的に、周南市休日夜間急病診療所小児科(初期救急)の機能を徳山中央病院内へ移設し、「周南地域休日・夜間こども急病センター」を開設しました。
- 今後の医療体制のあり方を総合的に検討するため、有識者により組織された「周南市地域医療のあり方検討委員会」を設置しました。
- 医師の確保を図り、地域医療の充実に資するため、将来、市内指定医療機関において、医師として従事しようとする医学生に対し、修学や入学に要する資金を貸し付ける「医師確保奨学金貸付事業」を開始しました。

・市民の評価

- 「病院等の医療体制の充実」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	6.2%	34.7%	27.4%	15.1%	7.3%	9.2%
全体 (25年)	7.5%	42.7%	22.7%	11.3%	6.7%	9.1%

現状と課題

- 中山間地域などの高齢化が進む地域の医療を確保するため、大津島・中須・須金・大向・大道理・熊北診療所・国保鹿野診療所の内科と須金歯科診療所の歯科を設置していますが、今後も現体制の維持が求められています。
- 安心して暮らせる地域医療の確立のために、医師会など医療機関と連携し、地域住民の医療ニーズに応えた診療体制や安定した医師・医療従事者の確保が必要です。
- 西部地域の中核的病院である病床数 150 床を有する新南陽市民病院は、内科・外科・整形外科・泌尿器科・脳神経外科・眼科・麻酔科を設置していますが、地域の疾病構造の変化に対応して、一層の充実を図ることが必要です。

推進施策の展開

主 地域医療体制の充実

- 地域住民が健やかで快適に暮らすためには、医療の充実が最も重要であることから、医師会や大学などと協力して地域医療の確保を図り、安心して医療サービスが受けられる地域医療体制の維持・確保に努めます。

・救急医療体制の充実

- 応急的な初期救急医療対策（一次救急医療）としての休日夜間急病診療所や在宅当番医制による休日診療の確保に努めるとともに、休日歯科診療業務を実施します。
- 重症患者を対象とした二次救急医療対策として、病院群輪番制⁽¹⁾による休日・夜間における救急診療を行う病院を支援し、体制の維持に努めます。

・医療機関の連携

- 「かかりつけ医」をもつことを推奨し、その機能を活用して、必要な時に、他の医療機関と連携した適切な医療が効果的に受けられる体制を推進します。

・市民病院の機能の維持

- 他の医療機関との機能分担や連携を進め、周南西部地域の中核的医療施設としての機能を維持するため、医療機器・施設の充実を図ります。
- 市民病院としての基本理念である「市民に奉仕する医療」に基づき、良質な医療を安定的かつ継続的に提供します。

主要事業

・診療所管理運営事業

- 中山間地域の公設診療所の管理運営を行います。

・国民健康保険鹿野診療所管理運営事業

- 国民健康保険鹿野診療所の管理運営を行います。

・医師確保奨学金貸付事業

- 将来、市内の指定医療機関に医師として従事しようとする医学生に、修学・入学に要する資金の貸し付けを行います。

・救急医療対策事業

- 休日・夜間の診療体制を維持するため、病院群輪番制病院への運営補助並びに熊毛地区・産科の休日当番医及び休日歯科診療所への委託を行います。

・休日夜間急病診療所運営事業

- 周南市休日夜間急病診療所の管理運営を行います。

・市民病院管理運営事業

- 周南市立新南陽市民病院の管理運営を行います。

【用語説明】

(1) 病院群輪番制：

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日や夜間における二次救急医療を実施する体制。

6-1 生活道路の整備の促進

基本方向

「安心・安全・快適な生活環境整備」の実現を図るため、効率性や経済性に配慮しつつ、市民と共に地域の安心・安全を守る道路事業を推進します。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 橋りょう長寿命化事業として、平成 20（2008）年度より調査を実施し、平成 25（2013）年度に策定した修繕計画に基づき事業を推進しています。
- 市民が安心して安全に道路を利用するために、アセットマネジメント⁽¹⁾により計画的に事業を推進しています。
- 中開作線整備事業では、平成 23（2011）年度より事業に着手し、雨水函渠計画との調整を図りながら、事業を推進しています。

・市民の評価

- 「道路の整備」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	17.4%	42.3%	16.0%	12.6%	3.1%	8.6%
全体 (平成25年)	16.1%	42.1%	17.7%	10.8%	4.3%	9.0%

現状と課題

- 橋りょうにおいては、市道に架かる橋（808 橋）の約 30%が 40 年以上経過しています。老朽化による損傷が発生してから対応するのではなく、アセットマネジメントの実施により損傷を適切に予測しながら架け替えや延命化のための補修を計画的に行う必要があります。
- 市民生活に密着した市道においては、隘路箇所の拡幅、舗装の改良、歩道等のバリアフリー化を推進し、より利便性の向上を図るとともに、通行の安全性や快適性の確保に努めてまいります。しかし、市道の維持管理に関する経費は年々増加しており、アセットマネジメントを着実に実施する必要があります。
- 中開作線整備事業は、延長約 560m区間に幅員 12mの道路を整備するとともに、浸水対策として雨水函渠を布設するものです。平成 23（2011）年度より事業に着手し、雨水函渠計画との調整を図りながら、早期完成を目指しています。

推進施策の展開

・生活道路の整備の促進

- 安心・安全な道路環境を維持するため、道路の定期的な点検による計画的で効率的な維持管理に努めるとともに、緊急的な維持補修の対応にも努めます。また、地域の生活基盤である市道の維持管理は、地域や市民とのパートナーシップによる環境整備に努めます。

- 円滑な移動の確保や地域間交流の促進を図るため、市内の各拠点地区を結ぶ国道・や県道などの整備を要請します。
- 市内全域の市民生活に密着した生活道路の安心・安全・快適な道路環境整備に努めます。
- 市街地の道路のバリアフリー化に取り組むとともに、周辺地域と調和を図り、計画的で効率的な整備の推進に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市道延長	平成 25 年度	平成 31 年度	市道認定した市道の総延長
	1,202 km	1,220 km	
市道の改良率	平成 25 年度	平成 31 年度	改良済区間÷市道延長×100
	65.2%	66.0%	

主要事業

・ 橋りょう維持事業

- 古川跨線橋等老朽化した橋梁の補修等を推進します。

・ 道路新設改良事業

- 中開作線、櫛ヶ浜臨港線等の道路改良工事を実施します。

・ 市道維持管理事業

- 市道維持補修等、道路施設等の維持管理を推進します。

・ 県事業負担金事業

- 県が実施する道路整備及び街路整備事業に対し事業費の一部を負担します。

【用語説明】

(1) アセットマネジメント：

資産管理(Asset Management)の方法。道路管理では、橋梁やトンネル・舗装などを道路資産ととらえ、その損傷や劣化等を将来にわたり把握することで、最も費用対効果の高い維持管理を行う。

6-2 交通環境の充実

基本方向

生活交通の確保・維持を図るとともに、市民が利用しやすい公共交通体系づくりを進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 鹿野地域では、平成 19(2007)年 10 月から予約型乗合タクシーの運行を開始し、新たな市民の交通手段としての役割を果たしています。
- 大津島地区では、平成 25 (2013) 年 10 月から、コミュニティバスを 1 台増車し、ニーズに合った運行による島内交通の充実を図るとともに巡航船の便数を見直し、経営の安定化を図りました。
- バスの乗り方教室や魅力ある車両デザインを導入し、公共交通機関の利用促進を図りました。また、バリアフリー化を図るためにノンステップバスの導入を支援しました。
- 交通事業者と定期的な意見交換を実施し、新たなバス停の設置や路線・ダイヤの見直しを図りました。
- JR新幹線の「のぞみ」「さくら」を増便し、広域移動の利便性を向上させました。

・市民の評価

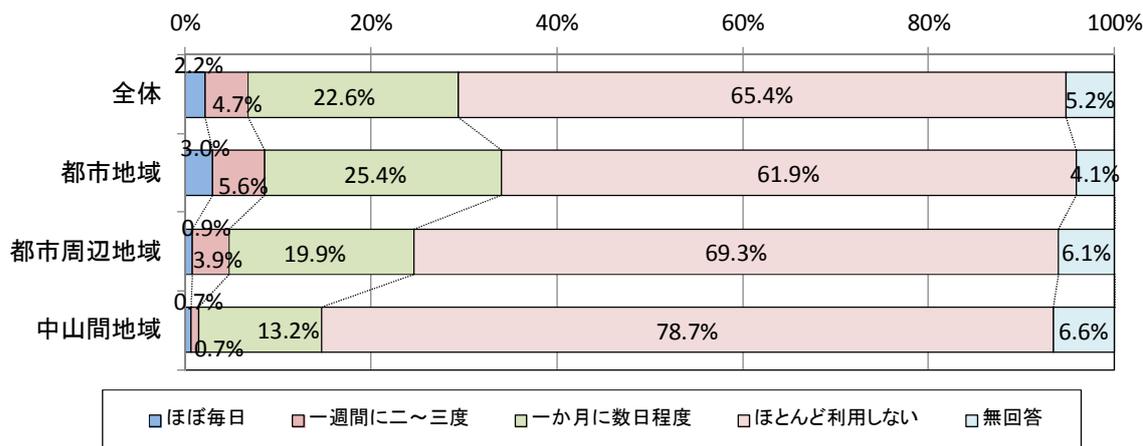
- 「バスや鉄道など公共交通機関の利便性」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	10.2%	30.8%	22.9%	22.5%	5.6%	8.0%
全体 (25年)	8.4%	32.3%	22.5%	22.5%	5.9%	8.4%

現状と課題

- 日常生活に密接した交通機関として、民間のバス路線やJR山陽本線・岩徳線、また・大津島航路等があり、市民の移動手段として重要な役割を果たしています。
- 中山間地域を中心として路線バスの乗客数は年々減少しており、これらの生活交通の確保・維持を図ることが課題となっています。
- 急激に進展する高齢化社会に向け、日常生活における公共交通による移動手段を確保するため、地域の実情にあった生活交通のあり方についての検討が求められています。

■バスや鉄道などの公共交通機関を使う頻度はどのくらいですか？



(H25 市民アンケート調査)

推進施策の展開

主 生活交通の確保・維持・改善

- 既存の公共交通機関の利用促進を図るため、ノーマイカーデーの推進やイベント開催などによる啓発活動に努めます。
- 不採算バス路線の存続を図り、必要に応じて路線の見直しや地域の特性・実情に合った最適な交通システムの導入を検討します。
- 公共交通機関における高齢者等の移動に係る利便性や安全性の向上を図ります。
- 離島航路を安定的に維持できるよう支援します。
- 利用者ニーズを把握するとともに、交通事業者と連携し利用しやすい環境づくりに努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
路線バス・乗合タクシー等の利用者数	平成 25 年度	平成 31 年度	市内で完結する路線
	124 万人	124 万人	

主要事業

・生活交通活性化事業

- 路線バスの利用促進や不採算路線の見直しを行い、必要な地域においては新たな交通システムの導入を図ります。

・離島航路運営費補助事業

- 離島航路の欠損額の助成を行い、離島航路の確保維持を図ります。

関連する主な個別計画

- ・大津島～徳山航路改善計画【計画年次：平成 23～27 年度】

6-3 緑の空間の創造

基本方向

多様なニーズへの対応と防災機能を考慮した魅力ある公園・緑地の整備を図るとともに、パートナーシップに基づく緑のまちづくりを推進します。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 周南緑地では、野球場のリニューアルや園路のバリアフリー化・トイレの整備を実施し、今後の整備方針を定めた周南緑地基本計画を策定しました。
- 永源山公園の利便性向上や避難経路の確保を目的として、メインエントランスや南エントランスの整備を行いました。
- 地域コミュニティ活動やスポーツ・レクリエーションの場となる高水近隣公園を、平成25（2013）年4月に供用開始しました。
- 緑のまちづくりを推進する人材を育成、確保することを目的に、京都大学フィールド科学教育センターと包括的な連携協定を締結しました。

・市民の評価

- 「公園や緑地などの整備」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	11.7%	40.7%	19.8%	12.1%	5.8%	9.9%
全体 (平成25年)	11.7%	41.4%	19.5%	10.8%	6.3%	10.3%

現状と課題

- 公園・緑地は市民の憩いの場としてだけでなく、環境の保全や良好な景観の形成、防災機能などさまざまな役割を担っており、利用者の安全性の確保や長寿命化対策が必要となっています。
- 岐山通・御幸通を中心としたシンボルロードは、都市の顔としての魅力の向上とイメージアップに加え、港から駅・中心市街地が一体となった特色ある景観づくりが求められています。
- 市街地の緑の空間を創出する街路樹には、歩行者への安全性の確保や交通への支障防止など、適切な維持管理が必要とされています。
- 市民による緑化や美化意識の向上を図るとともに、公園や街路樹の維持管理や緑の保全や育成を、地域住民・事業者・行政が協働して取り組む体制づくりが必要となっています。
- 安心安全で緑豊かな潤いのあるまちづくりに向けて、緑と工業地と住環境が調和した緩衝緑地等による都市緑化を進める必要があります。

推進施策の展開

・公園・緑地の整備の促進

- 「周南市緑の基本計画」に基づき、市民の安心安全を確保するため、防災拠点としての機能にも配慮して、公園・緑地の適正な配置と計画的な整備を図ります。
- ユニバーサルデザインに基づき、地域のニーズや防災機能を考慮した公園施設の整備を図ります。
- 公園施設の老朽化に対応するため、公園の地域特性と利用者の安全確保を踏まえたうえで、改築・更新と合わせた長寿命化を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
緑化重点地区 ⁽¹⁾ 内公園の遊具施設の更新公園数	平成 25 年度	平成 31 年度	対象公園内の遊具施設の改築・更新公園数(永源山公園周辺・中心市街地周辺地区、周南緑地周辺地区)対象公園数: 37 公園
	3 カ所	12 カ所	

・公園・緑地・街路樹の維持管理の促進

- 公園愛護会や市民活動団体等が相互に連携したパートナーシップに基づき、安心安全で快適な公園環境を保持するため、効果的な維持管理を推進します。
- 街路樹等維持管理マニュアルを策定し、安全性の確保と良好な景観形成の観点から調和の取れた、適切な維持管理を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
公園愛護会結成団体数	平成 25 年度	平成 31 年度	公園の清掃、除草等の維持管理を中心とした愛護会活動を行うために結成された団体数
	128 団体	135 団体	

・緑化の推進

- 市民・事業者・行政が一体となった、緑のまちづくりを推進します。
- 市民の緑化意識の更なる高揚と人材の育成を図るとともに、地域緑化活動の活性化と組織づくりへ向けた積極的な支援を行い、市民との協働による緑化を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
都市緑化関連行事参加者数	平成 25 年度	平成 31 年度	樹木観察会・公園愛護会講習会等の年間延べ参加者
	275 人	320 人	

主要事業

・周南緑地整備事業

- 多様なレクリエーション・スポーツニーズに対応した施設の整備・改善を図るとともに、広域防災拠点としての防災機能の充実を図ります。

・永源山公園整備事業

- 開園後相当年数が経過した公園施設の改築・更新を図るとともに、地域防災拠点としての防災機能を充実させます。

・公園施設長寿命化対策事業

- 老朽化した公園施設について、公園利用者の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減を目指し、計画的に長寿命化対策を進めます。

・徳山公園（動物園リニューアル）整備事業

- 老朽化した徳山動物園をリニューアルにより魅力ある動物園として整備するとともに、広域避難地としての防災機能も充実させます。

関連する主な個別計画

- ・周南市緑の基本計画【計画年次：平成 20～40 年度】
- ・周南市都市計画マスタープラン【計画年次：平成 20～40 年度】
- ・周南緑地基本計画【策定年次：平成 24 年度】

【用語説明】

（1）緑化重点地区：

緑化の保全や緑化の推進を重点的に図る地区。「永源山公園周辺地区」「中心市街地周辺地区」「周南緑地周辺地区」の3つの地区を緑化重点地区として設定。

6-4 快適な居住環境の整備

基本方向

計画的な都市機能の整備や適正な土地利用の規制・誘導等による高次な都市機能の集約を図り、健全な市街地の形成とともに良好な都市環境や安心安全な住生活を確保した、持続可能なまちづくりを進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 都市計画法や建築基準法、景観法等に基づく許可・届出制度の運用により、適正な土地利用の規制誘導や良好な都市環境の形成を推進しました。
- 都市計画決定後30年以上未着手の都市計画道路について、現状や将来交通量等の調査を行い、各路線の必要性や見直しの方向性を検証しました。
- 地籍調査事業（平成25年度末進捗率16.4%）を推進しました。
- 区画整理事業（平成25年度末進捗率：久米中央地区84.3%・富田西部第一地区85.8%）を推進しました。
- 住宅・建築物耐震化促進事業を創設し、耐震化に要する費用の助成と地震に対する耐震意識の向上を図りました。
- 公営住宅の長寿命化計画を策定し、高層住宅の耐震改修事業等、ストック重視の改修を計画的に実施し、併せて公営住宅の維持管理について、民間活用の取り組みとして指定管理者制度を導入しました。

・市民の評価

- 「住環境の整備や土地区画整理事業の推進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	5.0%	28.6%	20.5%	11.6%	23.1%	11.2%
全体 (平成25年)	4.7%	37.4%	18.5%	11.3%	16.8%	11.3%

現状と課題

- 人口減少や高齢化社会の進展に対応した、都市機能を集約したまとまりのある都市づくりが必要となっています。
- 戦災復興・復旧や高度経済成長期により整備された都市基盤の老朽化が進み、こうしたストックの利活用や整理合理化とともに、計画的かつ適正に都市機能を配置したまちづくりが求められています。
- 近年多発する集中豪雨や大地震等に対応した災害に強い都市構造の構築を図る必要があります。
- 地域資源の活用や良好な景観形成等により、魅力ある住居環境の向上を図り、人口定住や居住誘導に繋がる持続可能なまちづくりが求められています。
- 土地権利関係の明確化、災害復旧や公共事業等の円滑化を図るため、地籍の明確化を一層促進する必要があります。

- 土地区画整理事業において、主要な幹線道路の全面開通など都市基盤・施設の整備と宅地の利用増進が一体的に進み、早期完成が望まれています。
- 近年の大規模地震発生など、自然災害から生命や財産を守るために、既存住宅の耐震化を一層促進する必要があります。
- 高齢者が安心して暮らせる住まいの環境づくりや地球温暖化対策に関連する低炭素住宅の促進など、新たな住宅政策の転換期を向かえています。
- 多様化する住宅困窮者に対する公平かつ確な住宅セーフティネットの確保が求められています。

推進施策の展開

・快適で安全なまちづくりの推進

- 「周南市都市計画マスタープラン」に基づき、都心軸の形成や周辺地域の拠点形成、これらを結ぶ連携軸の強化により、魅力ある拠点形成を進めます。
- 都市基盤・施設の既存ストックを効果的に活用しつつ、都市機能の拠点性の向上や配置の適正化を図り、高次都市機能の集約と連携を図ります。
- 総合的かつ合理的な土地利用や建築の規制誘導により、無秩序な市街地の形成を防止し、良好な住居環境や防災・減災に配慮したまちづくりを進めます。
- 「周南市景観計画」に基づき、景観まちづくりへの意識醸成を図り、地域主体の景観まちづくり活動の支援と併せて、地域に特色のある景観の保全と創出を進めます。
- 土地の開発・保全やその利用の高度化に資するため、計画的に地籍調査を進めます。

・土地区画整理事業の推進

- 久米中央地区や富田西部第一地区の事業は、市民の合意形成を図りながら、計画的に推進し、早期完成に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
久米中央地区事業進捗率	平成 25 年度	平成 31 年度	年度末の事業費の累計 ÷全体事業費×100
	84.3%	100%	
富田西部第一地区事業進捗率	平成 25 年度	平成 31 年度	年度末の事業費の累計 ÷全体事業費×100
	85.8%	100%	

・住生活の安心・安全・安定の確保

- 住生活に関する課題を明らかにし、中・長期的視点に立った新たな住宅政策を計画的かつ総合的に推進するため、「周南市住生活基本計画」を策定します。
- 周南市耐震改修促進計画に基づき、国や県の協力のもと、既存の住宅及び建築物の耐震化を促進します。
- ライフサイクルコスト縮減の観点から、公営住宅ストックの長寿命化改修を計画的に実施し、社会情勢の変化により変動する公営住宅の必要戸数を確保します。

主要事業

・都市施設調査事業

- 長期未着手の都市計画道路について、各路線の必要性やまちづくりとの整合等を検証し、将来道路ネットワークの構築を行います。

・ **湯野・鹿野地区地籍調査事業**

- 湯野・鹿野地区の土地境界、地番・地目・地積などの現況調査を実施し、地籍の整理や情報の更新等地籍調査を行います。

・ **土地区画整理事業**

- 久米中央（27.1ha）・富田西部第一（23.5 ha）の都市基盤施設整備と宅地の利用増進を図ります。

・ **市営住宅耐震改修事業**

- 高層の市営住宅の補強計画や耐震改修を行います。

・ **住宅等耐震化促進事業**

- 旧耐震基準により建築された住宅や建築物に対する助成を行います。

関連する主な個別計画

- ・ **周南市都市計画マスタープラン**【計画年次：平成 20～40 年度】
- ・ **周南市景観計画**
- ・ **周南市住宅マスタープラン**【計画年次：平成 18～27 年度】
- ・ **周南市公営住宅等長寿命化計画**【計画年次：平成 23～32 年度】
- ・ **周南市耐震改修促進計画**【計画年次：平成 19～27 年度】

6-5 水道の安定供給と下水道の充実

基本方向

安全で安定した水道水の供給と下水道の整備・充実の推進を図ることで快適な生活環境で暮らせるまちづくりを進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

【水道事業】

- 一の井手貯水池にばっ気装置⁽¹⁾を設置し、水道原水の水質を改善するとともに管末の水質をリアルタイムに監視できる水質自動測定装置を設置し、水質管理を強化しました。
- 浄水施設の耐震診断を実施し、周南市水道事業計画を策定するとともに、基幹管路や災害時に重要となる配水管の耐震化を図ることでライフラインの機能強化と整備を推進しました。
- 徳山・新南陽地域の水道料金を統一し、経営の安定化を図るとともに上下水道の組織統合により経営の合理化と市民サービスの向上を図りました。

【熊毛・鹿野簡易水道事業】

- 水道事業の統合に向け、老朽化施設の改良などを計画的に推進しました。
- 配水管の耐震化を図ることでライフラインの機能強化と整備を推進しました。

【下水道事業】

- 下水道資産を適正に管理するため、下水道台帳のデータベース化を行い、維持管理の効率化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な改築更新を推進しました。
- 「周南市合流式下水道緊急改善計画」に基づき、合流式下水道の施設改善を図り、水環境の保全に努めました。
- 公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道の計画区域外においては、集中的に合併処理浄化槽の普及促進を図るため、平成 22（2010）年度からの5年間、設置費の9割を補助するなど、汚水処理人口普及率の向上に努めました。
- 周南市の汚水処理人口普及率（平成 26 年 3 月末現在）

処理人口（人）					住民基本 台帳人口	汚水処理 人口普及 率	平成 2 1 年 3 月 末 現在
公共 下水道	農業集 落排水	漁業集 落排水	浄化槽	合計			
127,569	5,489	379	7,539	140,976	148,908	94.7%	91.7%

- 土地区画整理事業の進捗に併せ、公共下水道（雨水）の整備を進めるとともに、徳山駅北口広場周辺の浸水対策事業を推進しました。
- 下水道事業に地方公営企業法を適用し、企業会計方式により経理内容の明確化と透明性の向上を図りました。

・市民の評価

●「上水道の整備」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体(20)	26.8%	40.0%	6.6%	7.3%	9.6%	9.7%
全体(25)	25.2%	41.8%	8.3%	5.4%	9.6%	9.7%
都市地域(20)	30.1%	41.6%	5.5%	3.5%	9.8%	9.5%
都市地域(25)	29.0%	45.1%	5.0%	2.0%	9.3%	9.6%
都市周辺地域(20)	23.3%	38.4%	8.9%	12.5%	8.2%	8.7%
都市周辺地域(25)	24.2%	32.5%	15.2%	11.3%	10.4%	6.4%
中山間地域(20)	17.0%	33.8%	8.8%	19.0%	10.8%	10.6%
中山間地域(25)	11.0%	41.2%	15.4%	11.0%	8.8%	12.6%

●「下水道・排水施設の整備」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体(20)	23.4%	42.4%	9.0%	8.0%	8.1%	9.1%
全体(25)	21.7%	43.8%	10.3%	6.6%	7.8%	9.8%

現状と課題

【上下水道事業】

- 上下水道施設は、安全で豊富な水源を確保し、良質な水を安定的に供給するとともに、浸水防除や汚水処理などの生活環境の改善、海や川などの公共用水域の水質保全など多面的な役割を担っています。
- 安定した上下水道事業経営のため、経営基盤強化の取組みをより一層進める必要があります。
- 持続可能な上下水道事業を確立するためには、アセットマネジメント⁽²⁾の導入により、中長期的な資産管理を行い、経営の効率化・収益性の確保に努めることが必要です。

【水道事業】

- 大規模地震や集中豪雨などの災害時においても安定した給水を確保するため、主要な浄水施設や管路の耐震化を図り、機能強化を高めることが必要です。
- 社会全体の人口減少や節水に対する住民意識の向上により、給水量は今後更に減少していくことが想定されるため、給水量に見合った浄水処理能力の適正化を図る必要があります。
- 水道水の安全性を確保するため、水源から蛇口に至るまでの一貫した水質管理が必要です。また、無人化している重要な浄水施設へ監視カメラを設置し、管理を強化することが必要です。

【熊毛・鹿野簡易水道事業】

- 不安定な地下水を用いている熊毛地域において、水道整備事業を推進し、豊かで健康的な生活の確保や、安全で豊富な水源による良質な水道水の安定的供給が必要不可欠です。

- 鹿野地域の主要な浄水施設について、耐震化を図ることで機能強化を高めることが必要です。

【下水道事業】

- 下水道施設の老朽化が進む中、地震等の災害時においても機能を確保するため、適正な維持管理と、施設の長寿命化や耐震化を推進していくことが必要です。
- 人口減少などの近年の社会情勢を踏まえ、今後は地域の実情に応じた汚水処理施設の選択を行い、未普及地区の水洗化を一層推進していくことが必要です。
- 近年の都市化の進展や頻発する集中豪雨に伴う浸水被害を解消、軽減するため、市街地の低地での雨水対策を進めて行くことが必要です。

推進施策の展開

・経営の安定化

- 経常費用を経常収益で十分賄えています、今後も持続可能な経営を進めます。
- 企業債残高の減少により、経営の安定化を図ります。

【水道事業】

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
経常収支比率	平成 25 年度	平成 31 年度	「経常収益÷経常費用×100」
	113.5%	107.9%	
企業債残高	平成 25 年度	平成 31 年度	企業債残高の推移
	11,867,295 千円	11,059,477 千円	

【下水道事業】

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
経常収支比率	平成 25 年度	平成 31 年度	「経常収益÷経常費用×100」
	105.1%	101.4%（見込値）	
企業債残高	平成 25 年度	平成 31 年度	企業債残高の推移
	28,404,405 千円	21,875,948 千円	

・上下水道施設の長寿命化・耐震化

【水道事業】

- 水道事業計画に基づき、主要な浄水施設の長寿命化および耐震化を図ります。
- 導水管や送水管、災害時に重要な拠点となる病院や指定避難場所へ給水する配水管について計画的に更新します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
浄水施設長寿命化施工数	平成 25 年度	平成 31 年度	水道事業計画に基づいた施設更新施工数
	0 カ所	6 カ所	
管路耐震化率	平成 25 年度	平成 31 年度	「耐震管延長÷全管路延長×100」
	14.0%	22.7%	

【下水道事業】

- 管渠や浄化センター・ポンプ場などの施設の点検・診断・改築更新を体系的に捉えた長寿命化計画⁽³⁾を策定し、徳山中央浄化センターの再構築事業など、施設の長寿命化や耐震化を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
管渠の布設替え・更生延長	平成 25 年度	平成 31 年度	長寿命化計画に基づいた施工済み延長
	1,800m	3,900m	

【熊毛・鹿野簡易水道事業】

- 主要な浄水施設・送水管・配水管の耐震化を計画的に実施します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
鹿野地区浄水施設耐震化施工数	平成 25 年度	平成 31 年度	耐震化計画に基づいた耐震化施工の数
	0カ所	1カ所	
熊毛・鹿野地区管路耐震化率	平成 25 年度	平成 31 年度	「耐震化管路延長÷全管路延長×100」
	49.64%	66.44%	

・稼働率の適正化

【水道事業】

- 1日最大給水量に対して浄水処理能力が過大であるため、4カ所ある浄水場のうち、一の井手浄水場の浄水処理を中止することで施設最大稼働率の向上を目指します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
施設最大稼働率	平成 25 年度	平成 31 年度	「一日最大給水量÷浄水処理能力×100」
	55.6%	62.6%	

・安全管理の強化

【水道事業】

- 配水池等への監視カメラ設置数を増やし、水道水の安全性を高めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
監視カメラを設置している浄水施設の数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	6カ所	9カ所	

- 農薬類について、厚労省の標準検査方法の通知と歩調をあわせ水質検査の強化を行い、本市および周辺の農薬使用状況に応じて検査の項目を広げます。
- 毒性が不明または汚染の実態について調査されていない項目について、要検討項目を中心に検査を開始します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
農薬類検査項目数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	106 項目	120 項目	
要検討検査項目数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	12 項目	20 項目	

・水道基盤の整備

【熊毛簡易水道事業】

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
布設管路延長	平成 25 年度	平成 31 年度	整備する送・配水管の延長
	50,584m	150,524m	

- 新たな水源を活用し、光市の浄水場を共同管理することにより効率的な事業運営と安心・安全な水道水を供給するため水道基盤整備事業を推進します。

・汚水処理施設の整備

【下水道事業】

- 人口減少や少子高齢化社会の到来を踏まえ、下水道や浄化槽など地域の特性に応じた効率的な汚水処理施設の整備を行い、汚水処理人口普及率の向上に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
汚水処理人口普及率（公共下水道、農業・漁業集落排水施設、浄化槽）	平成 25 年度	平成 31 年度	処理区域内人口を行政人口で除した割合「処理対象区域人口÷住民基本台帳人口×100」
	94.7%	97.1%	

主 雨水排除施設の整備

【下水道事業】

- 雨水管渠等の整備を図ると共に、土地区画整理事業や河川事業などと整合を図りながら、浸水対策を推進していきます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
都市浸水対策達成面積（公共下水道・都市下水路）	平成 25 年度	平成 31 年度	都市浸水対策の整備対象地域の面積(3655ha)のうち、概ね5年に1度起こると予想される規模の大雨に対し、整備が完了している区域の面積
	765.7 ha	771.7 ha	

主要事業

【水道事業】

・水道施設長寿命化対策事業

- 水道事業計画に基づき、浄水施設の長寿命化及び耐震化を図ることで機能を強化します。また、経年化や老朽化した管路や重要給水施設に至る管路を耐震化します。

・浄水施設統合事業

- 浄水施設を統合し、施設最大稼働率を向上します。

・安全管理強化事業

- 浄水施設に監視カメラを設置し、安全管理を強化します。

・水質管理強化事業

- 水質検査の項目数を増やし、水道水の安心・安全性を強化します。

【熊毛・鹿野簡易水道事業】

・水道基盤整備事業

- 新たな水源を活用し、現況の簡易水道施設を統合することにより、水道基盤整備を進めます。

・水道施設耐震化事業

- 熊毛・鹿野地域の水道施設の改良と経年化や老朽化した管路を耐震化します。

【下水道事業】

・下水道施設長寿命化対策事業

- 長寿命化計画に基づき、下水道施設の長寿命化や耐震化を図ることで機能を強めます。

・未普及対策事業

- 管渠やポンプ場の整備を行い、汚水処理の普及を推進します。

・浸水対策事業

- 雨水管渠等の整備を行い、浸水の防除や軽減を推進します。

関連する主な個別計画

【水道事業】

- ・周南市地域水道ビジョン【計画年次：平成 23～32 年度】
- ・周南市水道事業計画【計画年次：平成 26～35 年度】

【熊毛・鹿野簡易水道事業】

- ・鹿野地区浄水施設耐震化計画【計画年次：平成 27～28 年度】
- ・熊毛高地区配水池築造計画【計画年次：平成 27～28 年度】

【下水道事業】

- ・周南市公共下水道事業計画【計画年次：平成 27～42 年度】
- ・周南市流域関連公共下水道事業計画【計画年次：平成 27～42 年度】
- ・社会資本総合整備計画(水の安全・安心基盤整備)【計画年次：平成 27～31 年度】

【用語説明】

(1) ばっ気装置：

ポンプを用いて貯水池に空気を吹き込むことで、停滞した貯留水を人工的に循環させ、水質改善を図る装置。

(2) アセットマネジメント：

持続可能な上下水道事業を実現するために、上下水道施設の特性を踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に施設を管理運営する体系化した取り組み。

(3) 長寿命化計画：

下水道施設に関わる事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中で、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上や、長寿命化対策を含めた計画的な改築の内容や年次計画などを定める計画。

7-1 農業の振興

基本方向

次代の農業を担う多様な後継者を育成し、産業として魅力ある農業を構築することで、農業者が誇りとやりがいをもてる環境をつくり、活力のある地域づくりを推進するとともに、有害鳥獣による農作物の被害軽減のための防止対策に取り組みます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 約 15ha の耕作放棄地を再生し、地域農業の担い手により耕作を再開しました。
- 新たな集落営農法人が、9 法人設立されました。
- 集落営農法人の規模拡大に伴い、小麦や大豆などの栽培を奨励し、経営の安定化を図ったことで、新たに6人の若者が就農されました。
- 平成 26（2014）年 5 月に地産地消の拠点施設である、道の駅「ソレーネ周南」がオープンし、中小規模農家の生産意欲の向上につながりました。
- ほ場整備については、三丘地区の 13.5ha に事業着手し、長穂中央地区の事業実施に向けて、約 90ha の測量・調査を行っています。
- 有害鳥獣対策では、捕獲隊の編成や被害発生予察に基づく捕獲活動を奨励するとともに、侵入防止柵の設置費用の補助により、農作物等の被害軽減に努めました。

・市民の評価

- 「農林業の振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
中山間地域(20)	1.8%	17.8%	17.0%	23.3%	28.3%	11.8%
中山間地域(25)	1.5%	21.3%	28.7%	14.7%	19.9%	13.9%

現状と課題

- 平成22（2010）年の農林業センサスでは、本市の中山間地域の農業就業人口は 632人で、平成12（2000）年調査と比較して約4割減少しており、さらに今後10年間で、基幹的農業従事者の3分の2が70歳以上になると推計されています。
- 過疎・高齢化の進行により、中山間地域を中心に、今後、集落機能の維持が困難となる集落が増加し、農業についても従事者の高齢化や後継者不在による労働力不足により、農地の耕作放棄が進むことが予測されます。
- 農産物の価格低迷による営農意欲の減退を防ぐため、地域農業の担い手（集落営農法人・認定農業者）の育成を図り、生産性・収益性の向上を図る必要があります。
- 米価を維持するための生産調整は、平成 30 年（2018）年をめどに見直すことになりました。近年の米価低迷など、米への依存度の高い本市においては、従来型の水稲単作の農業経営から複合経営への転換が迫られています。
- 生産基盤の整備や農業近代化施設の整備、農村環境の整備が求められています。

推進施策の展開

主 新規就農者等の担い手の確保

- 若者を中心としたUターン就農のほか、就農者等を支援し、新たな地域農業の担い手確保に努めます

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
認定就農者累計数	平成 25 年度	平成 31 年度	市が認定した新規就農者数
	10 人	15 人	
集落営農法人雇用者数	平成 25 年度	平成 31 年度	集落営農法人が新たに雇用した人数
	6 人	12 人	

・農用地等の集積・集約化

- 農地中間管理機構を活用し、農用地等を貸したいという農家から、有効利用や農業経営の効率化を進める担い手への利用集積・集約化に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
利用権設定面積	平成 25 年度	平成 31 年度	周南市農用地利用集積計画により農用地の利用権が設定された面積
	512ha	550ha	

・多品目生産への誘導

- 米の生産調整と転作支援の見直しを受けて、農業振興の円滑な実施のため、経営所得安定対策を活用しながら、主食用米から飼料用米・加工用米への生産転換を促し、小麦・大豆などの戦略作物や需要の多い葉物野菜・根物野菜などの園芸作物等の作付けを推進し、担い手を核とした産地作りを積極的に支援します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
水田活用直接支払交付金 交付対象面積	平成 25 年度	平成 31 年度	水田を活用した転作作物に対する交付金交付対象面積
	190ha	250ha	

・地産地消の推進

- 道の駅「ソレーネ周南」をはじめ、市内直売所への出荷などによる地産地消を推進するため、小規模農家も含め、生産・集荷・販売体制の整備に努めます。
- 消費者が求める農産物の安定出荷に向けて、栽培施設等の整備支援に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
道の駅「ソレーネ周南」 出荷者登録数	平成 26 年度	平成 31 年度	出荷者登録数
	400 人	600 人	

・多面的機能の維持・発揮

- 日本型直接支払制度の推進をはじめ、農業・農村振興を通じて、農地等がもつ多面的機能の保全を図り、営農環境の整備と併せて、集落環境の保全に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
中山間地域等直接支払協 定面積	平成 25 年度	平成 31 年度	集落・個別協定面積
	463ha	475ha	
多面的機能支払協定面積	平成 25 年度	平成 31 年度	集落協定面積
	516ha	580ha	

・生産基盤の整備

- 区画整理や水路・農道などの農業生産基盤や、集落道路などの生活環境基盤の整備を一体的に行い、効率的かつ安定的な農業経営の確立に努めます。また、老朽化したため池等の農業用施設の改修を関係者と協議しながら計画的に進めます。
- 鳥獣被害対策として、侵入防止柵の設置や「山口型放牧」を利用した緩衝帯の整備など、鳥獣の出没しにくい環境整備の支援に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
ほ場整備済面積	平成 25 年度	平成 31 年度	市内で区画整理された 農地の面積
	694ha	708ha	

・有害鳥獣被害防止対策の推進

- 侵入防止柵の設置補助や山口型放牧を利用した緩衝帯の整備を支援するとともに、有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動を奨励し、農作物等の被害軽減に取り組みます。
- 捕獲隊員の高齢化に歯止めをかけるため、狩猟免許を取得に係る費用補助に取り組みます。
- 被害地域（人）と一体となった被害防止の対策を図るため、有害鳥獣の生態や被害防止対策の啓発等に取り組みます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
被害防止施設	平成 25 年度	平成 31 年度	市内で設置した侵入防止 柵の合計延長
	27,095m	28,000m	

主要事業

・集落営農等支援事業

- 地域農業の担い手となる集落営農法人等が行う、機械や施設の整備を支援するとともに集落営農法人の設立に対する支援を行います。
- 集落営農法人が、新規就農者を雇用した場合、住宅確保に対する支援を行います。

・新規就農支援事業

- 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前研修期間（2年以内）および経営が不安定な就農直後（最長5年間）の所得を確保する給付金を交付します。

・農産物産地化・安定出荷支援事業

- 特定品目の産地化を進め、市民などが幅広く利用する直売所等へ安心・安全な地元農産物を安定的に供給し、中・小規模農家の収益向上や経営の安定化を図ります。

・ **中山間地域等直接支払交付金事業**

- 中山間地域等における耕作放棄地の発生を抑止するとともに、多面的機能を確保する観点から、農地保全等を目的として集落協定を結んだ集落を支援します。

・ **多面的機能支払交付金事業**

- 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

・ **耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業**

- 耕作放棄地が発生している地区において、区画整理や用排水施設整備を実施するとともに、長期の活用を義務付けることで、耕作放棄地の解消や整備後の発生を抑制します。(三丘地区：平成 25～27 年度)

・ **経営体育成基盤整備事業**

- ほ場整備により、農地の利用集積や農業の生産性を高め、担い手となる経営体を育成することで、地域の農業振興を図ります。(長穂中央地区：平成 28～33 年度)

・ **鳥獣被害防止対策事業**

- 有害鳥獣の捕獲活動や侵入防止の設置などに対して支援します。

関連する主な個別計画

- ・ 周南市地産地消促進計画【計画年次：平成 25～27 年度】
- ・ 周南地域野菜振興計画【計画年次：平成 25～27 年度】
- ・ 周南市田園環境整備マスタープラン【計画年次：平成 16 年度～】
- ・ 周南市農業振興地域整備計画【計画年次：平成 19 年度～】
- ・ 周南市鳥獣被害防止計画【計画年次：平成 26～28 年度】

7-2 林業等の振興

基本方向

森林資源を保全し、有効活用するとともに林業生産基盤の整備を図り、森林の適正な管理を推進します。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 林道網の計画的な整備を進めることで、木材生産コストの低減や施業の効率化を図り、林業経営の合理化を促進しました。
- 森林所有者が行う森林作業道の整備や森林の保育施業を支援し、荒廃森林の抑制や多面的機能の増進を図りました。
- 市有林の間伐や枝打ち・植栽等を実施するとともに、間伐材を素材やバイオマス燃料として出荷するなど、森林資源の有効活用を図りました。

・市民の評価

- 「農林業の振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
中山間地域 (平成20年)	1.8%	17.8%	17.0%	23.3%	28.3%	11.8%
中山間地域 (25年)	1.5%	21.3%	28.7%	14.7%	19.9%	13.9%

現状と課題

- 木材価格が低迷し、採算性の悪化により、林業従事者の経営意欲が減退しているとともに、高齢化や担い手不足・不在森林所有者の増加に伴い、森林の荒廃が進んでいます。
- 保有山林面積が小さい森林所有者が多数を占めることから、所有者が木材生産コスト低減を図ることが難しい状況にあります。
- 水源のかん養や国土の保全・地球温暖化の防止など、森林のもつ多面的機能の増進を図るため、森林施業の重要性が増しています。
- 過去に植栽された人工林の成長により、木材として利用可能な樹種・樹齢・育成状態がほぼ一様な森林が年々増加しています。

推進施策の展開

・林業生産基盤の整備

- 新たな就業者を確保するため、県との連携により、山村の生活基盤の整備や林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、林業の魅力の発信等の啓発に努めます。
- 複数の所有者の森林を面的に取りまとめ、作業道等の作設や間伐等を一体的に進め、経営の合理化を図ります。
- 森林作業道等は、低コストで効率的な作業システムや高性能林業機械の導入を図る上で重要な生産基盤であるため、林道・森林作業道の適切な維持管理に努めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
林道延長	平成 25 年度	平成 31 年度	市が管理する林道の延長
	234,258m	238,000m	

・ 森林の適正管理

- 森林のもつ水源のかん養、国土の保全等の多面的機能の増進を図るため、適切な森林施業を促進します。
- 多面的機能の低下を招く恐れのある竹林の拡大防止対策の調査・研究を行います。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
間伐面積	平成 24 年度	平成 31 年度	市内で実施された間伐の合計面積
	537ha	900ha	

・ 森林資源の有効活用

- これまで林内に切り捨てていた間伐材などの資源の有効活用を図るため、搬出間伐を推進します。
- 市民と森林とのふれあいの場を提供するため、生活環境保全林などの自然公園の適正な維持管理や植栽・下刈りなどを行う森林整備ボランティア活動の推進に努めます。
- 公共建築物等の木造化や内装の木質化を促進し、利用者に木の温もりにふれあえる場を提供するとともに、地域材の利用拡大を図ります。
- 特用林産物の生産や販路拡大に努め、新たな特産品の開発に取り組みます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
素材生産量	平成 24 年度	平成 31 年度	市内で生産された素材の合計材積
	46,732 m ³	55,000 m ³	

主要事業

・ 森林整備地域活動支援事業

- 森林の現状把握や作業道等の整備など、森林所有者等の日常的な活動を支援します。

・ 県営林道開設事業

- 広域的な山村の生活基盤となる、基幹林道の開設に対する助成をします。

・ 一般造林等補助事業

- 個人が実施する山林の保育施業などの助成を行います。

・ 公有林保育事業

- 市有林の植栽木を健全に育成するため、下刈りや間伐等を行います。

関連する主な個別計画

- ・ 周南市森林整備計画【計画年次：平成 24～33 年度】

7-3 水産業の振興

基本方向

水産物の生産・消費の拡大による水産業の振興を図るとともに、漁村地域の生活環境の整備を図ります。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 稚魚放流や魚礁設置により「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への対応を図りました。
- ニューフィッシャー確保育成推進事業により、4人の新規漁業者が誕生しました。
- 計画に基づき、漁港や海岸保全施設および遊漁船係留施設などの整備を進めました。
- 「周南さかなまつり」の開催により、本市の水産業のPRにつなげました。

・市民の評価

- 「水産業の振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	1.5%	18.6%	16.0%	8.5%	42.9%	12.5%
全体 (平成25年)	2.0%	27.2%	20.5%	8.5%	29.5%	12.3%

現状と課題

- 本市の水産業は、瀬戸内海沿岸の漁場を中心に、多種多様で新鮮な魚介類の水揚げがありますが、近年の漁獲量の減少や魚価の低迷に加え、高齢化による漁業従事者の減少など、水産業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しています。
- 水産業の振興を図り、新鮮な水産物を安定して供給していくためには、漁業経営の近代化や後継者を育成し、資源回復を目指す資源管理型漁業に取り組むことで、生産の拡大を図る必要があります。
- 水産物の消費の拡大を図るためには、地産地消等による魚食の普及や新たな流通経路の開拓、消費者ニーズに対応した商品開発やブランド化が必要になります。
- 住みやすく安全で魅力のある漁村づくりのため、護岸および海岸保全施設の整備を行い、生活環境の改善を図っていく必要があります。

推進施策の展開

・新規就漁者等の担い手の確保

- 新規就業者の確保・育成や意欲ある漁業者の経営安定対策などにより、水産業を支える担い手の拡充を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
新規漁業就業者数	平成25年度	平成31年度	ニューフィッシャー確保育成推進事業を活用した新規漁業就業者の累計
	4人	10人	

・水産物の生産拡大

- 漁業近代化資金の活用、赤潮等漁業被害対策等の実施により、漁家や漁協等の漁業経営基盤の強化を図ります。
- 高齢者に配慮した漁港施設や機能の整備充実、魚礁の設置、アサリ干潟や藻場の造成、漁場の環境保全を推進し、生産基盤の整備を図ります。
- 資源管理型漁業の促進や稚魚の放流により、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」へのさらなる推進を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
周南市の漁獲量	平成 24 年度	平成 31 年度	市内の漁業者が水揚げした魚・貝・海草等の年間重量（資料：海面漁業生産統計調査）
	1,189 トン	1,200 トン	

・水産物の消費拡大

- 漁業者の収益の拡大が図れるよう、「道の駅ソレーネ周南」での直販など、新たな流通体系の開拓と販路の拡大を促進します。
- 「周南さかなまつり」等を通じて地場水産物の新鮮さや味を PR し、地産地消の取り組みや魚食普及活動により消費の拡大を図ります。
- 地場水産物のブランド品である「フグ」「ハモ」「タコ」を積極的にアピールし、消費の拡大を図ります。
- 水産物の安定供給に向けた水産物市場の効率的な運営を行うため、老朽化した施設などの整備を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
水産物市場のフグ・ハモ・タコの年間取扱量	平成 25 年度	平成 31 年度	
	91 トン	110 トン	

・魅力ある漁村づくりと環境整備

- 漁船とプレジャーボートの利用調整を図るためのフィッシャリーナ施設や長田海浜公園海水浴場等の観光資源を活用した多様な利用を進め、開かれた魅力ある漁村づくりを目指します。
- 漁港施設の改修や海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、漁村地域の環境改善を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
水産物供給基盤機能保全整備施設数	平成 25 年度	平成 31 年度	漁港施設機能保全工事を実施した施設数
	0 カ所	3 カ所	
代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
海岸保全施設における長寿命化計画策定漁港数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	0 カ所	3 カ所	

主要事業

・ニューフィッシャー確保育成推進事業

- 新たに漁業の従事を目指す人に対する、研修費の支援をします。
- 新規漁業就業者に対し、経営の自立化を支援します。

・増養殖稚魚等放流事業

- 水産資源の回復を目的とする、キジハタ・トラフグ・マコガレイ等の種苗放流を行います。

・漁業生産基盤整備推進事業

- 地場水産物のブランド品であるタコの産卵用タコツボを沈設し、資源量回復と漁獲量増大を図ります。

・給・大島漁港あさり増養殖関連整備事業

- 大島人工干潟造成事業を活用し、アサリ育成場と地域活性化を図ります。

・藻場・干潟保全活動支援事業

- 藻場・干潟の機能を維持・回復に資する保全活動となる、アサリ増殖を支援します。

・水産物市場施設等整備事業

- 水産物市場の、老朽化した設備等を整備します。

・水産物供給基盤機能保全事業

- 老朽化が進む漁港施設の維持管理費の軽減と平準化を図るため、長寿命化計画を策定し、計画的に保全工事等を実施します。

・海岸施設長寿命化事業【新】

- 老朽化が進む海岸施設の計画的な改修に向けて、長寿命化計画を策定します。

7-4 地域ブランドの推進

基本方向

農林水産物・加工食品・観光等のそれぞれの分野において、市内外で高い知名度を獲得し、周南らしい付加価値の高い産品を創出するなど、ブランド力を高める取組みを推進します。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 市内企業の優れた技術・製品をPRするため（公財）周南地域地場産業振興センターの「周南ものづくりブランド認定事業」を支援し、41製品が認定されました。
- 中小企業の新商品・新技術の開発や販路開拓等を支援するため、（公財）周南地域地場産業振興センターの「周南サポート事業」により、平成21（2009）年度から平成25（2013）年度までに、66件の製品の開発等を行いました。
- 工場夜景の観光資源化を図るとともに、平成25（2013）年に（一社）夜景観光コンベンション・ビューローの日本夜景遺産の認定を受けた「周南冬のツリーまつり」のイルミネーションの充実に取り組みなど、夜型観光を推進しました。
- 鹿野地区特産の「わさび」の苗の馴致用ビニールハウスを改修し、苗の増産体制を整備しました。
- 「徳山ふぐ」「周防はも」「周南たこ」を、本市の水産物ブランドとして確立し、PRに努めました。

現状と課題

- 「周南コンビナート」や「八代のナベツル」「徳山ふぐ」「徳山巨峰ワイン」などは、ある程度の知名度を有しているものの、農林水産物においては、米やわさびなど優れた産品が数多くありながら、認知度は総じて低い状況にあります。
- 中小企業の優れた技術や産品を、単独でPRすることが難しいため、販路拡大に結び付く取組みが必要となっています。
- 農林漁業の生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産品の創出など、農山漁村の6次産業化の推進が求められています。
- 6次産業活性化は、個別の農林漁業者だけの取組みではなく、新たな販路の開発に繋がる事業者や、原材料の安定調達に向けた、他の農林漁業者とのネットワーク構築などが重要となります。

推進施策の展開

・地域ブランドの活用

- 「周南コンビナート」を観光資源と位置付け、観光ボランティアガイドを育成・活用しながら、産業観光ツアーや工場夜景ツアーなどを重点的に推進します。
- 農山漁村の豊かな自然・食を積極的にPRし、観光・教育・健康分野に活用しながら都市と農村の交流を推進します。

主 地域産品のブランド化

- 地域産品のブランド化を推進し、産業振興や地域活性化など、魅力ある地域づくりに繋がります。

- 道の駅「ソレーネ周南」を地域振興の拠点と位置付け、周南ブランドを市内外に情報発信します。
- ブランドの創出は、物語や取り組む人の熱意が重要です。本市の自然・歴史・風土・生活・文化などの背景や製品に対する生産者の思い入れやこだわりを併せて伝え、PRして行きます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
周南ブランド認定数	平成 25 年度	平成 31 年度	「周南市地産地消促進計画」による認定
	0 件	60 件	

・中小企業ものづくり事業の推進

- 中小企業の優れた製品・技術の販路拡大等を図るため、(公財)周南地域地場産業振興センターの「周南ものづくりブランド認定事業」により、市内中小企業の製品・技術のPRや販路開拓などを支援します。
- (公財)周南地域地場産業センターの「周南サポート事業」により、中小企業の新商品・新技術の開発などを支援します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
周南ものづくりブランド認定製品件数	平成 25 年度	平成 31 年度	市内事業者の認定製品の累計数
	41 件	71 件	

主 6次産業化の推進

- 農林水産物の付加価値を高めるため、農商工と連携した6次産業化を進めます。
- 農林漁業者が主体となって、地域資源を生かした加工品の開発や観光等により、新たなビジネスモデルを創出します。
- 6次産業化・地産地消法や農商工等連携促進法に基づく補助事業や有利な資金の活用など関係機関とともに支援します。
- 産学官連携による6次産業化と地産地消の推進に努めます。
 - ・(株)丸久との地域活性化包括連携協定の締結(平成25年度)
 - ・宇部フロンティア大学短期大学部との官学連携協定の締結(平成26年度)
- 生産者自身や地域産業と連携した新たな商品開発や販路開拓のほか、農家レストランや農家民宿の経営など、第1次産業から6次産業化に向けた取組みに対して支援します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
総合化事業計画認定件数	平成 25 年度	平成 31 年度	国による、6次産業化・地産地消法や農商工等連携促進法に基づく認定
	2 件	5 件	

・水産物ブランドの確立

- 地元の水産物や加工品を利用した水産物ブランドの販売強化に向けたPR活動や情報発信を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
地元水産物を利用した学校給食数	平成 25 年度	平成 31 年度	魚食普及のための学校給食への食材提供
	250 食	1,500 食	

主要事業

・ 地場産業振興事業

- 中小企業の優れた製品や技術の販路拡大等を図るため、周南ものづくりブランド認定事業などの支援をします。
- 周南サポート事業により、中小企業の新商品・新技術の開発等を支援します。

・ 道の駅「ソレーネ周南」管理運営事業

- 道の駅「ソレーネ周南」を6次産業化の拠点施設と位置付け、周南ブランドを市内外に幅広く情報発信します。

・ 地産地消促進事業

- 「周南市地産地消推進店」「周南ブランド」の認定を行い、市内外に広くPRすることで、料飲店や加工所などでの市内産物の利用促進および市民へ地産地消の啓発につなげます。

関連する主な個別計画

- ・ (策定中) 周南市観光ビジョン【計画年次：平成 27～31 年度】
- ・ 周南市地産地消促進計画【計画年次：平成 25～27 年度】

7-5 中心市街地の賑わいの創出

基本方向

徳山駅周辺整備に取り組むとともに、商業の活性化や街なか居住の推進に努めるなど、すべての人が利用しやすい中心市街地づくりを進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 周南市中心市街地活性化基本計画を策定し、平成25(2013)年3月に、内閣総理大臣認定を受けました。
- JR徳山駅の南北自由通路や橋上駅舎が完成しました。
- (仮称)新徳山駅ビルの整備イメージに基づき、設計を進めています。
- 銀座通りの歩行者優先道路化に向けた社会実験を行いました。

・市民の評価

- 「徳山駅を中心とした中心市街地活性化」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	1.5%	5.9%	20.2%	52.7%	11.6%	8.1%
全体 (平成25年)	1.6%	7.5%	20.1%	51.6%	10.6%	8.6%

現状と課題

- 徳山駅周辺整備事業では、平成21(2009)年度に「徳山駅北口駅前広場、南口駅前広場及び南北自由通路基本計画」、平成24(2012)年度に「中心市街地駐輪場整備計画」「新たな徳山駅ビル整備基本構想」を策定しました。今後、これらの事業の早期実現と南北自由通路を活用した駅南の整備や活性化策が求められています。
- 「中心市街地活性化基本計画」では、中心市街地におけるまちづくりの理念を「まちのストックを活かした、豊かな心を育む公園都市(パークタウン)周南」と定め、掲載事業の実施について中心市街地活性化協議会および構成団体と連携し、官民協働で推進しています。
- テナントミックス推進事業等による、中心商店街への新規出店が進んでいます。今後、商業機能に加え、多様な都市機能や充実した都市基盤、良好な都市景観を活用した新たな付加価値を創造することにより、集客力と回遊性を高め、幅広い世代が行きたくなる公共空間として再生する必要があります。また、活性化を推進する、市の事業と比較して不足している民間事業の掘り起しや育成が求められています。

推進施策の展開

主 徳山駅周辺整備事業の推進

- 徳山駅周辺整備事業を推進し、(仮称)新徳山駅ビルは、民間活力導入図書館を核としたにぎわい交流施設として整備します。
- 南北自由通路を活用し、駅南北の回遊性の強化を図ります。
- 各交通機関の連携強化など、公共交通の利便性向上を図ります。

- 「歩いて暮らせるまちづくり」の実現に向けて、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮し、すべての市民にとって快適で利便性の高い駅周辺施設を実現します。

主 魅力ある中心市街地の再生・充実

- 「中心市街地活性化基本計画」に基づき、さまざまな機能が集積した魅力ある中心市街地の再生に努めます。
- 商工会議所・まちづくり会社・商業者・民間事業者・市民団体・行政など、多様なまちづくり関係者で構成する中心市街地活性化協議会と連携し、ソフト・ハードの両面から中心市街地のまちづくりを総合的に進めます。
- 民間による事業の掘り起しを積極的に行い、その事業化を支援します。
- 商業の活性化をはじめ再開発などの市街地整備改善・都市福祉施設の整備・街なか居住の推進・公共交通の利便性向上など、さまざまな面から中心市街地の充実を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
街なかの歩行者等通行量	平成 25 年度	平成 31 年度	街なか 14 カ所の 1 日当たりの通行人・自転車数
	24,543 人	28,800 人	

主要事業

・ 徳山駅周辺整備事業

- （仮称）新徳山駅ビル、北口・南口駅前広場等を整備します。

・ 民間事業に対する支援

- 民間で取り組む可能性のある事業の掘り起こしとその事業化を支援します。

関連する主な個別計画

- ・ 徳山駅周辺整備構想【計画年次：平成 16 年度～】
- ・ 徳山駅北口駅前広場、南口駅前広場及び南北自由通路基本計画【計画年次：平成 21 年度～】
- ・ 中心市街地駐輪場整備計画【計画年次：平成 25 年度～】
- ・ 新たな徳山駅ビル整備基本構想【計画年次：平成 25 年度～】
- ・ 中心市街地活性化基本計画【計画年次：平成 25～29 年度】

7-6 商業の振興

基本方向

地域に密着した商業活動・購買活動を促進するとともに、まちの賑わいの創出に向け魅力ある商店街づくりを支援します。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 市内での購買促進と消費需要の喚起のため、商工会議所・商工会が実施する市内共通商品券事業やプレミアム付市内共通商品券事業を支援し、消費の拡大に取り組みました。
- 中心市街地の商業活性化のため、テナントミックス推進事業や交流拠点施設（ふれあいパーク「街あい」）運営事業への支援を行い、商店街への新規出店の強化などを図りました。
- 中心市街地で各種団体が実施する、商店街やまちの賑わいにつながるイベント等の取組みを支援し、来街者が増加しました。
- 商工会議所・商工会が行う中小企業者への経営指導事業を支援し、経営改善に取り組みました。
- 中小企業者等の資金需要に対応するため、市制度融資を運用し、資金繰りの円滑化を推進しました。

・市民の評価

- 「商業の振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	1.3%	15.3%	22.9%	22.9%	25.7%	11.9%
全体 (25年)	1.9%	19.0%	26.4%	22.9%	17.7%	12.1%

現状と課題

- 中心市街地では、大型店の閉店に伴う集客力が低下しており、魅力ある商店街づくりが求められています。
- 空き店舗対策事業としてのテナントミックス推進事業では、新規出店が飲食業中心となっており、多業種によるバランスのとれた構成と戦略的な配置が求められています。
- 交通網の充実や消費行動の変化等により、インターネットでの購入や近隣市・県外への買物流出が続いており、市内での消費需要の拡大が求められています。
- 地元購買促進に向けて、市内共通商品券発行事業などに取り組んでいますが、さらなる普及のためのPR活動や、加盟店の拡大が必要です。
- 後継者不足等の解消を図るため、商工会議所・商工会等が主体となった環境整備等、商業者の育成に向けた取組みが求められています。

推進施策の展開

主 商店街活性化の促進

- 国の認定を受けた「周南市中心市街地活性化基本計画」を踏まえ、中心市街地活性化協議会の中核をなす商工会議所やまちづくり会社等の関係機関と連携しながら商店街の活性化に向けた取組みを支援します。
- 魅力ある商店街の形成に向けて、空き店舗対策などの取組みを支援します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
中心市街地商店街における新規出店累計数	平成 25 年度	平成 31 年度	中心市街地商店街(糺町・みなみ銀座・銀座・中央街・銀南街・ぴーえっち通り)における平成25年度からの新規出店の累計
	33 店舗	195 店舗	

・ 活力ある商業の促進

- 市内での買物促進運動として、商工会議所・商工会が実施する市内共通商品券事業を支援します。
- 商店街や各種団体が行う、商店街やまちの賑わいにつながる取組みを支援します。
- 中小企業者の経営の安定化を図るため、商工会議所・商工会が行う経営指導事業を支援します。
- 市制度融資の充実を図り、中小企業者等への資金繰りの円滑化を推進します。

主要事業

・ 中心市街地商業活性化事業

- 徳山駅周辺の中心商店街の活性化を図るため、空き店舗対策などを促進します。

・ 商業活性化対策事業

- 市内の消費需要拡大を図るため、市内共通商品券などの支援を行います。

・ まちなかオフィス立地促進事業

- 中心市街地の拠点機能を向上させ、地域経済の活性化と雇用の促進を図ります。

・ 中小企業経営指導事業

- 商工会議所・商工会との連携による、経営診断や指導事業を実施します。

・ 中小企業金融対策事業

- 市制度融資の充実や利用促進などに取り組みます。

関連する主な個別計画

- ・ 周南市中心市街地活性化基本計画【計画年次：平成 25～29 年度】

7-7 工業・新産業の振興

基本方向

起業を志す人が創業しやすい環境をつくとともに、本市で培われた技術や人的・物的資源を最大限に活用し、新たな産業の創出と市内の製造業の持続的発展を図ります。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 事業開始から自立するまでの支援を行うビジネスサポートコーナーを設置し、平成 15（2003）年度の事業開始から平成 25（2013）年度までに、15 人が独立開業しました。
- 市内での創業を支援するため、商工会議所や金融機関等と連携して、平成 26（2014）年度に、周南市創業支援協議会を立ち上げ、創業相談や創業講座等を実施しました。
- 公益財団法人周南地域地場産業振興センターが行う新商品・新技術の開発や販路開拓に向けた周南サポート事業により、平成 21（2009）年度から平成 25（2013）年度までに 66 件の支援を行い、中小企業が抱えるさまざまな課題の解決に向けた取り組みを進めました。
- 平成 21（2009）年度から平成 25（2013）年度までに、22 件（約 63 億 6 千万円）の中小企業の設備投資に対して、奨励支援を行いました。
- 平成 26（2014）年に、将来の成長が見込まれ、市内企業の技術や地域資源が活用できる事業（「重点立地促進事業」）として、製造業における研究開発事業・水素関連事業・医療関連事業・環境エネルギー関連事業を定め、これらの事業を新たに実施する事業者に対して重点的に支援する制度を創設しました。
- 市内で生産される水素の利活用を促進するため、平成 25（2013）年度に周南市水素利活用協議会を立ち上げました。

・市民の評価

●「工業の振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	6.4%	30.3%	12.5%	6.5%	32.0%	12.3%
全体 (25年)	4.7%	32.7%	21.4%	10.0%	19.5%	11.7%

現状と課題

- 中小企業における事業所等立地奨励金の申請件数は増加傾向にあり、設備投資が活発化しています。また、国内の需要が減少傾向にある中、今後は、付加価値の高い、成長分野への進出に向けた投資が求められています。
- 本市で大量に発生する水素に関する分野をはじめ、医療や環境エネルギーといった今後の需要拡大が見込める分野について、本市の地域特性を生かして技術や人材育成を図り、新たな産業を創出していく必要があります。

推進施策の展開

主 創業支援の推進

- 商工会議所や金融機関等と連携した創業相談・講座の実施、インキュベーション施設での指導などを通じて、創業者を支援します。

主 地場産業の振興

- 公益財団法人周南地域地場産業振興センターが実施する、周南サポート事業や周南ものづくりブランド認定事業等により、中小企業の新商品・新技術の開発および販路開拓などを支援します。
- 中小企業者の経営の安定化を図るため、商工会議所・商工会が行う経営指導事業を支援します。
- 市の制度融資の充実を図り、中小企業者への資金繰りの円滑化を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
周南サポート事業の支援件数	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 2 1 年度からの支援累計
	66 件	144 件	

主 新事業・新産業の創出

- 医療や環境エネルギーの分野など、今後の成長が期待でき、本市の地域資源の活用が見込める新産業の創出や新事業への展開を支援します。
- 水素の利活用の促進や技術の集積・人材育成を図り、新たなビジネスの創出につなげていきます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
事業所等設置奨励金の重点立地促進事業の指定件数	平成 25 年度	平成 31 年度	重点立地促進事業（製造業における研究開発事業・水素関連事業・医療関連事業・環境エネルギー関連事業）
	—	1 0 件	

主要事業

・ 企業立地促進事業

- 市外からの企業進出や市内企業の新規事業進出・事業規模の拡大や新規雇用に対して奨励金を交付し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。

・ 水素利活用推進事業

- 水素の利活用を促進するため、水素ステーションを核としたまちづくりの推進や水素関連ビジネスの創出に向けた支援・水素エネルギーの普及啓発などを行います。

・ 創業支援事業

- 商工会議所や金融機関等と連携して、創業相談や創業講座の実施、インキュベーション施設での指導などを通じて、起業を志す人を支援します。

関連する主な個別計画

- ・周南市水素利活用構想【計画年次：平成 26～42 年度】
- ・（策定中）周南市水素利活用計画【計画年次：平成 27～31 年度】
- ・周南市創業支援事業計画【計画年次：平成 26～28 年度】

7-8 企業立地と就業支援の促進

基本方向

新たな企業進出と既存企業の設備投資を促進するとともに、若者や高齢者の就業機会の確保に努めることにより、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 平成 21（2009）年度から平成 25（2013）年度までに本市へ進出し、営業を開始した 8 社（新規雇用従業員 100 名）の企業に対して、奨励支援を行いました。
- 平成 26（2014）年度から、新たな設備投資や新規雇用に対する奨励支援制度について、既存の大企業も対象となるよう制度改正を行いました。
- 中心市街地へのオフィス進出に対する支援制度として、新たに地元雇用奨励制度を創設しました。
- 中小企業勤労者に対する生活・住宅資金等の融資制度の利用促進により、生活の安定化を図りました。
- 国・県と連携した雇用創出事業を活用し、求職者の就業支援に取り組みました。

・市民の評価

- 「企業誘致の推進や起業家への支援」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	1.2%	11.7%	17.9%	12.6%	43.9%	12.7%
全体 (25年)	1.3%	17.7%	24.3%	17.0%	26.9%	12.8%

現状と課題

- 国内需要が縮小する中、海外へ製造拠点を移すなど、市内の企業においても事業再構築の動きが見られるため、企業の積極的な設備投資を促すことが必要です。
- 本市には市有地としての企業用地が少ないことから、商工会議所や市内事業者と緊密に連携して、新たな企業用地の情報収集に努めることが重要です。
- 有効求人倍率は上昇傾向にありますが、求人と求職のミスマッチが発生している状況もあるため、ハローワークなどと連携を図る中で、就業機会の情報提供を行う必要があります。
- ニートや引きこもり状態にある人に対して、就業促進の支援や離職状態となった人へのセーフティネットの充実が必要です。
- 労働力人口を維持するため、女性や若者・高齢者等の活躍・社会進出を促す環境づくりが必要です。

推進施策の展開

・企業立地の推進

- 市外からの企業進出や既存企業の事業拡大等を促進するため、優遇措置等による支援を行います。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
平成27年度から5年度間における企業誘致件数	平成25年度	平成31年度	企業誘致(市外企業の新たな進出・市内企業の雇用増加を伴う設備の新增設・進出協定書の締結)
	—	15件	

主 就労支援の充実

- ニートや引きこもり状態などにある人に対して、職業的自立に向けたセミナーやカウンセリングなどを実施する「しゅうなん若者サポートステーション」の取組みを支援します。
- 高齢者の雇用や生きがいの場を提供する「シルバー人材センター」の活動を支援します。
- 事業所への雇用奨励支援制度により、雇用の拡大に努めます。
- 中小企業の勤労者が安心して就労に励めるよう、各種融資制度を充実させるとともに、退職金制度や共済制度の普及に努めます。
- 国・県などの関係機関と連携し、雇用確保・雇用創出に取り組みます。

主要事業

・企業立地促進事業

- 市外からの企業進出や市内企業の新規事業進出・事業規模の拡大や新規雇用に対して奨励金を交付し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。

・地域若者サポートステーション運営支援事業

- ニートや引きこもり状態などにある人に対して、セミナーやカウンセリングなどを実施する「しゅうなん若者サポートステーション」の円滑な運営を支援します。

・シルバー人材センター運営支援事業

- 高齢者の雇用や生きがいの場を提供する「シルバー人材センター」の円滑な運営を支援します。

・勤労者金融対策事業

- 離職者や中小企業勤労者向けの生活資金等を融資し勤労者福祉の充実を図ります。

7-9 産業基盤の整備

基本方向

周南コンビナートの国際競争力強化を図るため、徳山下松港や幹線道路などの物流基盤の充実と工業用水の確保に努めるなど、産業基盤のさらなる整備を進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 周南コンビナートの国際競争力強化に向けて、市と企業との連携強化を図るため、平成 24（2012）年に周南コンビナート企業主要 5 社と市による周南コンビナート活性化推進懇談会を立ち上げました。

【港湾整備】

- 徳山下松港は、平成 23（2011）年 5 月に、国際バルク戦略港湾⁽¹⁾の選定を受けました。また、バルク船舶の更なる大型化などの利用者ニーズに應えるため、平成 26（2014）年 3 月に「徳山下松港港湾計画」の改訂が行われました。
- 輸入石炭の中継備蓄基地を運営する「周南バルクターミナル株式会社」が、平成 24（2012）年 4 月より本格操業を開始しました。
- N7号埋立事業の護岸工事は、平成 17(2005)年度から着手され、平成 22(2010)年度から一部が国の直轄事業として整備されたことから、事業期間の短縮が図られ、平成 25（2013）年度に完了しました。
- 災害時の広域輸送拠点や、大規模地震発生時の緊急物資輸送拠点として、晴海5号耐震強化岸壁の整備が、平成 25（2013）年度に完了しました。

【幹線道路網の整備】

- 国道 2 号の戸田拡幅事業が完了し、引き続き、防府に至る富海拡幅事業が着手されました。
- 市道櫛浜久米線が全線開通しました。また、久米地区の県道下松新南陽線の拡幅整備事業が着手されました。

【工業用水】

- 工業用水として、海水・工場排水・下水処理水を再利用する実証実験に取り組みました。

・市民の評価

- 「工業の振興」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	6.4%	30.3%	12.5%	6.5%	32.0%	12.3%
全体 (25年)	4.7%	32.7%	21.4%	10.0%	19.5%	11.7%

現状と課題

- 本市の平成 24（2012）年度の製造品出荷額（経済産業省：工業統計調査）は、約 1 兆 4986 億円で、県内では第 1 位、県内の約 25%を占めています。
- 周南コンビナートは、原塩の電気分解により苛性ソーダ⁽²⁾や塩素等を生産するソーダ工業と、輸入ナフサ⁽³⁾からエチレン⁽⁴⁾等を生産する石油化学工業とが融合した生産体系に特徴があります。また、苛性ソーダと塩化ビニルモノマー⁽⁵⁾の生産能力は、日本一であり、東アジアでもトップクラスです。
- 東アジアでは、安価な電力と大水深の港湾を備えた、周南コンビナート同様の生産体系をもつ巨大なコンビナートが稼働しており、国際競争力の強化が大きな課題となっています。

【港湾整備】

- 徳山下松港は、周南コンビナートの原熱材料である石炭や原塩などの大量のバルク貨物やコンテナ貨物を取り扱う重要な物流拠点港となっています。しかし、東アジアのライバルコンビナートと比較して、ケープ級の大型貨物船舶に対応できないなど、国際物流ターミナルとしての機能が不十分であることから、国際水準を満たす港湾基盤の強化・整備が喫緊の課題となっています。
- 晴海地区は、公園や遊歩道等の整備が進められ、臨海部における市民の憩いの場となる親水空間・交流拠点の形成が求められています。

【幹線道路網の整備】

- 市街地の慢性的な渋滞解消をはじめ、物流交通や地域連携の円滑化、代替性の確保など産業・経済の観点から、港や高速道路へのアクセスなど効率的な道路ネットワークの形成が求められています。

【工業用水の確保】

- 周南コンビナートの渇水期の水不足対策として、県は、中山川ダムの水利権転用により、平成 32（2020）年から本市へ給水する方針を示していますが、新たな企業立地を促進するには、さらなる水量確保が必要となっています。

推進施策の展開

主 港湾基盤強化の促進

- バルク貨物船舶の更なる大型化に対応した物流拠点港として、泊地・航路や荷役機械などの港湾基盤の整備を推進します。
- 臨海部については、事業用地・物流・埠頭用地等を確保するため、新南陽地区のN7号埋立事業及び徳山地区のT10号埋立事業を推進します。
- 市民の憩いの場となる親水空間・交流拠点の形成に向けた整備を推進します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
徳山下松港航路整備	平成 25 年度	平成 31 年度	南陽航路：水深 12m（幅員 240m）・徳山西航路：水深 14m（幅員 240m）
	0 航路	2 航路	

主 幹線道路網の整備・充実

- 広域道路ネットワークを強化するため、国道 2 号の拡幅及び立体事業、県道下松新南陽線の拡幅事業など、主要な幹線道路の早期完成に向けて取り組みます。
- 地域高規格道路「周南道路」など、臨海部の東西交通基盤の確保に向けて取り組みます。

主 工業用水の確保

- コンビナート企業の継続操業と新たな企業誘致等に向けて、新たな水資源の確保も含め、工業用水の安定供給の検討を進めます。

主要事業

・ 産業等活性化推進事業

- 周南コンビナートの国際競争力強化に向け、コンビナート活性化推進懇談会の開催や工業用水の確保に向けた調整等を行います。

・ 国際物流ターミナル整備事業

- 国際競争力の強化を図るため、航路・泊地の浚渫や岸壁・埠頭などの整備の早期実現に取り組みます。

・ N 7 号埋立事業

- 新南陽地区では、港湾浚渫土砂や廃棄物を埋立用材とする土地造成や、臨海部用地確保の早期実現を図ります。

・ T 1 0 号埋立事業

- 徳山地区では、港湾浚渫土砂を埋立用材とする土地造成や、臨海部用地確保の早期実現を図ります。

・ 国道 2 号周南立体事業

- 市内の慢性的な交通混雑の緩和、交通安全の確保、地域経済の発展などを目的とする、主要渋滞箇所三田川交差点をまたぐ交差点の立体化および隣接交差点改良の早期実現に取り組みます。

関連する主な個別計画

- ・ 周南市都市計画マスタープラン【計画年次：平成 2 0 ～ 4 0 年度】

【用語説明】

(1) 国際バルク戦略港湾：

石炭等のバルク貨物を扱う港湾の国際競争力の強化を目指し、世界最大級の大型船舶が入港でき、戦略的に整備する港として国が選定する。

(2) 苛性ソーダ :

強アルカリ性の基礎素材で、薬品や石けんの原料となるほか、排水処理などの公害防止事業や紙の生産工程等、さまざまな用途に使われる。

(3) ナフサ :

石油成分中のガソリンと灯油の中間の沸点にある粗製ガソリンで、熱分解することにより石油化学製品の原料となる。

(4) エチレン :

ナフサを熱分解して生産される石油化学基礎製品。加工すると、プラスチックや化学繊維などの原料となる。

(5) 塩化ビニルモノマー :

エチレンと塩素を合成して生産。塩化ビニルモノマーから製造される塩化ビニル樹脂は、塩ビパイプやホース・靴底などの製品の原料となる。

7-10 観光・コンベンション等による交流の推進

基本方向

官民の一体的な連携により、地域資源を最大限に活用した観光やコンベンション等による交流を一層推進し、地域経済の活性化・にぎわいの創出や都市イメージの向上のほか、地域への愛着や誇りの醸成を図るなど、本市の活力や価値を高めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 工場夜景の観光資源化を図るとともに、周南冬のツリーまつりのイルミネーションの充実に取り組むなど、夜型観光を推進しました。
- 防府市との観光振興に関する協定に基づき、観光施設利用者増加を目的とした施策や観光合同キャンペーンを行うなど、広域的な連携事業に取り組みました。
- 市の歴史や文化を紹介する観光ボランティアガイドの育成を行い、名所巡りなどのおもてなし観光を推進しました。また、産業観光ツアーや工場夜景ツアーの催行など、市の強みや特性を踏まえたショートトリップのほか、観光ボランティアガイドを活用したおもてなし観光を推進し、アフターコンベンションの充実を図りました。
- さまざまな分野におけるコンベンション情報の収集を図り、それらの情報を活用した誘致活動を展開することで、全国規模のコンベンションを誘致しました。また、コンベンションの開催支援メニューの充実を図るとともに、民間団体等と連携し、情報の共有や主催者のニーズに応じたサービスを提供するなど、受入体制を強化しました。
- 徳山動物園では、県内の観光施設で協定を締結し、さまざまな連携を図るとともに、「ズー夢アップ21事業」の一環として、エサやり体験や小動物ふれあいなどのイベントを実施するなど、動物園の魅力アップによる入園者の増加に努めました。
- 徳山動物園では、平成25(2013)年、スリランカ民主社会主義共和国よりスリランカゾウ雄雌2頭を導入し、入園者の増加が図られました。
- 老朽化した徳山動物園のリニューアルを進めており、北エリアの工事に着手し、魅力ある動物園の創造を図っています。
- 中山間地域においては、小学生を民泊により受け入れる農山漁村の体験活動を試行するなど体験型教育旅行の受入れの機運の醸成を図り、平成25(2013)年度には、体験交流施設や民泊家庭で構成する「周南学びの旅推進協議会」が設立され、関東・関西圏における誘致活動や受入れのための研修会等を開催するなど、体験型教育旅行の受入体制の充実強化を図りました。

・市民の評価

- 「観光振興」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	1.5%	17.9%	23.9%	15.9%	28.6%	12.2%
全体 (平成25年)	1.3%	20.7%	28.0%	17.5%	20.4%	12.1%

現状と課題

- 交通アクセスは、JR山陽新幹線徳山駅や市内4カ所の高速道路インターチェンジなど第一次交通は充実していますが、市内到着後の観光地までの第二次交通の整備が課題となっています。
- 市内に集客力のある観光資源が乏しいことや代表的な特産品等がないため、他の観光地と比べて、誘客に対する訴求力が相対的に弱い状況にあります。
- 防府市と観光連携事業を実施していますが、周南地域全体での観光連携が必要です。
- 国際ミーティング・エキスポへの出展等を通じて、首都圏における誘致活動を展開することにより、全国規模のコンベンションを誘致するなど、取組みの成果が現れ始めています。
- 本市のコンベンションの開催支援メニューは、他市と比較しても遜色のない内容となっており、一定の競争力はありますが、コンベンションの主催者等に対するワンストップサービスが構築できていないなど、受入体制の強化が求められています。
- 国においては、観光庁の発足以来、MICE⁽¹⁾の推進をさまざまな成長戦略に取り入れるなど、MICEの観点から国富の増大を図る取組みを行っています。
- 徳山動物園は昭和35(1990)年開園し、施設の老朽化が大きな課題であるほか、スリランカゾウの繁殖計画に向けた施設の更新や飼育動物の高齢化に伴い新たな動物の導入が必要となっています。
- 子供の自然体験の促進等の観点から、国においては、農山漁村での子供の民泊をはじめとした1週間程度の体験活動を推進するための法整備が検討されています。

推進施策の展開

主 観光交流の促進

- (一財)周南観光コンベンション協会をはじめとする民間団体や企業との連携を強化し、広域的なエリアでの観光ルートの開発・観光キャンペーンなどの観光誘客宣伝を展開します。
- 観光ボランティアガイドを育成し、観光客に本市の歴史・文化への認識を高めてもらい、認知度アップにつなげます。
- 下松市・光市との連携強化を図るとともに、防府市との観光連携を継続し、広域的な観光事業を展開します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
年間観光客数	平成25年度	平成31年度	観光客動態調査に基づく 数値
	137万人	180万人	

主 コンベンションシティの推進

- 市内の施設を活用した各種大会、企業・学会等の会議や研修会などの誘致により、交流人口の増大を図り、市内消費を喚起することにより地域経済の活性化を図ります。
- 本市の地域資源を活用しながら、誘致するコンベンションのターゲットを明確にし、戦略的な誘致活動を積極的に展開するとともに、民間団体・企業・学校等と一層連携し、コンベンションの受入体制の強化を図ります。
- おもてなし観光やショートトリップの開発・充実により、アフターコンベンションの魅力向上を図り、市内で開催されるコンベンションの付加価値を高めます。

主 魅力ある動物園の推進

- 施設の老朽化が進む中で、市街地にある動物園として、観光や学習等の動物園の持つ機能の強化を図るため、全面的なリニューアルを進めます。
- ニーズにあった展示館の企画事業の展開や多彩なコンテンツを利用した新規サービスの提供、情報発信等により、ソフト面からも魅力ある動物園づくりを進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
徳山動物園の年間入園者数	平成 25 年度	平成 31 年度	
	320,364 人	360,000 人	

主 都市農山漁村交流の推進

- 自然や歴史・農林水産業・暮らしなど、地域にあるものを生かした体験や滞在できる交流活動を推進します。
- 子供たちが農山漁村で行う宿泊体験活動や体験型の修学旅行などの受け入れを「周南学びの旅推進協議会」と連携して推進します。
- 農業体験をはじめとした体験交流活動や農産物等の加工活動、景観づくりなどに取り組む地域を支援します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
体験型教育旅行の受入件数	平成 25 年度	平成 31 年度	体験型教育旅行で本市を訪れた学校等の数
	-	5 団体	

主要事業

・ 広域観光推進事業

- 現在の観光ニーズを踏まえ、下松・光市を含めた周南地域や防府市を一体的な観光地として位置づけ、広域観光ルートの開発や合同観光キャンペーンなどを行います。

・ 観光ボランティアガイド育成事業

- （一財）周南観光コンベンション協会と連携し、観光資源に関する歴史や文化を伝える人材を育成することにより、観光客に本市の魅力を紹介します。

・ コンベンションシティ推進事業

- 各種コンベンションの誘致に努めるとともに、コンベンションの開催支援・おもてなし対応・受入態勢の整備等を行います。

・ 動物園リニューアル事業

- 老朽化した徳山動物園のリニューアル工事を行います。

・ ズー夢アップ21事業

- 体験を中心とした、動物園の魅力向上のためのソフト事業を展開します。

・ ふるさとスローツーリズム推進事業

- 体験型教育旅行の受入れや都市農山漁村交流を推進する「周南学びの旅推進協議会」の活動を支援します。

関連する主な個別計画

- ・周南市観光ビジョン【計画年次：平成 27～31 年度】
- ・動物園リニューアル基本計画

【用語説明】

(1) M I C E :

企業等の会議(Meeting)、企業などの報奨・研修旅行(インセンティブ旅行:Incentive Travel)、国際機関や団体・学会などの国際会議(Convention)、展示会・見本市・イベント(Exhibition/Event)の頭文字で、多くの集客交流が見込まれる、ビジネスイベントなどの総称。

8-1 新エネルギーの活用と低炭素社会の実現

基本方向

地球温暖化防止のため、水素をはじめとした新たなエネルギーを活用し、低炭素社会の実現を目指します。

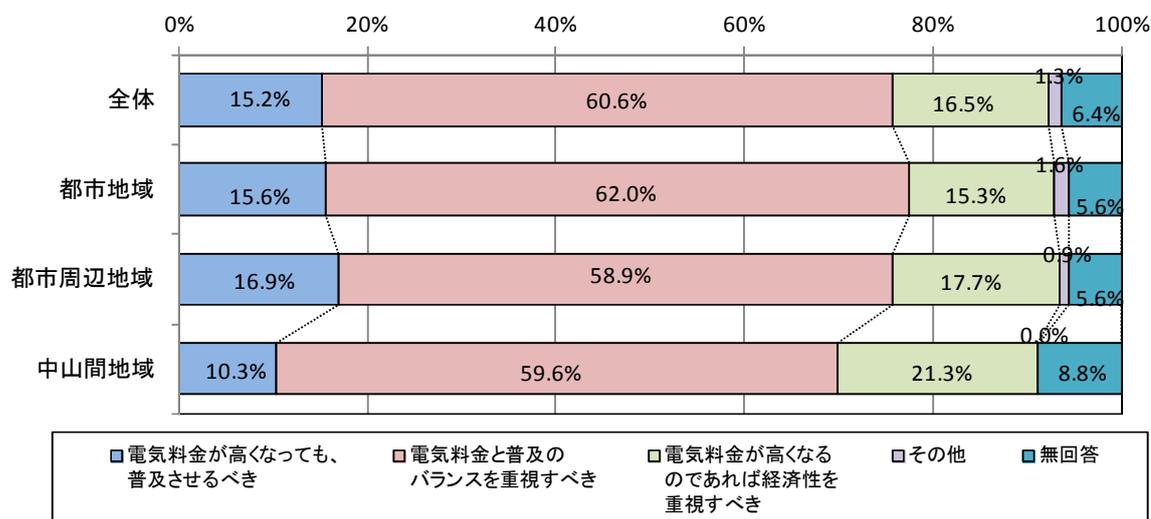
これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 本市で大量に生産される水素の利活用を図るため、平成 25（2013）年に周南市水素利活用推進協議会を立ち上げ、周南市水素利活用構想を策定するとともに、中四国地方で初となる液化水素ステーションの誘致に取り組みました。
- 住宅用太陽光発電設備設置費を補助し、再生可能エネルギーの普及促進を図りました（平成 22～25 年度：1,024 基）。
- エコチャレンジ（市民節電所）事業を実施し、家庭での夏季の節電を啓発しました。（平成 17～25 年度：延べ 1,190 世帯）
- 市の公共施設に太陽光発電設備を導入しました。（平成 22～25 年：12 施設）
- 市内一斉ノーマイカー運動を実施し、二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、車を使用しないエコライフの推進をしました。
- 身近な地球温暖化防止対策として、公共施設へみどりのカーテンを設置するとともに、市民や事業所を対象にみどりのカーテン設置講習会を開催しました。（平成 20～25 年度：延べ延長距離 2,418.2m）

・市民の評価

- 「再生可能エネルギー（太陽光・風力発電など）の普及」に対する意向



現状と課題

- 平成 27（2015）年度に液化水素ステーションを開設することから、水素を燃料とする燃料電池自動車やフォークリフト⁽¹⁾・定置用燃料電池（エネファーム）⁽²⁾などの普及促進を図る必要があります。

- 地球温暖化の原因物質でもある二酸化炭素排出量が全国的に増加傾向にあることから、家庭や事業所において排出削減に向けて取り組む必要があります。
- 近年、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーや水素などの新エネルギーの導入拡大が加速しており、本市においてもその利活用を促進していく必要があります。

推進施策の展開

主 水素エネルギーの利活用の推進

- 全国有数の水素発生都市という地域特性を生かし、次代を担うクリーンエネルギーである水素の利活用を促進することで、エネルギーの地産地消と低炭素社会への取組を進めます。
- 本市の地産である水素の利活用の促進に向けた環境の整備を図ります。
- 水素エネルギーの普及を進めていくために、水素に関する正しい知識の普及啓発を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
燃料電池自動車・水素自動車 ⁽³⁾ 数	平成 25 年度	平成 31 年度	燃料電池バス 1 台あたり 燃料電池自動車 70 台分 の水素需要として算出
	0 台	580 台	

・ 二酸化炭素排出量削減の推進

- 省エネルギーを推進し、再生可能エネルギーを活用した設備・製品の普及促進を図ります。
- 公共施設への再生可能エネルギーの導入や、環境に負荷の少ない燃料を利用した公用車の導入に努めるなど率先した取組を行います。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
定置用燃料電池（エネファーム）	平成 25 年度	平成 31 年度	市内ガス事業者のエネファーム販売台数
	120 台	1100 台	
市役所の温室効果ガス排出量（t-CO2）	平成 25 年度	平成 31 年度	
	集計中	H25 比 10% 削減	

・ 啓発活動

- 市民一人ひとりが地球温暖化問題を自分のこととして意識し、実践できるようあらゆる機会を通じて啓発を行います。

主要事業

・ 水素利活用推進事業

- 本市の地域産品でもある水素の利活用を促進するため、水素ステーションを核としたまちづくりの推進や、水素関連ビジネスの創出に向けた支援、水素エネルギーの普及啓発等を図ります。

・地球温暖化を防ぐまちづくり事業

- 市民の省エネルギー意識の醸成を図るため、各家庭での電気使用量の削減に取り組めます。
- 身近な地球温暖化防止対策として、市有施設へみどりのカーテンを設置し、市民や事業所を対象に設置講習会を開催することで、市域全体への普及を促します。
- しゅうなん出前トークなどを通じて、学校・事業所・自治会や地域のボランティア団体等に対し、「エコすごろく」などを用いて楽しくわかりやすい環境学習事業を実施します。
- 公共施設への省エネ・再エネ設備の導入や、ペーパーレス化など、市の事務・事業において環境に負荷の少ない取組みを率先して行います。

関連する主な個別計画

- ・周南市水素利活用構想【計画年次：平成 26～42 年度】
- ・(策定中) 周南市水素利活用計画【計画年次：平成 27～31 年度】
- ・(策定中) 周南市環境基本計画【計画年次：平成 27～36 年度】
- ・(策定中) 周南市エコ・オフィス実践プラン【計画年次：平成 27～36 年度】

【用語説明】

(1) 燃料電池自動車・フォークリフト：

水素と空気中の酸素を化学的に反応させて発電する燃料電池を搭載し、その電気でモーターを駆動し走行する自動車・フォークリフト。走行時には水しか排出しないため、究極のエコカーされている。

(2) 定置用燃料電池（エネファーム）：

都市ガスなどから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電し、その際に発生する熱で湯も作る、省エネ製品。

(3) 水素自動車：

ガソリンの代わりに水素を燃料とする内燃エンジンによって走行する自動車。

8-2 循環型社会の実現

基本方向

廃棄物処理法に則った一般廃棄物の適正な処理を実施するとともに、市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）を推進することにより、循環型社会の形成を目指します。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 平成 22（2010）年度に、旧 2 市 2 町で異なっていたごみの分別方法を統一しました。
- 平成 23（2011）年度に、リサイクルプラザの供用を開始し、旧 2 市 2 町で異なっていた資源物（古紙・衣類を除く）および燃やせないごみ等の処理システムを統一しました。
- ごみの分別方法の統一やリサイクルプラザの供用開始により、再資源化率の大幅な向上を実現しました。
 - ※ 再資源化率：H22 年度実績：30.2%→H25 年度速報値：42.0%また、最終処分量（埋立量）の大幅な削減を実現しました。
 - ※ 最終処分量：H22 年度実績：13,326 t→H25 年度速報値：3,412 t
- 最終処分場の埋立残余容量がひっ迫していたため、平成 26（2014）年 4 月に、徳山下松港新南陽 N7 地区に、新たな最終処分場の供用を開始しました。
- リサイクルプラザ内の「環境館」では、エコフェスタなどのイベント開催や施設見学者の受け入れなどを実施し、ごみの適正分別の必要性および 3R の取組みの重要性について PR を行ってきました。
 - ※ 来館者数：H25 年実績：3,381 人
- 現在、燃やせるごみの処理は、3 施設で行っていますが、一部事務組合を構成する関係各市と協議を行い、H27（2015）年度から新南陽・鹿野地域のごみを、平成 31（2019）年度から熊毛地域のごみを恋路クリーンセンターで処理することになりました。これにより、ごみ処理費の削減や燃やせるごみ指定袋の統一等を図ることとなります。

・市民の評価

- 「廃棄物処理対策や自然環境への取組み」に対する満足度

区 分	満 足	まあ満足	やや不満	不 満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	5.8%	31.5%	26.9%	11.6%	13.2%	11.0%
全体 (平成25年)	6.9%	43.0%	22.0%	7.5%	9.3%	11.3%

現状と課題

- 私たちの暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から循環型社会への転換が求められています。

- 一人一日あたりごみ排出量は、718g（平成24年度）で、年々減少しているものの、県（713g）や国（684g）の平均値を上回っています。
- ごみのリサイクル率は、41.4%（平成24年度）で、県（28.1%）や国（20.4%）の平均値を大きく上回っています。しかしながら、今後、燃やせるごみ処理施設の統一により、ごみ燃料化施設の稼働を停止するため、リサイクル率の低下が懸念されますが、それでも全国平均値を上回ることが予想されます。
- 今後も引き続き、市民や事業者・行政が協働して、「ごみの発生抑制」「再利用」「再資源化」（3R）を推進していく必要があります。
- 現在、処理困難物の処理は、周南市不燃物処分場や熊毛ストックヤード・鹿野一般廃棄物最終処分場で、地域ごとに処理しています。
- 今後、ごみ収集・処理システムを完全に統一し、市全域のごみ処理の効率化を図る必要があります。
- 現在、し尿や浄化槽汚泥の中間処理をしている、衛生センター・玖西汚泥再生処理施設真水苑は、両施設とも老朽化しているため、市内全域の処理を徳山中央浄化センターで行うことを視野に、処理システムの再構築を行う必要があります。
- 不法投棄は、警察や保健所など関係機関等との連携、また不法投棄防止看板の設置等により、平成22年度（100件）以降、減少傾向にありましたが、平成25年度は98件と増加しています。

推進施策の展開

・ごみの発生抑制・再利用・再資源化（3R）のさらなる推進

- 市民・事業者・行政が協働して、「ごみの発生抑制」「再利用」「再資源化」（3R）に取り組めます。
- リサイクルプラザの安心安全な運転、安定した運営を行い、市内全域の資源物（古紙・衣類を除く）や燃やせないごみ等を効率的に処理し、再資源化・最終処分量の削減を推進します。
- 3Rのさらなる推進のため、生ごみ処理機（処理容器）購入補助、資源物回収報奨金制度等、補助制度活用の周知徹底により、ごみの減量化と再資源化の促進を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民一人1日当たりごみ排出量	平成25年度	平成31年度	「家庭ごみの排出量÷周南市の人口÷365日」
	708.9g	検討中	
再資源化率	平成25年度	平成31年度	「再資源化量÷ごみ排出量（事業系も含む）×100」 ※H26年度末のごみ燃料化施設の停止により、再資源化量が減少する。
	42.0%	検討中	
最終処分量（埋立量）	平成25年度	平成31年度	不燃物処分場・鹿野一般廃棄物最終処分場の埋立量 ※H26年度以降は、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場を含む。
	3,412t	検討中	

・ **効率的な廃棄物処理システムの確立等**

- 平成 31（2019）年度から、市内全域の燃やせるごみの収集・処理を統一し、恋路クリーンセンターで処理することで、ごみ処理費の削減を図ります。
- 今後、処理困難物の収集・処理を一元化し、収集・処理システムの完全な統一を図ります。
- 市内全域のし尿や浄化槽汚泥は、徳山中央浄化センターで処理することを視野に、処理システムの再構築に取り組みます。
- 保健所や警察等関係機関と連携し、不法投棄防止に取り組みます。

・ **循環型社会づくりに向けた環境教育・啓発の推進**

- 体験工房、再生品の展示など、見て・聞いて学習する場として、市民参加型の環境イベント「エコフェスタ」を「環境館」にて開催し、ごみ問題を初めとする市民の環境に対する意識啓発を進めます。
- 「環境館」を核として、市広報・ケーブルテレビ・出前トーク等あらゆる機会を通して、啓発事業を実施します。
- 地域のごみ問題のリーダー「クリーンリーダー」と協力し、ごみ減量化・再資源化の啓発に取り組みます。
- 周南市快適環境づくり推進協議会等の団体と協力して、自然環境の保全や快適で住みよいまちづくりを推進するとともに、安心して暮らせる環境を次世代に引き継ぐため、地球温暖化防止への取り組みや循環型社会形成に向けた活動を支援します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
環境館利用者数	平成 25 年度	平成 31 年度	視察者・会議室利用者・一般来館者
	3,381 人	検討中	
クリーンリーダー設置率	平成 25 年度	平成 31 年度	クリーンリーダー設置自治会数 ÷ 市内自治会数
	92.8%	100%	

主要事業

・ **リサイクルプラザ運転管理事業**

- 一般廃棄物の再資源化を推進するため、リサイクルプラザの安心安全な運転、安定した管理・運営を行います。

・ **環境館運営管理事業**

- 「環境館」をリサイクルや環境などの啓発活動の拠点として、事業展開を進めます。

・ **家庭ごみコンポスト化事業**

- 家庭ごみ排出量の削減を図るため、家庭ごみコンポスト化事業を推進します。

・ **資源物団体回収推進事業**

- 一般廃棄物の再資源化を促進するため、自治会などによる資源物団体回収を奨励します。

- ・ **し尿処理施設整備事業**

- 徳山中央浄化センター再構築事業に併せて、し尿や浄化槽汚泥を安定的に処理する施設を整備します。

関連する主な個別計画

- ・ (策定中) 周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画【計画年次：平成 27～36 年度】
- ・ 周南市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画【計画年次：平成 20～37 年度】

8-3 環境保全の推進

基本方向

地域の特性に応じた自然環境を保全・活用し、人と自然が共生する豊かで安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、市民一人ひとりの自覚のもとごみのないきれいなまちづくりを進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 豊かな水環境を保全するため、公共下水道の整備や浄化槽の普及を図りました。
- 川の源流を探索することで水の大切さや生物多様性の実態を学ぶ「源流探検バスツアー」「水辺の教室」を開催し、環境保全への意識向上を図りました。
- 生態系との調和を踏まえた河川・藻場・干潟の整備などの、野生生物の生育・生息環境の保全や再生を図りました。
- 市道などの環境美化活動を行う団体を登録し支援する、環境清掃里親制度を実施しました。（H25年度：60団体）
- 都市公園や普通公園で清掃活動される団体を登録・支援する公園愛護会を実施しました。（H25年度：123団体）
- 平成22（2010）年度から、犬適正飼育啓発事業による、犬の飼い方教室等を行い、ペットの適正飼養の啓発、ペットのフンを放置しないなどのマナー向上を推進しました。

・市民の評価

- 「廃棄物処理対策や自然環境への取組み」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	5.8%	31.5%	26.9%	11.6%	13.2%	11.0%
全体 (平成25年)	6.9%	43.0%	22.0%	7.5%	9.3%	11.3%

現状と課題

- 本市の恵み豊かな環境を次世代へ引き継いでいくため、市民や事業者・行政が連携し、環境負荷の少ない循環型社会の構築に取り組み、人と自然の共生する社会の実現を図ることが求められています。
- 市内の海や川などの公共用水域の水質は、一部環境基準に達しておらず、引き続き生活排水等の対策を進める必要があります。
- 自然環境の保全に対する意識の高揚を図るために、動植物の生態系を学んだり、自然と触れ合ったりする機会を創出する必要があります。
- 市民や事業者・行政が連携して、自然環境の保全・活用をしていく体制づくりが求められています。

- 自治会や事業所・団体等による自主的な清掃活動や、環境清掃里親制度・公園愛護会事業等の取組みにより、近年、環境美化に対する取組み・意識は向上しています。一方「道路沿いでポイ捨てされている」「ペットのフンが放置されている」などの声も寄せられており、今後、ごみのないきれいなまちづくりに向けた市民一人ひとりの意識の醸成を図る必要があります。

推進施策の展開

・自然環境の保全と再生

- 公共用水域の水質保全のため、公共下水道や浄化槽の整備など生活排水の浄化対策を引き続き行います。
- 貴重な文化財としてのツル渡来地、またツル類の種の保存のため、ナベツル保護や人との共生を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
生活排水処理率	平成 25 年度	平成 31 年度	(行政区域内人口－非水洗化人口(計画収集人口＋自家処理人口)－単独処理浄化槽人口)÷行政区域内人口
	89.7%	93.8%	

・人づくり・地域づくり

- 市民や環境美化団体・行政が一体となり、地域の環境美化を推進します。
- 地域住民やボランティア団体等と連携して、里山や棚田・水辺などの保全と再生に努めます。

・ごみのないきれいなまちづくりの推進

- 庁内で実行委員会を組織し、これまで本市が行った施策を横断的かつ効率的に推進し、市民と一体となって、ごみのないきれいなまちづくりに取り組みます。
- モデル団体の選定や啓発活動により、ごみのないきれいなまちづくりに取り組む団体、市全域に拡大します。
- ペットのふんの放置を防止するため、飼い方マナー向上に取り組みます。
- 市内中心部で行われる大規模なイベントに合わせて清掃活動を行い、市民総参加によるごみのないきれいなまちづくりの推進に取り組みます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
きれいなまちづくりモデル団体数	平成 25 年度	平成 31 年度	模範となる活動をしている団体数
	3 団体	検討中	
犬の飼い方教室・講座の開催数	平成 25 年度	平成 31 年度	県動物愛護センター職員・獣医師による講座
	1 回	2 回	

主要事業

- ・ **“もやい”で進めるきれいなまちづくり推進事業**
 - 自発的に環境美化活動に取り組んでいる団体などへの表彰や各種イベント等の啓発活動を通し、市民と行政が一体となってきれいなまちづくりを推進します。
- ・ **合併浄化槽整備推進事業**
 - 公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽設置に対する支援を行い、普及を促進します。
- ・ **ナベツルの保護対策事業**
 - ナベツルの生息環境の整備、保護ツルの移送・放鳥など保護対策を推進します。
- ・ **犬適正飼育啓発推進事業**
 - 「犬の飼い方教室」「ワンワン銀行」の開催等により適正飼育の啓発を推進します。

関連する主な個別計画

- ・ (策定中) 周南市環境基本計画【計画年次：平成 27～36 年度】
- ・ 周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画【計画年次：平成 20～37 年度】

9-1 市政に参画できる仕組みの充実

基本方向

市政に関するさまざまな情報を積極的に発信・収集し、透明性の高い行政運営を進めるとともに、市政に関するさまざまな情報提供に努め、より一層市民が市政に参画できる環境づくりを進めます。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

【広報・広聴】

- 市ホームページでは、市政に関するさまざまな情報を発信しています。また「ようこそ市長室」のページでは、市長の毎日の動向や交際費の執行状況・定例記者会見などの情報を公開し、より開かれた市政運営に努めています。
- 市広報においては、民間活力を導入し、コストの削減と見やすい紙面づくりに努めています。また、Facebook や Twitter の運用開始や市ホームページへの電子書籍の掲載、暮らしのガイドブックの発行など、さまざまな広報媒体の活用を進めています。
- 「市長への政策提言箱」などの個別の広聴や「市長と語ろう！もやいミーティング」などの集団的な広聴を通して、市民の意見や要望などを把握し、適切な対応に努めてきました。

【情報公開】

- 市民の知る権利を尊重しながら、さまざまな行政活動について説明責任を果たし、公正で開かれた行政を推進するため、情報公開の適切な運用に努めています。
- 情報公開窓口では、市が作成した計画書や報告書、議会に関する資料の閲覧ができます。また、観光・イベント情報など、市政に関する積極的な情報提供に努めています。

【市民参画】

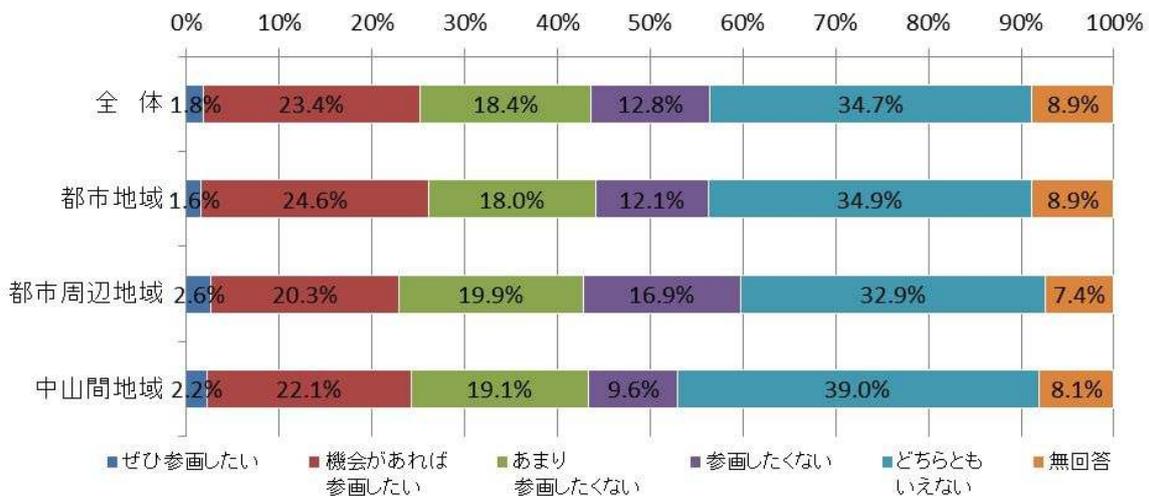
- 毎年度、市の各機関における市民参画の取組みをまとめた「市民参画実施状況年次報告書」を作成し、第三者機関である「周南市市民参画推進審議会」の評価を受け、広く市民に公表する「市民参画評価システム」を、適正かつ継続的に運用しています。
- 市民参画を推進するため、参画型会議の進行役を担うファシリテーター（促進者）の養成講座を開催しました。また、市民の参画のきっかけづくりとして、市の各機関の取組みを「市民参画スケジュール」を発行し、普及啓発に努めました。

・市民の評価

- 「市政への参画や市民と行政の協働の推進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	1.8%	17.8%	20.7%	9.6%	37.2%	12.9%
全体 (25年)	1.6%	24.0%	24.1%	10.6%	26.8%	12.9%

● 市政への市民参画についてどう思われますか？



現状と課題

- インターネットの人口普及率（総務省通信利用動向調査）は、本市誕生の平成 15 年（2003 年）末に 64.3%でしたが、平成 24（2012）年には 79.5%と年々増加しています。しかしながら、高齢化が進む中、市政の情報提供媒体は、依然として広報紙が主流であると考えられます。
- 市の取組みを分かりやすく説明するとともに、PR や開催日時の工夫などをさらに研究し、市民が参画しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 今後も「市民参画条例」に基づき、パブリック・コメントやワークショップなどのさまざまな方法を用いて、市政情報を積極的に提供し、市民の意見などを伺いながら施策を進める必要があります。
- 行政が市民参画機会を拡充するのみならず、市民自身がまちづくりを市とともに考えることに関心をもち、主体的な市政参画につなげることが大切です。

推進施策の展開

・ 市政情報の発信・個人情報の保護の推進

- 分かりやすい表現で見やすい広報紙、統一感のあるホームページなど広報媒体を工夫し、さまざまな広報媒体の活用により、市民に情報を提供し、情報の共有化を図ります。
- 安全安心に関する情報共有体制、地域情報やイベント情報の共有によるコミュニケーション機能や、動画による情報発信の取組みなど、効率的でスピード感のあるサービスの提供に向けて、ICTの利活用を進めます。
- 市が保有する個人情報については、適正な取り扱いの確保に努めるとともに、市民や事業者にも適切な取り扱いを広めます。

・ 広聴活動の拡充

- 幅広く市民の意見を聴取することにより、市民ニーズを把握し、広聴活動の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、多種多様な市民の相談に対応できるよう、市民相談業務の充実を図ります。

・ **市民参画機会の拡充**

- 市民一人ひとりが市政に参画することができる環境づくりに向けて、多様な市民参画方法の設定や実施時期の工夫に努めます。

・ **市民参画評価システムの充実**

- 市民参画の推進を図るとともに、手続きの透明性を高めるため、毎年度の実施状況について、第三者機関によって審議・評価を受け、結果を公表するシステムの充実を図ります。

・ **市民参画に係る人材養成**

- 中立的な立場で市民から多様な意見を引き出し、円滑に会議の進行を行うことのできるファシリテーターの人材養成を図ります。
- 市民参画の視点を持ち、市民の意見・提言を市の取組みに展開できる職員の育成を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
市民参画関連講座等の延べ参加者数	平成 25 年度	平成 31 年度	市民参画関連講座等の延べ参加者数
	116 人	260 人	

主要事業

・ **市民参画推進事業**

- 市民参画手続きの透明性を高め、参画を推進するため、毎年度の市民参画実施状況の報告書を作成し、市民参画推進審議会の評価と併せて公表します。
- 市民参画の手法を普及し、市民参画を担う人材を養成します。

9-2 将来を見据えた行政経営

基本方向

組織力・職員力のさらなる向上に向けた取組みや、公民連携を着実に推進し、最少の経費で最大の効果を得られるよう行財政改革を進め、持続可能な市民サービスにつなげる行政運営を目指します。

これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

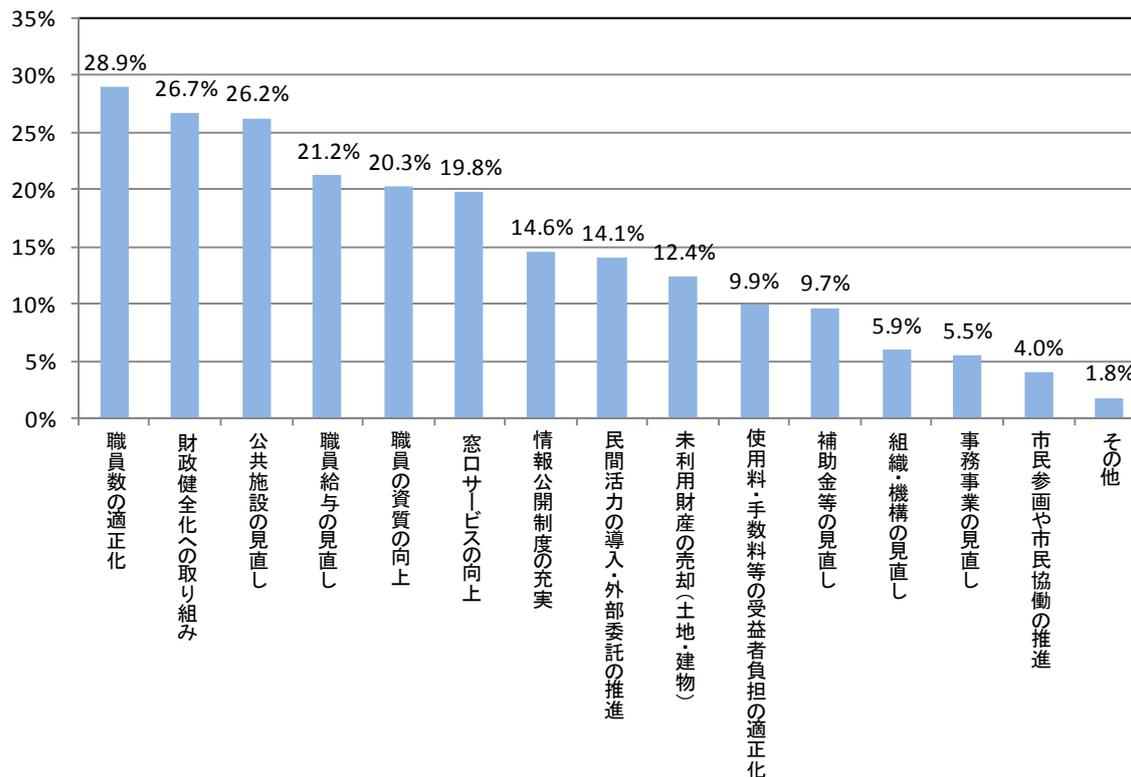
- 第2次行財政改革大綱に基づき、「選択と集中」による行財政改革の推進を図りました。また、効率的で効果的な行政運営を進めるため、平成25(2013)年度に「周南市版マネジメントシステム」を構築し、行政評価や予算査定、人事(組織)の検証に反映される仕組みづくりを行いました。
- 職員数の適正化については、「第1次定員適正化計画」に基づき、合併時の職員数1,720人を計画終了時(平成22(2010)年4月)に1,470人(▲14.5%)とする目標に対し、1,441人(▲16.2%)に削減し、引き続き「第2次定員適正化計画」では、職員力・組織力を結集した少数精鋭の市役所を目指し、平成27(2015)年4月の職員数の目標を1,350人(▲21.5%)としました。
- 外郭団体の見直しにより、平成24(2012)年3月に周南市土地開発公社、11月に周南市都市開発事業団を解散しました。
- 専門的知識・経験等を有する、市政アドバイザー制度を活用し、トップマネジメントの強化に努めました。
- 地方分権に対応した受け皿となる基礎自治体としての体制づくりを進め、全ての建築確認等に対応した特定行政庁への移行などのまちづくり分野の事務や、パスポート発行などの市民に身近な事務など県から権限移譲を受け、行政機能の充実を図り、市民サービスの向上に取り組みました。
- ノンカスタマイズを基本としたコンピュータシステムの更新を行い、経費の縮減を図るとともに、システムの有効利用による市民サービスの向上と行政事務の効率化に取り組んでいます。
- 地図利用サービス「しゅうなんマップ」を民間の無料地図の活用に取り替えたほか、電子申請サービスをホームページの電子申請機能に移行するなど、電子自治体を推進しながら費用対効果を考慮した市民サービスの提供に努めました。

・市民の評価

- 「行政改革の推進」に対する満足度

区分	満足	まあ満足	やや不満	不満	どれでもない	無回答
全体 (平成20年)	1.6%	13.4%	21.8%	15.7%	33.8%	13.7%
全体 (25年)	1.9%	21.9%	24.6%	15.4%	23.2%	13.0%

●「行財政改革」について、今後、何に重点的に取り組むべきと思いますか？



現状と課題

- 人口減少による歳入の減少や超高齢社会の進行による歳出の増加が見込まれ、さらに、合併優遇措置の終了による地方交付税の縮減、公共施設の老朽化への対応など、本市の行財政環境がさらに厳しさを増している中、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるためには、行政資源の有効活用を図り、「選択と集中」による行財政改革を進めていく必要があります。
- 平成 27（2015）年 4 月の職員数を 1,350 人とする第 2 次定員適正化計画に取り組んでおり、平成 26（2014）年 4 月現在で 1,383 人とおおむね計画どおりの進捗となっていますが、今後の職員配置については、新たな行政需要と業務の継続的な見直しを踏まえながら、適正化の取り組みを進めていく必要があります。
- 行政が保有する個人情報やさまざまな情報資産を保護するため、情報セキュリティを確保することが重要です。
- 市民サービスの向上を図り、利便性を高める通信技術の活用やコンピュータシステムの構築についても、常に IT 投資効果を検証し、システム導入や管理運用に関する最適化を図る必要があります。

推進施策の展開

主 行財政改革の推進

- 新たな指針となる「第 3 次行財政改革大綱」の基本目標である「自立したまちづくり」に向けて、行財政改革のさらなる推進を図ります。また、執行体制や職員の最適化を進めるとともに、事務事業の継続的な見直しにより、簡素で効率的な事務事業の推進を図ります。

- 行政の多様化・高度化に対応していくため、個々の業務における専門的研修の充実や人事評価の適切な運用により、職員資質・モチベーションの向上を図ります。
- 「周南市版マネジメントシステム」の柱となる「部・課の運営方針書」で各部署が目標に向けて果たすべき役割を認識し、中長期的な達成目標を定め、常に点検・評価しながら事業を進めるとともに、市民に対する説明責任の徹底を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
第3次行財政改革大綱推進計画（平成27～31年度）の達成状況	平成25年度	平成31年度	「実施項目達成件数」÷ 「実施項目件数」×100
	—	100%	

・他の自治体や高等教育機関との連携

- 広域的な連携による効率的な行政運営や防災、環境問題など本市単独では解決が難しい課題に対応するため、他の自治体との広域的な連携について検討します。
- 自立的・主体的で個性豊かな地域づくりの展開、事務の簡素化やスピードアップなど、行政サービス向上につながる、県からの事務権限移譲の受け入れを進めます。
- 大学、工業高等専門学校、専門学校等の高等教育機関と連携し、各々の得意分野を生かしながら、学生等の若い力を活用したまちづくりを進めます。

・情報セキュリティの確保

- 行政情報の安全性を確保しながら、各種情報を整理・体系化し、分かりやすく市民に提供することで、質の高い市民サービスを実現します。
- 情報セキュリティ対策を実施した上で、ICTの活用による市民サービスの向上を図るとともに、インターネットなどを活用し、時間や場所に制約されない利便性の高い市民サービスや市政への市民参画の機会の拡大を進めます。

主要事業

・行政改革関係事業

- 第3次行財政改革大綱の推進を図り、目標達成のための進行管理を行います。
- 市民との共創・共生、民間活力の活用を図り、サービスの向上や効率化を目指して、業務の外部委託を推進します。
- 「周南市版マネジメントシステム」を機能的に活用し、施策や事務の着実な推進、限られた資源の効果的・効率的な活用につなげます。

関連する主な個別計画

- ・（策定中）第3次行財政改革大綱【計画年次：平成27～31年度】
- ・（策定中）職員配置適正化方針【計画年次：平成27～31年度】

9-3 持続可能な財政運営

基本方向

将来にわたり必要な市民サービスを提供できるよう、第3次行財政改革大綱に基づき、歳入・歳出全般の抜本的な見直しを行い、財源の確保と歳出の抑制に取り組み、計画的で持続可能な財政運営に努めます。

これまでの取り組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 歳入に見合った歳出を基本方針とした「周南市健全財政推進計画」を策定し、自主財源確保と歳出抑制に取り組み、健全な財政運営に努めました。
- 「納付ご案内センター」の活用や、口座振替の加入促進に取り組みるとともに、県派遣職員と協力して滞納整理を強化し、収納率向上に努めました。
- 市が所有する債権の取扱いについて、統一的な処理基準を定め、公正かつ公平な市民負担の確保と債権管理の適正化に努めました。

現状と課題

- 景気の低迷や人口減少などにより、市民税をはじめ自主財源が減少傾向にある一方で、扶助費は増加傾向にあります。
- 多くの公共施設の老朽化が進んでいることから、施設の長寿命化と、維持管理コストの低減を図る必要があります。
- 普通交付税の合併算定替や、有利な合併特例債の発行など、国による合併支援措置が平成30（2018）年度で終了するため、自立したまちづくりに向けて、長期的な視点に立った行財政基盤の確立が喫緊の課題です。

推進施策の展開

主 積極的な財源の確保

- 自主財源の根幹である市税や使用料・手数料等は、負担の公平性確保と受益者負担の原則の観点から、収納率向上に取り組みます。
- 市有財産を経営資源として捉え、適正な管理と有効活用を進めることにより、将来に向けた財源の確保・拡充に取り組みます。
- 競艇事業の健全経営により、一般会計への安定・継続的な繰出金の確保に努めます。

・増加する歳出の抑制

- 事務事業の見直しや職員の定員管理の適正化、民間活力の積極的な活用など、事務の効率化と歳出の適正化に努め、経常的な経費の抑制に取り組みます。
- 老朽化が進む公共施設は、効率的で計画的な維持管理や修繕等に努め、管理経費の低減に取り組みます。

・適正な市債の発行・管理

- 財政負担の平準化と世代間負担の公平化を念頭に、長期的な視点から公債費の動向を見据え、計画的かつ適正な市債の活用に努めます。

・ **新地方公会計制度への対応と活用**

- 市民に対する説明責任を果たすとともに、財政の効率化・適正化を図ることを目的として、資産や負債のストック情報や、減価償却費などの費用を適切に管理する、固定資産台帳の整備などの新地方公会計制度を導入し、行財政マネジメントに活用します。

・ **財政運営の透明性の確保**

- 市広報やホームページなどを活用して、分かりやすく財政情報を提供することにより、財政状況の透明性の確保に努め、市民との情報共有と共通認識を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
第3次行財政改革大綱推進計画の達成状況	平成 25 年度	平成 31 年度	「実施項目達成件数」÷ 「実施項目件数」×100
	—	100%	

関連する主な個別計画

- ・ (策定中) **第3次行財政改革大綱**【計画年次：平成 27～31 年度】

9-4 公共施設老朽化への対応

基本方向

公共施設の老朽化への取組みを着実に推進し、身の丈に合った施設の保有総量の最適化を実現させることで、将来にわたり持続可能な市民サービスの提供を目指します。

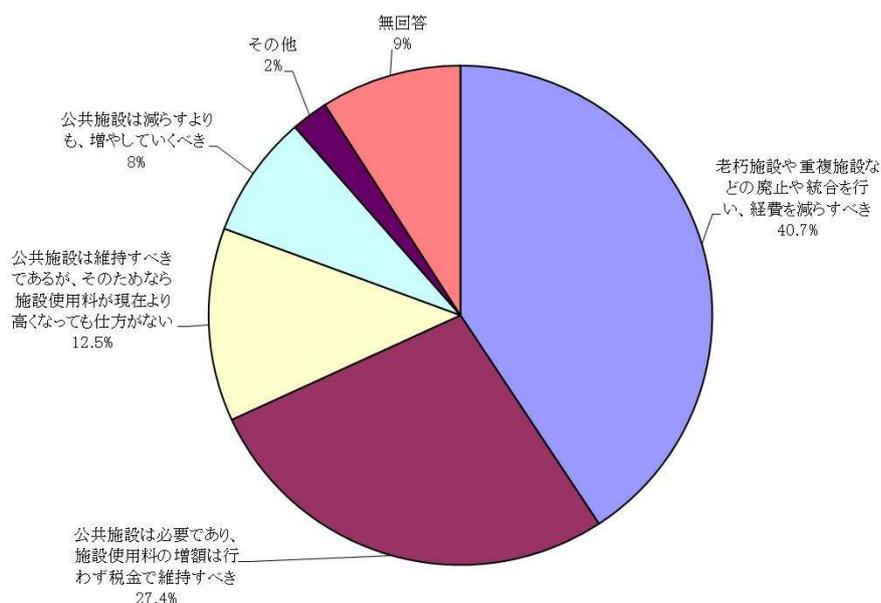
これまでの取組み・成果

・実施した主要施策・事業等

- 公共施設の老朽化問題への取組みとして、「公共施設白書」「公共施設再配置の基本方針」を策定しました。
- 「公共施設再配置の基本方針」に基づき、今後必要となる取組みや公共施設の中・長期的な方向性等を示した「周南市公共施設再配置計画」を策定しています。

・市民の評価

- 将来に向けて必要な行政サービスを維持するうえで、今後の本市の公共施設のあり方について、あなたのお考えに近いのはどれですか。



現状と課題

- 本市の公共施設の約6割が建築後30年を経過し、既に改修や建替えの時期を迎えています。このため、道路や橋りょう等のインフラを含めた施設の更新については、集中的に多額の費用が必要と見込まれ、本市の財政に大きな影響を与えることが考えられます。
- 今後、人口減少による税収の減少や超高齢社会の進行による社会福祉関係費等の増加が見込まれており、本市の財政はより厳しさを増している状況です。このような中、現状のまま全ての施設を更新していくことは困難であることから、将来にわたり持続可能な施設の適正配置・長寿命化等に向けた早急な対応が必要です。

推進施策の展開

主 公共施設老朽化への対応

- 公共施設再配置計画の着実な推進を図ることで、将来にわたり持続可能な市民サービスの提供を目指します。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
公共施設再配置計画の前期5年間の達成状況	平成 25 年度	平成 31 年度	「実施項目達成件数」÷ 「実施項目件数」×100
	—	100%	

主要事業

・行政改革関係事業

- 公共施設再配置計画の着実な推進を図ります。

関連する主な個別計画

- ・（策定中）周南市公共施設再配置計画【計画年次：平成 27～●●年度】
- ・（策定中）第 3 次行財政改革大綱【計画年次：平成 27～31 年度】